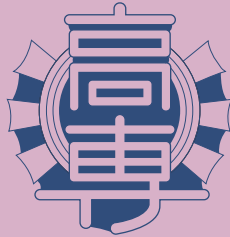


平成**26**年度

学生生活のしおり



独立行政法人国立高等専門学校機構

旭川工業高等専門学校

ASAHIKAWA NATIONAL COLLEGE OF TECHNOLOGY



校章の由来

左右の旭光は本校学生の将来の輝かしい発展を意味し、高専の左右の3本の弧線は本校の教育方針である明朗で誠実、しかも技術革新に対応する新しいタイプの技術者を養成する3つの意味を有する。

さらに、旭光は旭川の旭を、3本の線は旭川の川を象徴する。

なお、この図案は本校初代校長原田準平氏の手によるものである。

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 本校の教育理念・教育目標・校訓 | 3 |
| 本科（各学科・科）の教育目標 | 4 |
| 専攻科（各専攻）の教育目標 | 8 |
| 「環境・生産システム工学」教育プログラムの学習・教育目標 | 8 |
| 校 歌 | 10 |
| 沿革の概要 | 12 |

本 科

I 学 習

| | |
|-------------------|----|
| 1 教育課程 | 15 |
| 2 履 修 | 15 |
| 3 試 験 | 16 |
| 4 修 得 | 17 |
| 5 進級・卒業 | 17 |
| 6 欠席・遅刻・早退等 | 18 |
| 7 転科・休学・復学 | 19 |
| 8 学習のための施設 | 20 |
| 9 オフィスアワー | 21 |

II 学生生活

| | |
|--------------------|----|
| 1 基本的生活習慣 | 22 |
| 2 通 学 | 22 |
| 3 学生生活の決まり | 23 |
| 4 学生生活に関する相談 | 24 |
| 5 授業料免除 | 25 |
| 6 就学支援金 | 25 |
| 7 奨学金・保険等 | 25 |
| 8 アルバイト | 27 |
| 9 賞 罰 | 28 |
| 10 福利施設 | 29 |

III 課外活動

| | |
|---------------|----|
| 1 学生会活動 | 30 |
| 2 合 宿 | 34 |

| | |
|------------------------|----|
| IV 就職・進学 | |
| 1 就職 | 36 |
| 2 進学 | 36 |
| V 寮生活 | |
| 1 学寮の目的 | 36 |
| 2 学寮の運営と指導体制 | 36 |
| 3 生活上の注意について | 37 |
| 4 寮の施設・設備について | 40 |
| 5 寮生会について | 41 |
| 6 入退寮の手続き | 41 |
| 7 寮費 | 42 |
| VI Q & A | 43 |
| 専攻科 | |
| I 学修 | |
| 1 単位 | 47 |
| 2 履修 | 47 |
| 3 試験 | 47 |
| 4 修得 | 48 |
| 5 「環境・生産システム工学」教育プログラム | 48 |
| 6 特別研究 | 49 |
| 7 インターンシップ | 49 |
| 8 学位の取得 | 49 |
| 9 その他 | 50 |
| II 学生生活 | |
| 1 遵守事項 | 51 |
| 2 学校からの連絡事項について | 51 |
| 3 その他 | 51 |
| 「環境・生産システム工学」教育プログラム | 52 |
| 学校施設配置図 | 54 |
| 教室・実験室等配置図 | 55 |
| 体育施設・合宿施設見取図 | 58 |
| 秀峰会館見取図 | 59 |
| 寄宿舎見取図 | 60 |
| 授業時間 | 63 |
| 手続一覧 | 64 |
| 規程等に関すること | 67 |

はじめに

「学生生活のしおり」は、旭川工業高等専門学校に入学した学生諸君が、5年間（専攻科を含めると7年間）の学生生活を、快適に続けるための必携の書です。新入生諸君には、まずこの本を隅から隅まで読んでいただきたい。2年生以上の学生諸君には、本棚の目の届く処にこの本を置いて、1年に1度読み返していただきたいものです。本校の教育理念および各教育目標を始め、学習、学生生活、課外活動、就職・進学、寮生活などについて、学生諸君が知っておかなければならない重要な事柄が書かれています。勉学に行き詰まった時、精神的にまいったとき、あるいははじめを受けたとき等、誰に相談すべきか書かれています。Q&Aには、学生諸君からよくある質問と、それに対する回答が載せられています。上手にこの本を利用してください。

巻末部には、旭川高専を運営するにあたっての規程が載っていますが、旭川高専の教育・研究および管理・運営は、すべてこれらの規程に基づいて行われています。旭川高専がどのような人材を育成し、どのような教育目標を持っているのか、是非記憶にとどめていただきたいものです。「実践的研究開発型技術者」の持つ能力と特質、その技術者育成のため旭川高専がもつ教育目標を是非知っておいてください。

本書に書かれているいろいろな規則・注意は、長い年月を経ていろいろな経験、事故・事件を通して改正されたものです。必要ないと思われる文章も、いろいろ深い意味を持っていますので、そんなことを考えながら読むと、興味深く感じるかも知れません。規則は、普遍的なものではありません。社会の動向、科学技術の発達、学生気質の変化などにより、随時、改正していかなければなりません。学生諸君も気のついた点をどしどし指摘いただきたいと思えます。

平成26年4月

校長 清水 啓一郎

≡ 本校の教育理念 ≡

将来性のある人間性豊かな「実践的研究開発型技術者」を養成する。

≡ 本校の教育目標 ≡

<本 科>

- ① 人間形成に必要な一般教育科目をできるだけ幅広く展開し、豊かな教養と幅広い思考力を養う。また、外国語を鍛え、外国文化に対する理解力を養う。
- ② 若く新鮮な感性と実験・実習等を重視した体験学習により、豊かな創造力と行動力を養う。
- ③ 工学基礎及び専門基礎をしっかり身に付けさせ、広い専門的視野と総合的判断力を持たせる。
- ④ 自主的に思考し、学習し、行動する習慣を身に付けさせ、心身の健康維持、増進に努めさせる。

<専 攻 科>

社会を支える技術者を育成するため、高等専門学校における5年間の課程で培われた工学に関する知識・技術をより深く教授する。

≡ 本校の校訓 ≡

明 朗 誠 実 自 主 創 造

本校創立50周年を機に、栄えある歴史と伝統を継承しつつ、さらに未来へ力強く踏み出すことを誓い、この校訓を定める。

「明朗誠実」は、本校開校以来の精神的バックボーンであり、「自主創造」は、本校教育目標である「自主的に思考し、学習し、行動する」と「豊かな創造力を養う」に由来する。

(平成24年11月16日制定)

≡ 本科(各学科・科)の教育目標 ≡

機械システム工学科

機械システム工学科では、「機械工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、さらに、各々の技術要素を有機的に構成し、新たな社会構築に役立つシステムを創造していく能力を身に付けた、国際的視野を持った技術者」の育成を目指しており、以下の教育目標を掲げている。

- ① 機械工学に関する基礎的・専門的知識を身に付ける。
- ② 機械システムを創造する能力を身に付ける。
- ③ 課題の発見と問題解決のできる能力を身に付ける。
- ④ 社会環境との調和を多角的に考察できる能力を身に付ける。
- ⑤ 幅広い視野と豊かなコミュニケーション能力を身に付ける。

電気情報工学科

我々の社会、経済、生活が、インターネットの急速な発展によって大きく変わろうとしている。また、半導体技術の発展によって、コンピュータはあらゆる電子機器の中に部品のレベルで組み込まれ、それらが通信ネットワークと有機的に結びついて制御されるユビキタス情報社会を形成しようとしている。このような情報社会では、電気・電子技術をベースとする情報技術者の養成はますます重要になっており、電気情報工学科では以下の教育目標を掲げている。

- ① 電気電子工学の基礎である電磁気学、電気回路、電子回路等の知識を修得させ、その上に半導体工学や電力工学等の専門的能力を身に付けさせる。
- ② 情報工学、計算機工学等の情報技術を修得させ、ソフトウェアプログラミングやネットワークシステムに関する専門的能力を身に付けさせるとともに、電気電子技術と情報技術とが融合する新技術分野に柔軟に対応できる技術者を育てる。
- ③ 技術が社会に与える影響や環境について考えることができ、電気・電子・情報技術を用いてエネルギー、環境問題にアプローチできる技術者を育てる。

- ④ 電気・電子・情報分野での問題解決能力を高めるため、国際的視野をもった技術者を育成するとともに、コミュニケーション・プレゼンテーション能力を養う。

システム制御情報工学科

コンピュータ及び情報技術は、電化製品や自動車等の産業製品、それら製品を製造する生産機械や産業ロボット、さらには金融・物流システム等に組み込まれており、現代社会にとって欠くことのできない基盤技術である。コンピュータの応用技術は、その構成要素であるマイクロプロセッサ、電気・電子部品、機械部品等のハードウェア技術と、これらをシステムとして有機的に結合し目的の機能を発揮させるソフトウェア技術から成り立っている。したがって、それらを統合するためには、機械・電気・情報をはじめとする多様な領域にまたがる知識とシステム制御の技術を身に付けることが必須である。このような複合領域にまたがる技術に対応できる技術者への社会的・国際的要請は、今後ますます強くなると考えられる。

システム制御情報工学科では、「コンピュータ中心のシステム作り」をキーワードとして、情報技術と機械工学、電気工学等の基礎が融合した複合領域分野で活躍できる国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。具体的には、以下の項目を教育目標とする。

- ① コンピュータ応用技術に関する専門科目と実験・実習を通して、コンピュータを道具として自在に操る情報技術を持たせる。
- ② 機械工学、電気・電子工学に関する専門科目と実験・実習を通して、ものづくりの基礎となる知識を習得させるとともに、ものづくりのセンスを磨かせる。
- ③ 情報技術、機械工学及び電気・電子工学を融合させた分野である画像・計測システム、情報システム、制御システム、メカニカルシステム等の複合領域の技術を持たせる。
- ④ 卒業研究を通して、学んだ知識を総合的に応用して国際的視野を持って創造する力を育てる。

物質化学工学科

我々の生活を便利で快適にしている高機能で多機能な様々な製品は、化学の力によって生み出された優れた材料を基盤としている。将来にわたってこのような豊かな生活を続けていくためには、材料及び製品の開発、製造、利用、廃棄の過程での省エネルギーと地球環境に負荷をかけない技術の開発が重要となっている。また、有限な資源の利用だけでなく、生物の力を利用した再生可能な資源やエネルギーを有効に使った、持続可能な社会の構築も重要な課題となっている。物質化学工学科は、食品、医療、環境保全、エネルギー、情報、材料等、現代生活を支えるあらゆる分野に貢献できる、国際的視野を持った技術者の育成をめざして、以下のような教育目標を掲げている。

- ① 化学及び生物分野の基礎的知識を、実験等を通して十分身に付けさせる。
- ② 化学及び生物分野の専門的知識を基に、幅広い視野に立って地域社会や社会全体に貢献できる能力を身に付けさせる。
- ③ 人間と自然環境との関わりを理解し、科学技術がそれに与える影響を自覚できる能力を身に付けさせる。
- ④ 様々な分析機器や情報機器を積極的に活用して、諸問題に取り組む能力を身に付けさせる。

一般人文科

一般人文科では、一般理数科や専門学科と協力しながら教養豊かな人間性の涵養を図り、また、専門科目の内容を十分に理解できる基礎学力を育むため、以下のような教育目標を掲げている。

- ① 日本語や外国語によるコミュニケーション能力を高め、異文化を理解する力を育成する。
- ② 現代社会の仕組みや特質を理解するとともに、科学技術が及ぼす影響を考えてその社会的責任を自覚する技術者倫理を育成する。
- ③ 自律性・創造性に富み、地球的視野で物事を考え、地域社会に貢献し得る能力を育成する。

- ④ 自主的に思考し，学習し，行動する習慣を身に付け，社会人として必要な心身の健康維持，増進に努める態度を育成する。

一般理数科

一般理数科では，一般人文科や専門学科と協力しながら教養豊かな人間性と創造性の涵養を図り，また，専門科目の内容を十分理解できる基礎学力を育むため，以下のような教育目標を掲げている。

- ① 数学・自然科学の原理や法則を理解し，科学的で論理的な思考能力を育成する。
- ② 絶え間なく進歩する科学技術に，将来とも対応できる能力を育成する。

≡ 専攻科(各専攻)の教育目標 ≡

生産システム工学専攻

機械システム工学科，電気情報工学科及び制御情報工学科で教授した教育内容を基礎とし，それぞれの専門分野の技術が融合した境界領域分野の諸問題にも対応できるように教育課程を編成し，メカトロニクス，エレクトロニクス，コンピュータ応用等の技術が融合した生産システム分野において活躍できる，総合的能力を備えた技術者を育成する。

応用化学専攻

物質化学工学科で教授した教育内容を基礎とし，化学・バイオ関連産業における専門的な実務に携わることを前提とした教育課程を編成し，製品・技術の開発及びそれに伴う環境や社会への配慮等に柔軟に対応できる，総合的能力を備えた技術者を育成する。

≡ 「環境・生産システム工学」教育 ≡ ≡ プログラムの学習・教育目標 ≡

- (A) 地域社会，産業社会の様々な要求に応えるために既存の情報機器・分析機器を使いこなし，新しい技術にも対応できる能力を持った技術者の育成
- A-1 数学・自然科学・情報技術に関する知識を有し，それを活用することができる。
- A-2 基礎工学の知識・能力をもとに，地域・社会の要求を理解し，それに対応することができる。
- A-3 基礎的実験・実習の技術を習得し，それを活用することができる。
- (B) 日本及び世界の歴史，文化に対する知識と教養に基づいて物事を認識するとともに，科学技術が社会や自然環境に及ぼす影響を考慮

し、その社会的責任を自覚する技術者倫理を持った技術者の育成

B-1 日本の文化について理解し、説明することができるとともに、文化の多様性を認識することができる。

B-2 地球的視点から多面的に物事を考え、自己の教養を高めるための努力を継続することができる。

B-3 専門分野の知識と社会的良識に基づいた職業倫理を持ち、自己の技術や行為が社会に及ぼす影響について考慮することができる。

(C) 論理的思考に支えられた明晰な日本語を用いて記述し発表する能力、学会等において討議できるコミュニケーション能力及び国際的な場でのプレゼンテーション等の基礎的コミュニケーション能力を持った技術者の育成

C-1 適切な日本語を用いて、記述・発表・討議することができる。

C-2 外国語による基礎的コミュニケーションができる。

C-3 英語で記述された技術論文、取扱説明書等を理解することができる。

(D) 多様な工業技術システムを理解し、地球環境に優しい技術開発や研究を遂行できるエンジニアリングデザイン能力を持った技術者の育成

D-1 基礎工学及び専門工学に関する知識・技術を有し、それを活用することができる。

D-2 データを分析・解釈し、正しく結論を導き出すことができる。

D-3 工学全般の知識・技術をもとに、環境に配慮した技術開発や研究を企画し、遂行することができる。

(E) 多角的視点で自ら考え、新たな価値を創造・開発することができ、それをシステム化する、あるいは再構築する能力を持った技術者の育成

E-1 共通の工学関連分野の基本的な知識を有し、さらに自主的・継続的に学習することができる。

E-2 チーム活動を通してメンバーの同意形成を図り、協調しながら一つの目的を成し遂げることができる。

E-3 複眼的な思考能力をもとに、創造性を発揮して新たな課題を探求し、解決することができる。

校歌

(昭和42年)

作詞 原田 準平

作曲 矢島 澄策

かなすめ がーい やぎすろ くるむう しわかせ ゆががい ほさくじ うはとつ たひぎむ いとじゆね せもつに つえとし とでにて

きたにせ ーいーき よかろつ ききとき なりかた がそらく れうだま のをの いあきこ しこたせ かがえい りれつそ をつう

あきまみ ーばなの しうぶり たののて ゆひみこ うーいー べかちこ にりにに なあいい がおやき めぎはた つつげか つつむし

しぎこた んわうた こめがえ うてくよ だすのわ ーいーこ いすはう にむなど *poco rit*..... そがきこ そくきえ りのいた たみおか つちうく

f..... われらが こうせん あさひかわ

とでにて わわわわ にににに さはぼた かえこた えならえ んんんん われらが ぼこ

校歌

作詞 原田 準平

一 輝く秀峰大雪と

清き流れの石狩を

朝夕あしたゆうぐにながめつつ

春光台にそそりたつ

われらが高専 旭川

永久とわに栄えん われらが母校

三 進む科学と技術とに

心と身体からだを鍛えきたつつ

学びの途にいやはげむ

工学の花咲き匂う

われらが高専 旭川

永久に誇らん われらが母校

二 たぎる若さは火と燃えて

高き理想をあこがれつ

希望の光仰ぎつつ

究きわめて進む学の途

われらが高専 旭川

永久に映えなん われらが母校

四 明朗誠実胸にして

切磋琢磨の五星霜

実りてここに意気高し

たたえよ若人声高く

われらが高専 旭川

永久に讃えん われらが母校



オオーツ

知ってびっくり！

皆さんご存じのとおり、どこの学校にも校歌、応援歌がありますよね！旭川高専も、もちろん校歌も応援歌もあります。しかーしなんと！学校創立から2年間は校歌も応援歌もなかったんですよ！しかも、応援歌のほうが先に出来てしまいました。校歌が発表されたのは、昭和42年で、創立から6年目だったんですよ。ただ、実際に歌われたのは、昭和48年にわが野球部が北北海道大会に出場した時だったんです。それまでは、高専体育大会等において歌われていたのは応援歌で、当時の学生は、応援歌を校歌と思いでいました。

本当の話ですよ！

沿革の概要

- 昭和37年 1月10日 旭川市に工業高等専門学校設置決定
- 2月24・25日 昭和37年度入学者選抜試験実施
- 4月1日 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和37年法律第36号）が公布され、旭川工業高等専門学校（機械工学科2学級（80名）、電気工学科1学級（40名））が設置された。
初代校長として北海道大学教授原田準平就任
- 4月23日 開校式及び第1回入学式挙行
仮校舎に春光町の旧第7師団兵舎（現北海道教育大学附属旭川中学校所在地）を使用
- 昭和38年 3月20日 校舎・寄宿舍（管理棟、第1棟、第2棟）新築
- 3月31日 新校舎（現在地）に移転
- 12月15日 校舎・寄宿舍（管理棟、第1棟、第2棟）増築、第1実習工場新築
- 昭和40年 3月17日 校舎・寄宿舍（管理棟、第2棟）増築、第1体育館新築
- 9月20日 陸上競技場・野球場新設
- 11月1日 屋外プール新設
- 11月19日 学生食堂兼集会所新築
- 昭和41年 4月1日 工業化学科1学級（40名）設置
- 10月15日 有田喜一文部大臣本校視察
- 12月11日 武道場新築
- 昭和42年 3月17日 第1回卒業証書授与式挙行
- 3月27日 校舎（工業化学科棟）・寄宿舍（管理棟）増築、第2実習工場・変電室新築
- 昭和43年 9月3日 昭和天皇、皇后両陛下本校を御視察
- 昭和45年 4月1日 第2代校長として北海道大学教授星光一就任
- 昭和46年 11月29日 図書館センター新築
- 昭和47年 10月7日 創立10周年記念式典挙行
- 昭和48年 12月26日 電子計算機室新築
- 昭和52年 1月28日 第2体育館新築
- 昭和54年 4月1日 第3代校長として北海道大学教授三浦良一就任

- 昭和55年 3月29日 プール上屋取付及び浄化装置取付
7月28日 合宿研修施設設置
- 昭和55年12月 2日 体育館渡り廊下新築
12月15日 生産システム実験センター新築
- 昭和56年10月16日 全天候性テニスコート新設
11月 3日 ゴルフ練習場・バッティングセンター新設
- 昭和57年12月15日 秀峰会館新築
- 昭和59年 4月 1日 第4代校長として北海道大学教授青村和夫就任
- 昭和61年 3月14日 校舎改修（第1期）
- 昭和62年 8月31日 野球場ダックアウト新設
9月30日 噴水新設
10月 6日 創立25周年記念式典挙行
- 昭和63年 4月 1日 機械工学科2学級のうち1学級を制御情報工学科に改組
- 平成 2年 2月 8日 制御情報工学科棟新築
- 平成 3年 4月 1日 第5代校長として北海道大学教授田川遼三郎就任
12月 2日 寄宿舎（第1棟）改築
- 平成 9年 4月 2日 第6代校長として北海道大学教授吉田宏就任
8月30日 小杉隆文部大臣本校視察
- 平成10年 4月 1日 工業化学科を物質化学工学科に改組
- 平成11年 4月 1日 専攻科（生産システム工学専攻（12名）、応用化学専攻（4名））設置
4月12日 第1回専攻科入学式挙行
- 平成13年 3月 9日 第1回専攻科修了証書授与式挙行
3月23日 管理・専攻科棟新築
11月12日 校舎改修
- 平成14年 4月 1日 第7代校長として北海道大学教授前晋爾就任
10月31日 校舎改修
- 平成15年 4月 1日 電気工学科を電気情報工学科に名称変更
- 平成16年 4月 1日 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）が公布され、旭川工業高等専門学校は独立行政法人国立高等専門学校機構旭川工業高等専門学校となった。
機械工学科を機械システム工学科に名称変更
- 平成17年 3月25日 寄宿舎第2棟改築工事（女子寮）竣工

- 平成17年5月12日 「環境・生産システム工学」教育プログラムがJABEEの認定を受ける
- 平成18年2月14日 地域共同テクノセンター設置
- 3月20日 平成17年度高等専門学校機関別認証評価において大学評価・学位授与機構の認定を受ける。
- 平成19年4月1日 混合学級開始
- 平成20年4月1日 第8代校長として北海道大学教授高橋英明就任
- 平成21年4月1日 技術創造部設置
- 7月30日 韓国・水原ハイテク高等学校と学術交流協定を締結
- 8月7日 ベルギー・ブリュッセル自由大学と学術交流協定を締結
- 9月14日 ドイツ・エルランゲン大学と学術交流協定を締結
- 12月15日 本校を含む道内4高専と北海道大学が学術交流協定を締結
- 平成22年3月29日 本校を含む道内4高専と室蘭工業大学が学術交流協定を締結
- 4月23日 本校を含む道内4高専と公立ほこだて未来大学が学術交流協定を締結
- 5月25日 本校を含む道内4高専と北見工業大学が学術交流協定を締結
- 11月29日 本校を含む道内4高専と帯広畜産大学が学術交流協定を締結
- 平成23年4月1日 制御情報工学科をシステム制御情報工学科に名称変更
- 平成24年3月29日 平成23年度高等専門学校機関別認証評価において大学評価・学位授与機構の認定を受ける
- 5月19日 創立50周年記念植樹
- 10月5日 創立50周年記念式典挙行
- 平成25年4月1日 クラス編成を混合学級から学科別に変更
- 平成26年4月1日 第9代校長として大分工業高等専門学校教授清水啓一郎就任

≡ 本 科 ≡

I 学 習

1 教育課程

本校は、学年制を採用しています。各学科において修得しなければならない授業科目及び単位数は、学則別表第1「教育課程表」(P82～P93)を参照してください。

1 単位の修得に必要な学修の計算方法は、以下のとおりです。

ただし、2 時限連続の90分授業については、高専単位における2 単位時間、学修単位における2 時間の授業として取り扱います。

〔第1～3 学年〕(高専単位)

- ・ 1 単位時間(1 時限) 当たり標準50分とし、30 単位時間の授業をもって1 単位とします。

〔第4・5 学年〕(学修単位)

- ・ 1 単位当たり、次の計算により45 時間の授業及び自学自習を合わせて1 単位とします。ただし、体育IV、企業実習、卒業研究は第1～3 学年と同様の計算方法となります。

- ① 講義は、15 時間の授業時間と30 時間の自学自習で45 時間の学修。(ただし、外国語の授業科目は30 時間の授業時間と15 時間の自学自習で45 時間の学修とします。)
- ② 演習、実験及び実習は30 時間の授業時間と15 時間の自学自習で45 時間の学修。

2 履 修

受講する科目には、必修科目と選択科目があります。選択科目を受講するためには履修の申請が必要です。申請の方法等については、事前に説明会を行い説明します。

(1) 必修科目

履修の申請は不要

(2) 選択科目

履修の申請が必要

- ① 一般選択科目 (第4・5 学年において3 単位以上修得)
- ② 専門選択科目 機械システム工学科 3 単位以上修得
電気情報工学科 10 単位以上修得
システム制御情報工学科 5 単位以上修得
物質化学工学科 8 単位以上修得

(3) 履修認定要件

各科目を履修したかどうかの認定は、科目ごとに総授業時間数の4/5以上を出席していることが必要です。4/5未満の場合は、その科目の履修は不認定となり、評価は0点となります。

総授業時間数の2/3以上出席していない科目が1科目でもあると、その科目ばかりでなくその学年のすべての科目の履修が不認定となって評価が0点となり、進級ができなくなるので十分注意してください。

また、各科目の履修記録（出席、欠席・欠課、遅刻、早退、特別欠席、忌引など）は、科目担当教員による確認と学生による欠席願の提出などに基づき電算処理し、出席簿に記録されます。

出席簿は、定期的にホームルーム教室に掲示しますので、欠課時数などに誤りがないか必ず確認してください。確認後の履修記録は、前期末と学年末の学業成績通知表にそれぞれ記載し、保護者へ通知します。

なお、この時点で欠課時数などに誤りが見つかった場合でも、指定の期日（前期末は11月末、学年末は4月末）までに科目担当教員へ申し出れば、確認の上、履修記録を訂正します。これ以後に申し出ても訂正はできませんので注意してください。



試験中の不正行為は、その試験期間の全科目が0点になります。試験は正々堂々と受けよう！

3 試 験

試験は、定期試験・追試験・その他の試験の3種類があります。

(1) 定期試験

前期末及び学年末に一定の期間を定めて行います。

(2) 追 試 験

病気その他やむを得ない理由により、試験を欠席した者に対して、科目担当教員が必要と認めた場合に行います。

(3) その他の試験

科目担当教員が必要と認めた場合に随時行うもので、一定の期間を定めて行う中間試験などがあります。

4 修 得

(1) 科目の修得

- ① 認定時期 学年末に認定します。
- ② 認定要件 その科目を履修し、かつ、その評価が60点以上であることが必要です。



学業成績通知表は保護者に郵送されます。

(2) 成績の評価

各科目の評価は、前期末及び学年末に、学習の成績と平素の成績（レポート、小テストなど）によって、次のように5段階に評価します。

| 100点法評価 | 評定 | 内 容 |
|---------|----|-------------------------------------|
| 100～90 | 秀 | 特に高い程度に学習目標を達成し、平素の成績が特に優秀なもの |
| 89～80 | 優 | 高い程度に学習目標を達成し、平素の成績が優秀なもの |
| 79～70 | 良 | 学習目標を達成し、平素の成績が優良なもの |
| 69～60 | 可 | おおむね学習目標を達成し、平素の成績が良好なもの |
| 59～0 | 不可 | 学習目標の達成の度合いが不十分で、平素の成績が良好とは認められないもの |

(3) 特別学修

本校では、定められた大学における学修や、実用英語技能検定及び工業英語能力検定などの、技能審査合格に係る学修により、単位を認定し、本校の授業科目を修得したものとみなしています。

申請する時は、「特別学修単位認定申請書」に合格を証明する書類の原本を添付し、1月末までに学生課教務係に提出してください。

なお、すでに履修中の授業科目については、単位認定されません。

5 進級・卒業

3年修了時までには1・2年の未修得科目を修得しないと、4年に進級できないよ！



(1) 進級要件

進級するためには、その学年で修得しなければならない科目をすべて修得することが原則ですが、未修得科目が2科目以内で、かつ、その単位数が6単位以内の場合は進級できる場合があります。引き続き

2回留年することはできません。(休学による場合を除く。)

また、在籍学年の特別教育活動の履修が認定されていることも、進級の要件になりますので、LHRの履修には注意が必要です。

(2) 卒業要件

卒業するためには、5年以上在籍し、必修科目及び必要単位以上の選択科目(一般科目82単位以上、専門科目85単位以上)を修得するとともに、特別活動(HR)を履修することが必要です。

6 欠席・遅刻・早退等

(1) 欠席(欠課)・遅刻・早退

授業などにおいて、やむを得ず欠席・欠課(科目毎の欠席)・遅刻・早退をしなければならないときは、「欠席(欠課・遅刻・早退)願」を速やかに学級担任へ提出してください。

なお、傷病を理由とする欠席(病欠)の場合は、欠席(欠課)した翌日から1週間以内(土・日・祝日を含む)に、学級担任の指導を経て(押印の上)、教務係へ提出してください。提出期限を過ぎた場合は、単なる「事故欠席」扱いとなりますので注意してください。

また、長期にわたる傷病の場合(土・日・祝日を含み1週間以上欠席する場合は、医師の診断書を、公共交通機関の乱れによる遅刻・欠席の場合は、当該交通機関で発行する「遅延・運休証明書」を添付してください。

(2) 忌引

家族や親類に不幸があった場合は、「忌引願」を学級担任の許可を得て(押印の上)、速やかに教務係へ提出してください。忌引の期間(忌引開始日から日曜日・土曜日・祝日・休業日を含む連続した期間)は次のとおりです。

父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父母・3親等内のおじおば1日

(3) 特別欠席



特別欠席は、欠課時数に含まれないからね。

特別欠席とは、出席扱いとなる欠席のことです。特別欠席をする場合は、「特別欠席願」(忌引を除く)を学級担任又は指導教員の許可を得て(押印の上)、教務係へ提出してください。

なお、特別欠席と認められる欠席は、以下のとおりです。

- ① 第5学年の企業説明会、就職試験(試験の一環として行われる

健康診断等を含む)、内定式、内定者に行われる健康診断、研修会等のための欠席(ただし7月1日以降、平成27年度からは8月1日以降)※企業等からの連絡文書を添付すること

- ② 公務員採用試験等のための欠席
- ③ 第5学年の大学(編)入学試験のための欠席
- ④ 国の資格取得試験(自動車等の運転免許取得を除く)のための欠席
- ⑤ 学校行事、対外試合などのクラブ活動のための欠席 ※要項を添付すること
- ⑥ 学会発表のための欠席 ※要項を添付すること
- ⑦ 忌引

(4) 出校停止

法定感染症にかかった場合及び停学になった場合は、出校停止となります。(P44 Q&Aも確認してください)

7 転科・休学・復学

(1) 転科(学科を変更すること)

転科を希望するときは、第1学年又は第2学年の2月中に、「転科願」を学級担任を通じて教務係へ提出することにより、認められることがあります。

(2) 休学・復学



やむなく休学するときは、学級担任に申し出てね。

① 休学

やむを得ない事情により、3か月以上修学することができない場合は、学級担任の許可を得て「休学願」(傷病による休学の場合は医師の診断書も必要)を教務係へ提出してください。

- a 休学の期間は、原則として1か月単位及び1年以内です。特別な事情がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることがあります。
- b 休学の期間は、通算して3年を超えることはできません。
- c 休学の期間は、修業年限及び在学年限に参入しません。

② 復学

「復学届(願)」を学級担任を通じて、教務係へ提出してください。

8 学習のための施設



土曜日も開いているよ！

(1) 図書館

学習に必要な参考図書をはじめ、あらゆる分野の図書・雑誌などが備え付けられており自由に閲覧できます。

- ① 開館時間
- | | |
|---------|------------|
| 月曜日～金曜日 | 9：00～19：45 |
| 土曜日 | 9：00～16：30 |

(春期・夏期・冬期休業日) 月曜日～金曜日 9：00～17：00

- ② 閉館日
- 日曜日、春期・夏期・冬期休業期間の土曜日
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に
規定する休日
年末年始(12月28日～翌年の1月4日)

- ③ 貸出冊数及び貸出期間
- | | | |
|------|----|------------|
| 一般貸出 | 5冊 | 2週間 |
| 特別貸出 | 7冊 | 休業期間中 |
| | 5冊 | 4カ月(卒業研究用) |

(2) 講義室1

DVDプレーヤー、プロジェクターなどの視聴覚機器が設置されており、授業などに使用されていますが、授業以外でも次のとおり使用することができます。

- ① クラブ及び同好会で使用する場合は、顧問教員に申し出て許可を受けてください。
- ② 個人で使用する場合は、教務係で許可を受けてください。

(3) 情報処理センター

情報処理センターには、情報処理センター端末室、マルチメディア実習室、情報処理演習室の3室があります。各部屋には、利用者端末がそれぞれ約50台設置され、コンピュータリテラシーの授業等で利用されています。この施設は、教育用システムでの利用者登録の後、すぐに利用できます。

利用時間 通常 8：30～17：00

(ただし、許可された施設のみ 19：00まで利用可能。)

9 オフィスアワー

オフィスアワーは、学生が教員に学業や学校生活全般に関する質問や相談をしたり、個人的な指導等を受けるために設定された時間帯です。この時間帯は教員が自室に待機していますので、気軽に訪ねてください。なお、オフィスアワーの時間帯は、教員毎に設定しますので、オフィスアワー一覧で確認してください。

10 Asahikawa n.c.t Academic Advisor制度

AAAは毎週指定された放課後に、2～3名に組み分けた1年生の皆さんと、全教員が約30分間のコミュニケーションを図り、高専での勉強の方法や、予習復習の取り組み方、学生生活における疑問に対応することを目的に実施しています。この時間は教員からの指導に受け身になってばかりではなく、学生の皆さんから積極的に質問するなどして制度を利用してもらい、予習・復習の助言や、レポートの作成方法、成績評価や進路の相談など、学生個々に必要な情報を教員から引き出してください。

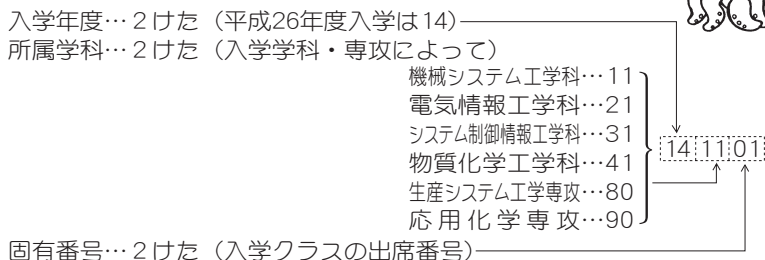
Ⅱ 学生生活

1 基本的生活習慣

- (1) 礼儀は人間関係の基本です。お互いに敬愛の情をもって常に言葉づかい、態度に気をつけ、会釈を交わすように心がけましょう。
また、来訪者に対しても失礼がないよう礼儀正しく会釈しましょう。
- (2) 校内（登下校時を含む）における服装は、華美なものをつつしみ、かつ、学校生活に適したものを着用するように心がけましょう。
- (3) 校舎内では、床を傷つけたり、騒音をたてる履物は履かないようにしましょう。また、サンダル、スリッパ類を避け行動性のある履物を着用しましょう。
- (4) 体育館、実験室等、土足厳禁箇所は運動靴などを使用するとともに体育、実験、実習等における服装は、それぞれ定められたものを着用しましょう。
- (5) 式典、行事、見学等の場合は、その場にふさわしい服装を着用しましょう。
- (6) 髪髪は、特異な髪型・着色は避けましょう。
- (7) 男女交際については、修学の身であることをわきまえ、良識ある行動をとりましょう。

学生番号って？

みなさんが入学する時もらう番号は、卒業まで変わりません。
この番号は、6けたで、左から以下のようになっています。



2 通 学

(1) 自転車による通学

自転車通学をする場合には、学級担任から自転車登録シールをもらい、自転車の後ろの見やすい場所に貼り付けてください。

なお、構内に自転車を置くときは通学生・寮生ごと、学年ごとに定められた自転車置場に整頓して置くとともに、必ず施錠するようにしましょう。錠は本来備えつけのものに加えてU字型など頑丈なものをつけ、さらに防犯登録をしましょう。また、自転車通学が許可される期間については学校の指示に従ってください。

(2) 列車やバスによる通学

列車やバスを利用して通学する学生は、車内におけるマナーを守り、先を争って乗車したり、大声で話して他の乗客に迷惑をかけたりにすることのないように心がけましょう。

(3) 車・バイクによる通学

本科学生の車両通学は禁止しています。

(4) 交通安全について

交通規則を守りましょう。違反すると、道路交通法の適用を受けることにもなります。

①歩行者は歩道を歩き、歩道のない道路は右側を歩くこと。

②自転車は車道が原則で左側を通行すること。歩道は歩行者優先なので、歩行者に注意して歩道の車道よりを徐行すること。

③交差点などで車道を横断するときは、一時停止と左右の安全を確認すること。

④自転車の2人乗り・並進は禁止です。

⑤夜間の自転車走行では、必ずライトを点灯すること。

⑥携帯電話を使用しながら、音楽を聞きながらなど、視界や周囲への注意を妨げるおそれのある行為をしながらの走行をしないこと。

3 学生生活の決まり

本校の学生は、入学時に学則及び諸規則を必ず守ることを約束することにより、入学を許可されています。守るべき基本的な事項を以下に挙げておきます。（原則として全学生に適用されます。）

(1) 「窃盗（万引き）」及び「暴力行為」などは、原則として「退学処分」となります。いじめ行為、電話・メールによる嫌がらせ行為、インターネットによる誹謗中傷行為等に対しても、精神的暴力として厳しく対応しています。

(2) 「飲酒・喫煙」は、たとえ20才になっても、本科学生は校内（登下校時を含む）・寮内及び学校周辺では禁止されています。違反し

た場合は、学生主事説諭，訓告，場合によっては停学などの厳しい処分を受けることとなります。（寮生については寮務主事説諭，退寮措置もあります。）

- (3) 「試験中の不正行為」は、「7日間の停学」となり，当該期間中の全科目が0点となります。
- (4) 本科学生の「車両通学」は，禁止しています。休日・長期休暇中も同じです。また，友人の送り迎えも認めていません。違反した場合は，学生主事説諭などの処分を受けることとなります。同乗者も同様です。
- (5) 「交通違反」は，軽度の反則行為・速度違反の場合，原則として学生主事説諭（速度違反は保護者召喚）となります。なお，自己申告の場合は，処分が軽減されることもあります。無免許運転及び支援行為は7日間の停学となります。
それぞれ再度の違反あるいはその他の違反については，その都度審議のうえ，処分が決定されます。
- (6) 公共物を破損した場合は，その内容によって弁済を含む厳しい指導を受けることがあります。
- (7) パチンコ店等年齢制限があり禁止されている場所に立ち入った場合は，学校でも厳しく指導されます。（高学年の場合も同様です。）
- (8) 通学生が寮内に立ち入ることは禁止しています。
- (9) 校舎内での携帯電話等の充電は盗電となりますので禁止します。
- (10) クラブ活動は19時まで，最終下校時間は20時までです。
- (11) 停学以上の処分を受けた学生は，処分申し渡しの同日から3ヶ月間一切の対外活動への参加を禁止します。

4 学生生活に関する相談

(1) 学生相談室

秀峰会館1階の医務室内には学生相談室が設置されており，学生の心身の健康，学習や学生生活に関する問題について早期解決を図るための手助けをしており，カウンセラー及び相談員がさまざまな悩みや，相談に対応しています。（なお，相談者のプライバシーは守られます。）

また，カウンセラー及び相談員が不在のときは看護師（補助相談員）にご相談ください。（詳細は，教室に掲示される案内を見てください。）

(2) ハラスメント相談室

本校の構成員（教員・職員・学生）や関係者からハラスメントなどの人権にかかわる被害を受けたときには、ひとりで悩まず、ハラスメント相談室員に相談してください。相談者のプライバシーは守られます。（ハラスメント相談に関しては、ハラスメントのパンフレットを参照してください。）

なんでも相談してね！



話をするだけで
すっきりするよ！

5 授業料免除

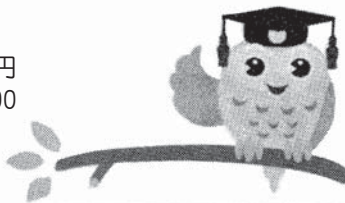
次のような事情がある学生に対して、授業料の全額又は半額を免除することができます。申請の時期は前期は4月、後期は10月です。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀である場合。
- (2) 授業料納期前6ヶ月以内において、学資負担者が死亡したり、風水害などの災害を受けた場合又はこれに準ずる場合。

昔の授業料って・・・どのくらい??

旭川高専設立当時の授業料は、年額7,200円
そして今年入学したあなたたちは年額234,600
円です。

昔は、ずいぶんと安かったんですね！



6 就学支援金

平成22年4月から高等学校等就学支援金の支給に関する制度が始まりました。

国立高等専門学校（第1学年～第3学年）も就学支援金制度の対象となっており、保護者の所得に応じて一定額が支給されます。申請の時期は、4月上旬及び6月中旬で、支給期間は、原則として通算36ヶ月です。

なお、入学年度によって制度の内容が異なるので、注意してください。

7 奨学金・保険等

- (1) 日本学生支援機構奨学金

本校に在学する学生で、人物・学業ともに優れ、健康であり経済

的理由により就学が困難な者に学資を貸与する制度で、4～5月頃に募集を行います。

主な概要は次のとおりです。

① 種類

第一種奨学金

無利息（全学生対象）

第二種奨学金

年3%を上限とする利息付（在学中は無利息）（4,5年,専攻科生対象）

※ 第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与を受けることも可能。

② 貸与月額（平成25年度採用の場合）

第一種奨学金

1～3年 自宅 21,000円 自宅外 22,500円

4～5年 " 44,000円 " 51,000円

専攻科

1～2年 " 45,000円 " 51,000円

第二種奨学金

3万円, 5万円, 8万円, 10万円, 12万円の中から自由に選択する。

③ 貸与期間

貸与期間は採用時から最短在学年数と定められており、休学期間、卒業延期になった期間、原級に留まった場合の貸与は認められません。また、学業成績不振などの場合、奨学金の交付が廃止又は停止されることもあります。

④ 返還方法

卒業から6ヶ月を経た後、月賦、または月賦・半年賦の併用により、返還することとなります。

なお、卒業後大学・大学院に進学する場合などは、所定の手続きをとることにより、在学中は返還が猶予されます。

(2) その他の奨学制度

地方公共団体、民間団体などの育英事業、会社などの奨学制度がありますが、これらはその団体の所在地の出身学生を対象とするものが多く、その多くは本人が直接手続きをする必要があります。

学校の推薦が必要なときや、その他の問い合わせについては学生

係へ申し出てください。

(3) 保険制度

学生が学校管理下などにおいて生じた事故により傷害を被った場合、これを補償する制度がありますが、その概要は次のとおりです。

①「日本スポーツ振興センター災害共済制度」

学校管理下（授業中，課外活動中，休憩時間中，登下校中，寄宿舎）における事故に対して医療費等が給付される制度です。本校では実験・実習が行われることが多いため，全員加入としています。掛金は後援会が全額負担します。

②「高体連主催大会参加者災害補償制度」

高体連主催の大会に出場する場合に加入する保険です。加入負担金は，学生会が全額負担します。

③「国立高専団体学生総合補償プラン」

日常生活で起こる事故による傷害・死亡の場合，扶養者が事故で死亡した場合および他人に損害を与え，賠償責任を負った場合に補償される保険です。本保険は，任意加入となっています。

④「学生総合保障制度」

学校生活中，部活道中，通学中を含め，事故等により傷害・死亡した場合及び対人・対物の賠償事故を補償する保険です。本保険は，任意加入となっています。

8 アルバイト

本来学生は，学業に専念するのが望ましいのですが，学資の一部を補うなど，やむを得ない理由で行わなければならない場合のみアルバイトを許可しています。その場合は，保護者や学級担任ともよく相談して，学校の許可を受けてから行ってください。

なお，平日のアルバイトは原則認めていません。また，特に次のアルバイトは理由のいかんを問わず禁止しています。

- (1) 危険を伴うもの
- (2) 学校で禁止している場所（P24（7）参考）
- (3) 試験期間中（試験前1週間を含む）
- (4) 午後9時以降に及ぶもの



勉強に支障のないようにね！

9 賞 罰

(1) 表 彰

他の模範として推奨に値すると認められる業績又は善行があった場合、次のとおり表彰されます。

(卒業・修了時表彰)

本 科

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|--|
| 総合表彰 | イ 学業成績優秀で、5年間出席が良好で精勤に該当するもの |
| | ロ 全国大会で優勝又は新記録を樹立し、かつ、学業成績が優れ出席状況が良好なもの |
| 皆勤表彰 | 5年間皆勤したもの |
| 精勤表彰 | 5年間精勤したもの |
| 課外活動 功労表彰 | イ 5年間クラブ活動に励み、部の育成並びに後輩の指導に貢献、かつ、他の部員の模範たるもの |
| | ロ 学生会役員としてその指導性を発揮し、学生会活動の発展・育成に貢献したもの |
| そ の 他 | イ 学生委員会で適当と思われるもの |
| | ロ 「優良学生表彰」(留学生・編入生を対象とし、総合表彰に準じる) |

専攻科

| 区 分 | 内 容 |
|------------|-----------------|
| 優秀学生 表彰 | 2年間の学業成績が最優秀のもの |

(随時表彰)

本 科

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|--|
| 課外活動 功労表彰 | 全国大会で優勝・準優勝又は新記録を樹立及び地区大会で特別表彰規程に適用する成績をあげた個人または団体 |
| 善行表彰 | イ 人命救助、犯人逮捕、消火活動などに協力し、関係機関より表彰されたもの |
| | ロ 善行・慈善などで関係機関、施設より表彰された個人・団体 |
| 学術振興 表彰 | 学術振興の業績により、関係機関より表彰されたもの |
| そ の 他 | 学生委員会で適当と思われる個人または団体 |

専攻科

本科学生に準じる。

(2) 懲戒（処分）

日常の学生生活全般にわたる教育指導において、注意を必要とする諸種の不始末、違反行為については、適当な反省期間、罰則を設け、再発を防止するための指導が行われます。

なお、指導上の処分には、退学、停学、校長訓告、主事説諭などがあります。

10 福利施設（秀峰会館）

本施設は、医務室、学生相談室、特別支援室及び食堂、売店並びに課外活動のために利用できる音楽室、和室等があります。

(1) 医務室

秀峰会館の1階にあり、救急処置薬品及び簡単な医療器具などを常備し、専門の看護職員が常勤して学校医などの指示により健康相談、疾病、傷害に対する救急処置及び軽症者に対する手当を行っています。

(2) 食堂、売店の営業時間

| 区分 | 平日 | 試験期間 | 土、日曜及び祝祭日、長期休業中 |
|----|-------------|-------------|-----------------|
| 食堂 | 11:30~13:30 | 11:30~13:30 | 休業 |
| 売店 | 10:00~17:00 | 9:00~14:00 | 休業 |

うちの学校の食堂、入る時にちょっと上を見てください！
Bon appetit!（ボナペッティ）これが僕の名前です。
フランス語で、「召し上がれ」という意味なんですよ。
皆さん、どんどん来てたくさん召し上がってね！

ちょっと一言！



Ⅲ 課外活動

1 学生会活動

学生が正課以外の時間を積極的に活用し、課外活動を通じて心身ともに自らを鍛えることは、人間形成の面からきわめて大切なことです。本校には、学生全員（専攻科学生は除く）を会員として構成される「学生会」が設けられています。学生会の目的は「本校の教育方針に基づき学生の健全な自主活動を図り、よき公民としての資質を向上させること」であり、学校の助言・指導を受けて各種の学生会行事、クラブ活動、同好会活動などを運営しています。

(1) 学生総会・代議員会・執行委員会

学生会での最高の議決機関は、全学生の参加による学生総会であり、原則として年2回（4月・1月）定期的に開かれます。学生総会では、学生会の活動全体に関わる様々な事柄について審議されます。また、学生総会に代わる議決機関として、各クラスの級長・副級長を代議員として構成される代議員会があります。

学生会の代表者は学生会長です。実際の学生会活動を運営する中心となる組織として、学生会副会長（執行委員長）を代表とする執行委員会がおかれています。執行委員会は副会長と執行委員から構成されており、体育大会や高専祭などの学校行事をはじめとする、学生会活動全般にかかわる業務を行います。執行委員は全学生から募集されていますので、希望する人は所定の手続きにより執行委員となることができます。

(2) 学級会

学級会は各学級の学生により構成される組織であり、学生会活動の基盤となるものです。学級会では、以下に示す役員が学生の中から選ばれます。

- ・級長、副級長（各1名）：学級会を代表する役員であり、学級会の活動全体を統括します。また、代議員として代議員会などの各種委員会の指示を受け、各学級にそれを伝え実行します。

- ・書記（1名）：学級会に関する記録の作成と、学級間で必要な連絡を行います。

- ・会計（1名）：学級会での金銭の管理を行います。

上記以外に、各学級で必要な役員を選ぶこともあります。また、上

記の役員の他，高専祭実行委員（2名以上），体育大会実行委員（1名以上），選挙管理委員（1・2年の各学級から1名），監査委員（1・2年の各学級から2名）が選ばれ，それぞれの委員会で必要な業務を行います。

(3) クラブ・同好会

学生会には，さまざまなスポーツや文化活動を通じて趣味や教養を養い，相互協力の態度を身につけることを目的とする「クラブ」があります。（多くの場合，ロボット・ラボラトリもクラブと同一に扱われます。）参加するクラブの選択，入部，退部は自由です。

「クラブ」とは，文化部，体育部及びロボット・ラボラトリの総称です。

各部の部長は，学生会副会長（総部長）を代表とする部局長会に所属しており，部局長会では活動場所の割り当てなど部の活動全体に関わることを審議し決定します。

また，学生会に属するものではありませんが，部に準ずる団体として「同好会」があります。同好会は，共通の趣味や関心をもつ学生により構成され，教員の助言を受けて目的とする活動を行います。

クラブ・同好会を結成するためには，年度のはじめに「学生団体結成願」を学生会に提出し，学校の許可を得る必要があります。なお，クラブの結成に際しては「学生会・部に関する細則」に定める条件を満たしている必要があります。

クラブ・同好会の活動に関する手続き

※課外活動に関する手続きは，学生課学生係で受け付けます。

① 活動計画書

・平日の場合

クラブ・同好会で日常的に使用することが認められている施設等以外で活動するときは，「活動計画書」を提出してください。

・休日の場合

休日に活動するときは，事前（3日前まで（休日は含まない））に「活動計画書」を提出してください。学校の施設を利用する場合は，上記の手続きをしたうえで，警備員から鍵を受け取ってください。活動終了後は，警備員に鍵を渡してください。

② 合宿許可願

合宿を行うときは，「合宿許可願」を提出してください。（P 3 4 参照）

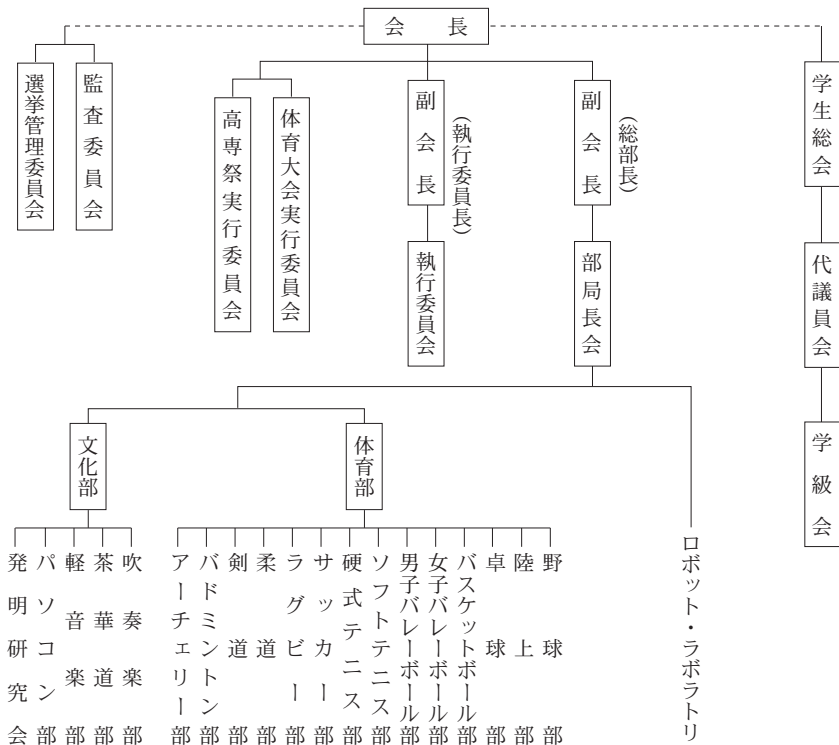
③ その他

- ・授業日に対外試合などに出場する場合は、顧問を通じて手続きを行ってください。
- ・試験期間および試験1週間前の活動は、原則として禁止です。



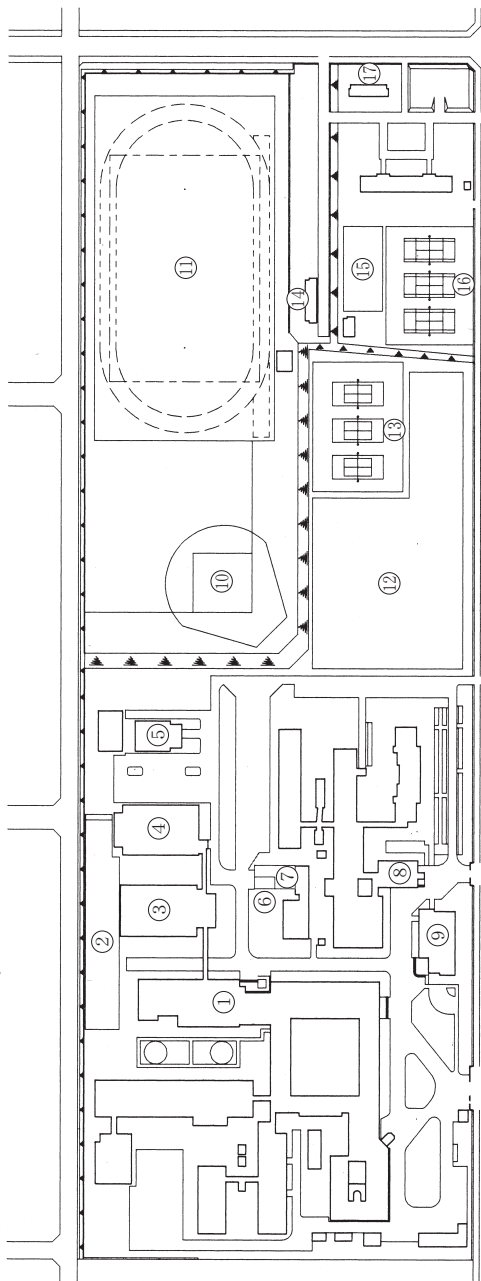
休日に施設を使う時は、
カギをガードマンに預けてあるよ！
返却もガードマンにしてね！

学生会組織



- 同好会 (平成25年度)
- 大東流研究会
 - 数学同好会
 - イラスト同好会
 - 旭川工業高等専門学校
放送局という名の同好会
 - ストリートダンス同好会
 - 草野球同好会
 - 写真同好会
 - スキー同好会
 - 自転車同好会
 - フットサル同好会

クラブ活動関係施設配置図



- | | |
|---------------------|---------------------------------------|
| ① 図書館 | ⑨ 秀峰会館 (学生会室, 音楽室, 和室, パソコン部室, 発明研究室) |
| ② アーチエリレーレンジ | ⑩ 野球場 |
| ③ 第一体育館 | ⑪ 陸上競技場・多目的グラウンド |
| ④ 第二体育館 (トレーニング機器室) | ⑫ サブグラウンド |
| ⑤ 武道場 | ⑬ ソフトテニスコート |
| ⑥ シャワー室 | ⑭ 合宿研修施設 |
| ⑦ 課外共用施設 | ⑮ ゴルフ練習場 |
| ⑧ 寮合宿研修施設 | ⑯ テニスコート |
| | ⑰ 女子合宿研修施設 |

2 合 宿

合宿期間中は学生主事、指導教員（顧問）、学生課学生係（以下「学生係」という。）の指示に従い、規律ある集団生活を行い、食事および健康管理に気をつけ、施設設備の保全に十分注意し、事故の起きないように留意すること。

(1) 合宿の場所

校内にある合宿施設（寮合宿施設、合宿研修施設、女子合宿研修施設）とする。なお、校外で合宿する場合は、本校からおよそ50km以内にある青年の家、少年の家、その他これに準ずる場所とする。

(2) 合宿の時期及び期間

- ① 合宿の時期は原則として長期休業期間中とする。
- ② 合宿の期間は原則として7日以内とする。

(3) 合宿の手続き等

- ① 合宿許可願、合宿参加者名簿、合宿計画書および合宿参加者全員の保護者の合宿参加承諾書を添付し、指導教員を経て学生係に提出し、校長の許可を得ること。提出時期は、学生係よりその都度連絡する。
- ② 合宿を希望するクラブが多く時期または場所が重なる場合は、学生主事、指導教員、学生係で協議し、調整する。その際、上級大会（例えば全国大会）のための合宿は、下級大会（例えば地方大会）のための合宿に優先する。

なお、大会レベルが同程度の場合は、大会時期の早いほうを優先する。

- ③ 女子合宿研修施設は、原則女子のクラブ（マネージャーを含む）が合宿を行う場合に使用する。

なお、女子のクラブが使用しない場合で、合宿を希望するクラブが多いため、校内における他の合宿施設が使用できない場合に限り、男子のクラブの使用を認めることがある。

(4) 合宿の際の注意事項

- ① 原則として、合宿名簿に記載されている者は必ず合宿すること。
（ただし、女子マネージャーはこの限りではない。）
- ② 合宿名簿に記載されていない者の合宿参加は認めない。

- ③ 門限時間および消灯時間については、指導教員と相談して決定し、厳守すること。
- ④ 食事は各クラブで用意すること。
- ⑤ 炊事用具は、合宿所に備え付けのものを使用する。
- ⑥ 寝具は、各合宿施設に備え付けの寝具（掛布団、敷布団、枕）を使用する。ただし、シーツ・枕カバーは、各自が用意する。
- ⑦ 合宿の際に必要な着替え、洗面用具等は、あらかじめ合宿所内に置いておくか、または合宿時に持参すること。
- ⑧ 合宿に使用する施設（部屋、トイレ、シャワー、および周辺廊下）は常に清潔に保つこと。
- 掃除は毎日当番を決めて行い、空き缶、空き瓶及び紙屑等をきちんと分別して指定された場所に捨てること。
- また、設備（ガスコンロ、冷蔵庫、洗濯機、テレビ及びストーブ等）の保全に十分に留意すること。
- ⑨ 合宿中の学生の寮内立ち入りは禁止する。ただし洗濯は、3棟への渡り廊下横の洗濯室を使用してもよい。
- ⑩ 入浴施設は次のとおりである。
- a 男子：合宿研修施設シャワー室、課外共用施設横シャワー室
- b 女子：女子合宿研修施設シャワー室、寮宿直室浴室
- ⑪ 許可された施設及び設備以外は使用しないこと。
- ⑫ 火気の使用については十分注意し、シャワー室の瞬間湯沸器、ストーブ及び炊事用ガスコンロ以外の火気使用を禁止する。
- ⑬ 飲酒・喫煙を一切禁止する。
- ⑭ 花火等で騒音をたてることを禁止する。
- ⑮ 合宿最終日（休日の場合は翌日）合宿の責任者は学生係に申し出て、学生係が立会いのもとで施設の点検、引渡しを行う。

※以上の注意事項に違反した場合、違反者又は当該クラブは合宿参加を即座に取り消され、翌年の同一休業期間が終わるまで合宿ができません。

IV 就職・進学

1 就職

学生の就職活動を支援するために、最新の求人情報や各企業のパンフレットなどを閲覧できる就職コーナーを設けています。

2 進学



進学希望者は専攻科へ行こう！

最近では、卒業生の約50%が卒業後、北海道大学をはじめ、長岡・豊橋技術科学大学などの国公私立大学へ編入学したり、専攻科へ進学したりしています。

本校の専攻科には、生産システム工学専攻（定員12名）及び応用化学専攻（定員4名）の2専攻があります。

生産システム工学専攻は機械システム工学科、電気情報工学科、システム制御情報工学科から、応用化学専攻は物質化学工学科からそれぞれ入学試験を経て進学できます。

専攻科の修了者は、大学評価・学位授与機構に申請して学士（工学）の学位を取得でき、同時に大学院への入学試験受験資格を得ることができます。

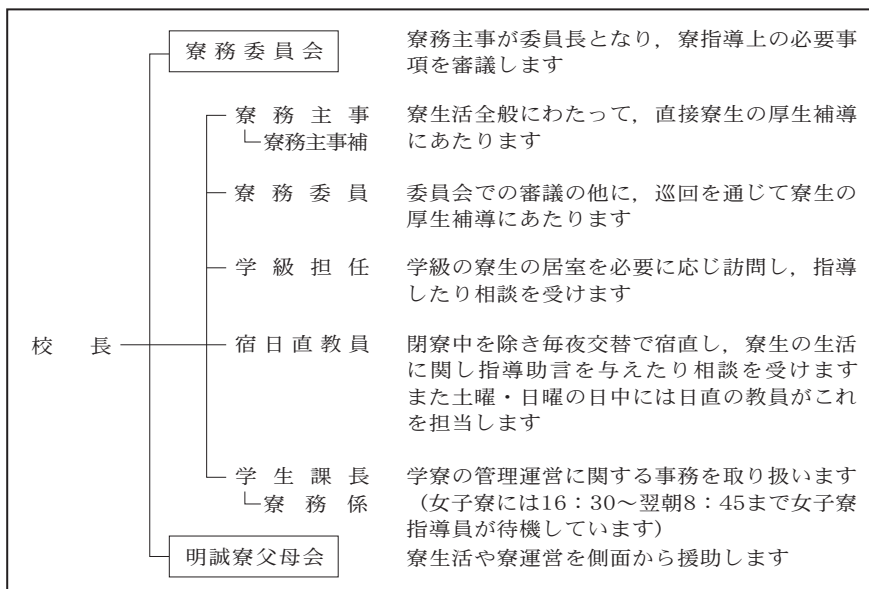
V 寮生活

1 学寮の目的

団体生活を通して協調精神、同輩との友情、先輩・後輩間の親和感と礼儀、自主自立の精神、規則の遵守と実行、個人の欲望にうちかつ克己心を育てる事を目的としています。

2 学寮の運営と指導体制

学寮の運営は、寮生の指導は教員（寮務主事、寮務主事補、寮務委員、学級担任、宿日直教員）が担当し、施設設備の維持管理、寮費および清掃・食事等については寮務係が担当しています。



3 生活上の注意について

(1) 日課表

寮生は規則正しい生活が身に付くよう日課表に従って生活するよう心がけてください。

明誠寮の日課表

| 時刻 | 日課 | 事項 |
|---------|------|--|
| 7:00 | 起床 | |
| 7:30~40 | 玄関掃除 | |
| 7:40~ | 朝食 | 各部屋の整理・整頓、洗面等 |
| 8:20 | | |
| 8:25 | 登校 | 照明その他のスイッチを切り、ドア・窓を施錠し、午前のすべての授業の準備をして登校する。 午前中は寮生の帰寮は禁止。 |
| 12:00~ | 昼食 | |
| 13:00 | | |
| 13:00 | 登校 | 照明その他のスイッチを切り、ドア・窓を施錠して登校する。 |

| | | |
|--------|----------|--|
| 17:30～ | 夕食 | |
| 19:30 | 入浴 | 学年ごとに決められた時間に入浴する。 女子（17:00～21:15） 男子（17:00～21:30）日曜日はシャワーのみ。 |
| 21:00 | 勉強 | 他室訪問をさけ、騒音をつつしむ。 |
| 22:00 | 門限 点呼 | 低学年（第1～3学年）は宿直教員が、第4・5年 は寮生が輪番で各室に行って点呼をとる。 （女子寮の門限・点呼は21:40で宿直教員が行う。） |
| 24:00 | 消灯 | ただし定期試験1週間前から試験終了前日まで 自主消灯とする。 |

(2) 居 室

- ① 居室の整理整頓に心がけましょう。
- ② 貴重品は必ず鍵のかかるロッカーなどに入れましょう。
- ③ 部屋を空ける時は必ず施錠しましょう。鍵をなくしたときはすぐに寮務係に届けてください。セキュリティ上、ドアノブごと交換します（紛失者実費負担）。
- ④ 居室内備品は動かしたり、壊したりしないでください。
備品を壊したり無くしたときは、弁償してもらう場合があります。
- ⑤ 居室内持ち込み禁止品は電熱・冷暖房器具類、電気冷蔵庫や電気調理器具などです。第1～3学年まではテレビやゲームモニターの持ち込みは禁止です。
- ⑥ 電気容量に制限がありますので電気器具はできるだけ持ち込まないようにしてください。
- ⑦ その他、入寮の際に配付する「寮生活のしおり」で確認してください。

(3) 食 事

- ① 時間が決められています。衛生に注意し必ず食事をとりましょう。
- ② 食堂の食器の持ち出し（食堂以外での食事）は禁止です。
- ③ 食事で気が付いたことがあれば寮務係に連絡してください。

(4) 外泊・外出について

- ① 外泊をするときは外泊届を書き、担任に了承を得て押印してもらい、4日前までに寮務係へ提出してください。
- ② 帰寮が点呼に間に合わないと事前に分かっている場合は外出届を書き、担任に了承を得て押印してもらい、寮務係に提出してください。交通事情等により外出の途中で間に合わないことが分かった時は、宿直教員まで連絡してください。（電話 0166-55-8143）
- ③ 確認のため、外泊届に記入された連絡先に電話することがあります。

(5) 病気・救急

- ① 病気で登校できないときは担任と寮務係（女子寮は指導員）に連絡してください。
- ② 救急薬品は教員宿直室と寮事務室（女子寮は指導員室）に常備してあります。
- ③ 医師の診断を要する場合は宿直教員か寮務係（女子寮は指導員）に連絡してください。
- ④ 緊急を要するときは119番通報してください。
- ⑤ 通院の際は、遠隔地被保険者証を必ず携帯してください。

(6) 清掃・ゴミ収集

- ① 居室・廊下などの清掃は定期的に行い気持ち良く生活できるように心がけてください。
- ② ゴミは分別して捨てましょう。
居室には2個の屑入れを備えてあります。

(7) 当 番

- ① 点呼当番…第4学年以上は輪番制で当該学年の寮生の点呼を22時に行います。（男子寮のみ）
- ② 風呂掃除当番…班編成当番で月・水・金曜日に浴室清掃を行います。
- ③ 玄関掃除当番…男子寮では、第1学年が部屋毎に毎朝玄関の掃除を行います。女子寮では、全学年の輪番制で火・木曜日に行います。

(8) その他生活上での禁止事項など

- ① 窃盗・暴力行為…これらの行為は退寮を含む厳しい処分によって指導します。使役・いじめ行為も同じように扱います。
- ② 深夜の居室訪問…点呼後の訪問は、他人の迷惑になるだけでなく暴力行為を生む原因にもなりますので絶対にしないようにしましょう。
- ③ 飲酒・喫煙
- ④ 金品の貸借
- ⑤ 学習および睡眠を妨げる行為…楽器演奏などで他人に迷惑をかけるないようにしましょう。
- ⑥ 土足 進 入
- ⑦ 午前中の帰寮
- ⑧ 電熱器具・電気製品類の居室内所持
…電気ケトル、電気スタンド、ヘアドライヤー、パソコン、ラジオ、オーディオ製品、第4学年以上のテレビは除く。
- ⑨ 寮生以外の宿泊等…寮生以外（家族は除く）の寮内への立ち入りは禁止です。部外者を宿泊させた場合および異性を招き入れた場合は退寮措置となります。
- ⑩ バイク・自動車の所持
- ⑪ 賭け事・居室内麻雀

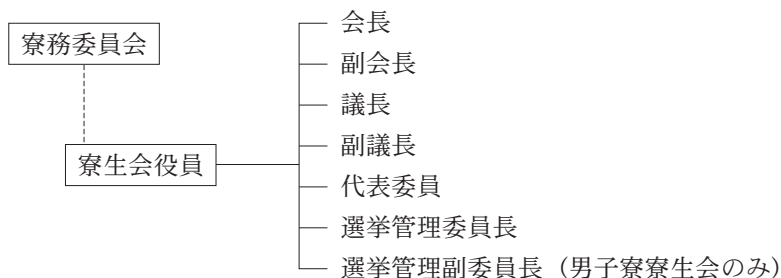
4 寮の施設・設備について

- (1) 浴 室…毎日入れます（日曜日はシャワーのみ）。学年により入浴時間が決められています。
- (2) 補 食 室…夜食がとれるようIHコンロ・電子レンジ・冷蔵庫があります。24時以降は使えません。ただし、定期試験1週間前から試験終了前日までは24時以降も使うことができます。
- (3) 談 話 室…TV、テーブル、ソファがあります。
テレビゲーム・麻雀等は 平日 16時から21時まで許可
休日 13時から21時まで許可

- (4) 洗濯室…各棟1階に電気洗濯機・ガス乾燥機があります。
- (5) 多目的ルーム…パソコンを12台設置しており、平日のみ24時まで使用できます。(男子寮のみ)
- (6) 学習室…24時まで勉強することを目的に利用することができます。ただし、定期試験1週間前から試験終了前日までは、24時以降も利用することができます。
- (7) 寮内売店…飲み物、スナック菓子、文房具が売られています。営業時間は平日の18時から19時30分までです。(男子寮のみ)

5 寮生会について

寮生の共同生活を自主的に運営し、その活動を円滑に行うことを目的として寮生全員で組織される寮生会があります。寮生会役員組織を図に示すと次のようになります。



6 入退寮の手続き

- (1) 入退寮を希望するときは所定の書類を寮務係から受け取り、提出してください。
- (2) 新規入寮は原則として年度初めの4月1日からとし、手続きは1月中旬に行います。
特別な事情により、年度途中で入寮を希望する場合は、寮務係に相談してください。なお、居室の空き状況や審査手続きの都合上、希望する日に入寮できないことがあります。
- (3) 継続入寮の手続きは1月中旬に行います。
- (4) 入寮に際しては、通学状況や寮生活素行等を考慮し、寮務委員会の

審査を経て、可否を決定します。

(5) 退寮手続きは、退寮希望日の1週間以上前までに行ってください。

7 寮 費

| | | |
|-------|----------|-----------------------------|
| 寄宿料 | 月額 | 700円（複数人入居者） 800円（個室入居者） |
| 寮費 | 月額 | 8,000円程度 |
| 寮食費 | 日額 | 1,088円 |
| 暖房費 | 月額（6か月分） | 1,000円 |
| 父母会会費 | 会費 | 1,000円（年に一度） |
| | 入会金 | 2,500円（新規入寮者） |

納入方法

毎月26日前後に、指定金融機関預金口座より自動引落しを行います。

寄宿料、寮費、暖房費、父母会会費を合わせて毎月引落す予定ですが、詳細については年度当初に寮務係より連絡があります。

寮食費については、一月分の総額を翌月26日前後に、寮食請負業者が直接指定金融機関預金口座より自動引落しを行います。

VI Q & A

学 習

Q 今年度の授業科目について知りたいのですが。

A 授業は、授業時間割に基づいて行われます。授業の内容は、年度当初に配付されるシラバス（授業計画書）に載っています。

(参考：本しおりP82～P95)

Q 進級の要件について教えてください。

A その学年のすべての科目を修得（60点以上）することが原則ですが、未修得科目が2科目以内で、かつ、その単位数が6単位以内の場合は仮進級できます。ただし、未修得科目は次の年度に担当教員の指導を受けて修得しなければなりません。また、第1・2学年の未修得科目は、第3学年の学年末までにすべて修得しなければ第4学年への進級が認められません。

Q 第4・5学年の一般選択科目について知りたいのですが。

A ① 第4・5学年の2年間に3単位以上修得します。

履修願は第3・4学年の学年末に提出してもらいますが、開講後は原則として選択の変更は認められません。

② 万一留年した場合でも、修得した第4・5学年一般選択科目の単位は認められるので、再履修の必要はありません。

③ 実用英語技能検定などの技能審査に合格した者に、申請により単位を認定し、本校の授業科目を修得したものとみなす制度もあります。（P17 4-(3) 特別学修を参照）

Q 授業を10時間休んでしまいました。履修を認定してもらえますか？

A それぞれの科目の総授業時数の1/5を超えて休むと履修不認定となります。総授業時間数が30時間の科目の場合、10時間というと1/5を超えていますので、履修不認定となってしまいます。

Q 出校停止になる感染症の代表的なものを教えてください。

A インフルエンザ^{ほしか}、麻疹^{おたふくかぜ}、結核、流行性耳下腺炎^{ふうしん}、百日咳、風疹^{みずぼうそう}、水痘などがあります。

また、溶連菌感染症（猩紅熱^{しょうこうねつ}）、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルス）、マイコプラズマ感染症などにかかった場合でも、症状により出校停止になることがあります。

これらの病気に罹患または罹患疑いと医師に診断されたときは、すぐに学級担任へ連絡してください。

出校停止になると、感染のおそれがなくなったと医師が判断するまで、登校（帰寮）することはできませんので注意してください。

学生生活

Q アパートで1人暮らしをしたいのですが、認められますか？

A 低学年（第1～3学年）の場合、下宿は可能ですがアパートでの1人暮らしは認められません。高学年（第4～5学年）の場合は認められますが、規律正しい生活を心掛け、周囲に迷惑をかけないように十分注意してください。

Q JR、バスの通学証明書は、定期券購入のたびに必要ですか？

A 入学時に通学証明書で定期券を購入すれば、次回からは定期券、学生証を呈示することにより、継続購入できます。

なお、経路を変更する場合や、進級時に「あさでん」の定期券を購入する場合も通学証明書が必要となります。

Q 自転車通学をしたいのですが、何か手続きが必要ですか？

A 構内に乗り入れる自転車は、寮生も含めて登録制になっています。学級担任に申し出て、登録シールを発行してもらってください。

Q 校内に食堂や売店はありますか？

A 本校秀峰会館内に、学生食堂及び売店があります。メニューも日替わりランチをはじめ豊富にあります。

Q バイク・自動車などの免許を取ったら、どんな手続きをしなければなりませんか？

A 免許取得後すみやかに「自動車・バイク等免許証取得届」を学級担任の確認を経て学生係へ提出してください。

Q 学生生活の悩みはどこに相談すればいいですか？

A 学生相談室とハラスメント相談室があります。

詳しくはP24, P25を参照してください。

Q 家庭の事情で氏名が変わりました。在学中は旧姓のままでいたいのですが、認めてもらえますか？

A 氏名等変更届にその旨を記入して、学級担任を通じて教務係へ提出してください。特に支障がなければ認められますが、取扱いの詳細については学級担任と相談してください。

寮生活

Q 外泊届を提出し忘れ帰省などで外泊するとどうなりますか？

A 門限は22時（女子寮は21時40分）で、その際に点呼を行います。点呼時に不在でその回数が多くなると翌年度の入寮が不認可になることがありますので、外泊届を忘れずに提出してください。

Q 寮内は土足ではないのですか？

A 寮内は寮生の生活の場（家庭と一緒に）ですので、土足は厳禁となっています。

Q 寮内に通学生などの友達を入れてもよいのですか？

A 寮生以外の者が寮内に入ることは禁止しています（家族を除く。）
なお、21時以降に部外者を寮内に入れた場合は、無断宿泊させたとみなし、退寮措置となりますので注意してください。

また、異性を寮内に入れた場合は、時間に関係なく退寮措置となります。

Q 女子寮には、女子寮生の男性保護者や男性の兄弟は入れるのでしょうか？

A 女子寮内には、たとえ女子寮生の父親や兄弟でも、男性については寮内に入ることはできません。なお、玄関まででしたら入ることは可能ですのでそこで用件を済ませてください。

Q 夏休み中は、寮にいたることができますか？

A 長期休業中は閉寮しています。この期間中の宿泊はもちろんのこと、寮内の各施設も使用できません。

- Q クラブ活動で大会参加のため早朝に出掛ける時の食事はどうなりますか？
- A 3日前の17時までにはクラブ単位で人数を取りまとめて寮務係に申し出れば、希望の時間（7時を限度）に朝食を用意します。
- Q 病気などで通常の食事が食べられない時は、どうすればよいのですか？
- A その都度寮務係に申し出れば、おかゆなどを用意できます。
- Q もし、勉強道具の忘れ物をした時はどうすればよいのですか？
- A 午前中は必ず寮務係に申し出てから忘れた物を取りに行ってください。もし、午前中に無断で寮内に入った場合は違反行為として指導を受けることになりますので注意してください。
- Q 居室で電気器具を使用するとき、気をつけなければならないことがありますか？
- A 居室の電気容量は限られており、ブレーカーが落ちることを防止するために、禁止されていない電気ポット等も消費電力の小さいものを使用してください。また、ヘアドライヤー・ヘアアイロンは洗面所で使用してください。
- Q 居室にテレビを持ち込んでもよいのですか？
- A 第1～3学年は禁止していますが、第4学年以上は認めています。なお、持ち込む場合でも、24インチ以下のものに限定します。
- Q 麻雀をしてもよいですか？
- A 談話室に限り、平日は16時から21時まで、休日は13時から21時まで許可しています。当然ながら金品を賭けるような行為は厳禁です。
なお、終了後は麻雀道具を必ず自室へ持ち帰ってください。もし、そのまま放置してある場合は、没収しますので注意してください。
- Q 消灯時間はありますか？
- A 24時（午前0時）にタイマーにより居室の天井灯が自動消灯になります。ただし、定期試験1週間前から試験終了前日までは自主消灯としています。
- Q 窓付けエアコンをつけてもよいですか？
- A エアコン類は、一切禁止となっています。扇風機は持ち込み可ですが、小さめのものを使用してください。

≡ 専攻科 ≡

I 学 修

1 単位

専攻科の教育課程は、大学と同様に単位制であり、各専攻において修得しなければならない授業科目及び単位数は、学則別表第2（P94～P95）のとおりです。

1単位時間（1時限）当たり標準50分とし、次の計算により45単位時間の授業及び自学自習を合わせて1単位とします。

ただし、2時限連続の90分授業については、高専単位における2単位時間、学修単位における2時間の授業として取り扱います。

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 講義 | 15単位時間(授業時間)と30単位時間(自学自習)で45単位時間の学修 |
| 演習・実験・実習 | 30単位時間(授業時間)と15単位時間(自学自習)で45単位時間の学修 |

2 履修

授業科目には、必修科目と選択科目があります。年度当初に「履修届（通年）」を教務係に提出します。なお、後期に授業科目の追加・変更などがある場合は、所定の期間内に「履修変更届」を提出してください。

3 試験

(1) 試験は、原則として前期と後期の学期末に行いますが、授業科目によっては、平常時の成績又はレポート等をもって代えることがあります。

(2) 病気、入試、就職などのやむを得ない事情で受験できない場合は、その旨を事前に授業担当教員に申し出て許可を受けた後、追試験を受けることができます。

(3) 試験で不合格になった科目は、次年度に再履修しなければなり

ません。

(4) 他大学など（放送大学を含む）で修得した単位については、単位修得後に提出する「修得単位認定願」を審査し、20単位を限度として本校専攻科の履修・修得単位として認定されます。

なお、他大学などの授業科目を履修する場合には、あらかじめ「受講届」を教務係に提出してください。

4 修得

成績は、授業科目ごとにシラバス（授業計画書）に記載してある方法により評価します。評点及び単位の認定は次のとおりです。

| | |
|----|----------|
| 秀 | 100点～90点 |
| 優 | 89点～80点 |
| 良 | 79点～70点 |
| 可 | 69点～60点 |
| 不可 | 59点～ 0点 |

評定が「可」以上（評点60点以上）で単位を修得できます。なお、成績は各学期の終了後、教務係から通知されます。

専攻科を修了するためには、2年間で62単位以上を修得する必要があります。

5 「環境・生産システム工学」教育プログラム

本校では、通常のカリキュラムの他に、大学に相当する本科第4・5学年と専攻科第1・2学年のカリキュラムで構成される「環境・生産システム工学」教育プログラムを設けています（詳細はP52～P53を参照すること）。

この教育プログラムの修了要件の1つ「TOEICスコア400相当以上」を達成するため、年間4回程度、本校でTOEIC（IP）テストを実施しています。受験する場合は、各年度で1人につき1回分の受験料の助成があります。

6 特別研究

専攻科で最も重要なのが特別研究です。1年次から指導教員の下でテーマを決めて行います。

特別研究の成果は、学外で発表することを原則としています。このため、2月に旭川市内のホテルで地域企業などを招いて発表会を行います。また、毎年、関連学会で発表するための旅費の助成を、以下のとおり行っています。

学会発表 道内（日帰り）8,000円、道内（1泊2日）13,000円、
道外30,000円

国際学会発表 50,000円（1人のみ）

7 インターンシップ

本校では、インターンシップを授業科目（必修・4単位）として行っています。

4月に希望先を確認・調整し、8月から9月にかけて国内（主に旭川市内の企業）及び国外で4週間行います。

インターンシップの成果は、地域企業などを招いて行う報告会で発表します。

なお、海外インターンシップに参加する場合は、参加費の助成（1人最大50,000円）があります。

8 学位の取得

学士（工学）の学位を取得するためには、大学評価・学位授与機構の審査を受ける必要があります。この審査は、必要単位数の修得（62単位）、学修成果（レポート）、試験（小論文）により行われます。

2年次の10月に大学評価・学位授与機構へ申請しますが、事前に説明会を行います。なお、試験（小論文）は2年次の12月に札幌市で行われます。

9 その他

(1) 道内国立高専専攻科研究発表・交流会

毎年、学生同士がお互いに刺激を与え合うことにより、北海道内の専攻科全体のレベルアップを図ることを目的として、2年次の学生を対象に、北海道内の4高専（函館・苫小牧・釧路・旭川）による研究発表・交流会を行っています。

(2) 学習指導チューター制度

専攻科学生が、本科低学年の学生に対する教育補助業務を通じて、将来技術士などの指導者になるためのトレーニングの機会を提供することを目的とした学習指導チューター制度を設けています。

学習指導チューターには、専攻科長の推薦を受けた学生が従事することができ、放課後や長期休業中（週6時間以内）に、指導教員の下で数学、理科、英語などの補習補助を行います。謝金は1時間860円です。希望する場合は、専攻科長へ申し出てください。

Ⅱ 学生生活

専攻科学生は、本科学生に準じますので、本しおりの本科、「Ⅱ学生生活」を参照してください。

1 遵守事項

専攻科学生は、本科学生の模範となるように学生生活を送るとともに、成人としての自覚をもって行動してください。

専攻科学生として守るべきことは、学則、学生準則などにより本科学生に準じた扱いとなりますが、特に次の事項に注意をしてください。

- ①自動車等での通学は許可制です。希望する学生は、自動車通学許可願を専攻科長の許可を経て（押印のうえ）、学生係に提出してください。また、許可された場合には、指定された場所に駐車してください。
- ②自転車で通学する場合は、専攻主任から自転車登録シールをもらい、自転車の後ろの見やすい場所に貼り付けてください。
- ③本校の敷地内は禁煙です。
- ④アルバイトなどについては、特に規制はありませんが、勉強に差し支えるようなアルバイトは避けてください。

2 学校からの連絡事項について

授業時間割や健康診断の日程など、学校からの連絡事項は管理・専攻科棟3階の「専攻科講義室1」横の掲示板での掲示により行います。掲示には常に注意を払い、毎日見るようにしてください。

掲示を見なかったことにより不利益を被ることになっても、配慮することはできませんので気をつけてください。

3 その他

学生会には入会できませんが、各クラブ等の判断により、活動に参加することや対外試合に参加することもできます。

三「環境・生産システム工学」教育プログラム三

1 「環境・生産システム工学」教育プログラムについて

本校では、通常のカリキュラムの他に、大学に相当する本科第4・5学年と専攻科第1・2学年のカリキュラムで構成される「環境・生産システム工学」教育プログラムを設けています。

この教育プログラムは、日本技術者教育認定機構（JABEE：Japan Accreditation Board for Engineering Education）の基準に準拠しており、教育プログラムの修了生は修習技術者となり、登録すると技術士補の資格が得られ、技術士（Professional Engineer）の第1次試験が免除されます。



JABEEとは？

高専（本科4年－専攻科2年）の技術者教育プログラムを評価・認定する非政府団体のことで、認定プログラムを修了すると「高等教育の国際標準を満たした技術者」として認められるよ！

2 教育プログラムがめざす技術者

教育プログラムで養成しようとする技術者は、工業の基幹分野である機械システム工学、電気情報工学、システム制御情報工学、物質化学工学等のそれぞれの専門分野の知識をベースに、異なる分野の知識をも活用し、融合・複合化の進んでいる多様な工業技術システムに関して、地球環境に優しい技術や研究開発の企画、設計、デザインできる能力を持った技術者です。

また、社会における技術の役割をしっかりと把握し、つねに日本及び世界の歴史、文化を視野に収め、科学技術が社会や自然環境に及ぼす影響を考察し、その社会的責任を自覚する技術者倫理を持った技術者です。

このように、教育プログラムでは、多角的な視点で自ら考え、新たな価値を創造・開発でき、それをシステム化し、あるいは再構築する能力を持った技術者を養成することを目指しています。

3 教育プログラムの履修

専攻科に入学した学生が教育プログラムの履修者となります。しかし、教育プログラムは本校の本科第4・5学年及び専攻科第1・2学年のカリキュラムで構成されていますので、過年度卒業者、他高専出身者等は教育プログラムの修了要件を満たさない場合があります。その場合は、専攻科入学後、補習指導等を受け、単位を修得する必要があります。

4 教育プログラムの修了要件

教育プログラムを修了するには、次の要件をすべて満たす必要があります。

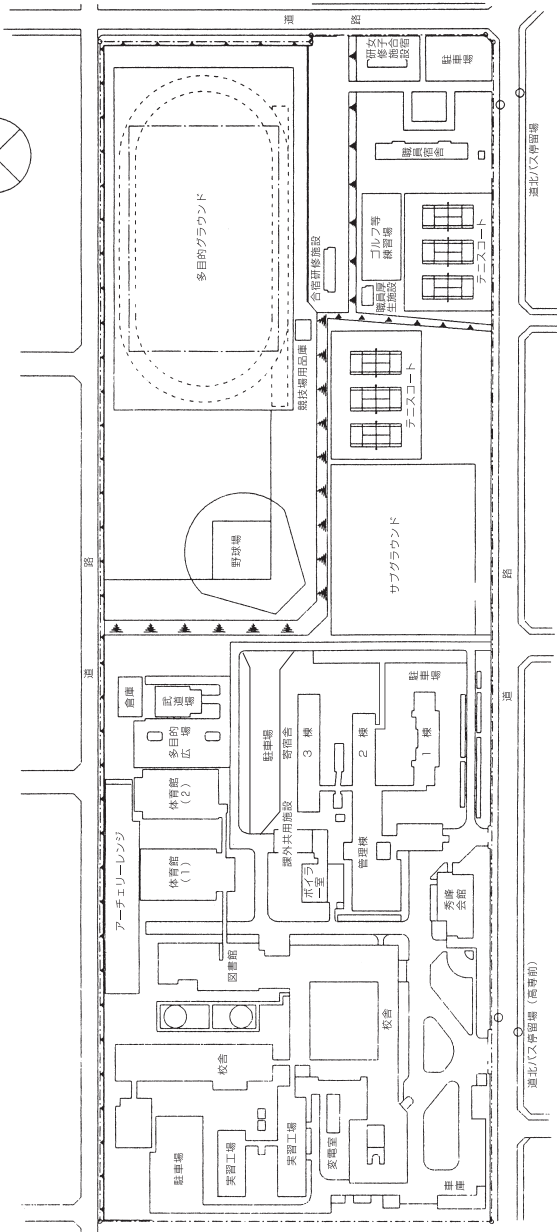
- (1) 専攻科を修了し、学位（学士）を取得する。
- (2) 教育プログラムにおいて124単位以上を修得する。
- (3) 学習・教育目標の達成度評価対象とその評価方法及び評価基準を充足する。（TOEICスコア400相当以上、特別研究の研究成果を学外に公表する等）
- (4) 教育プログラムにおいて、1,600時間以上の総授業時間（授業科目に割り当てられている時間で実時間）を満たす。この中には、250時間以上の人文科学・社会科学等（語学教育を含む）の授業、250時間以上の数学、自然科学、情報技術の授業、900時間以上の専門分野の授業が含まなければならない。

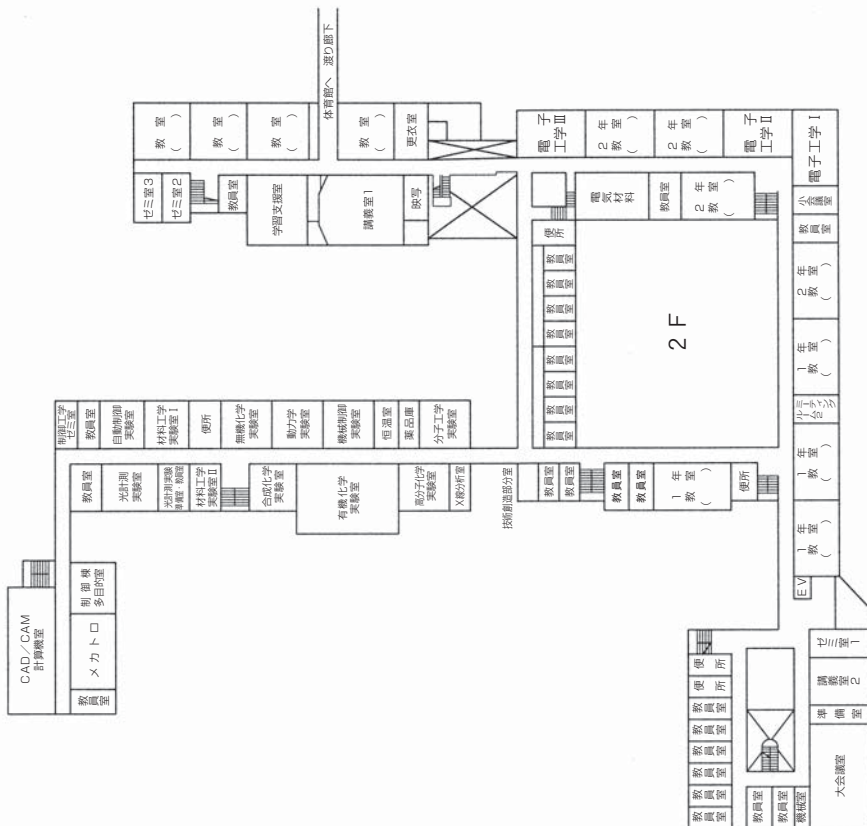
5 教育課程

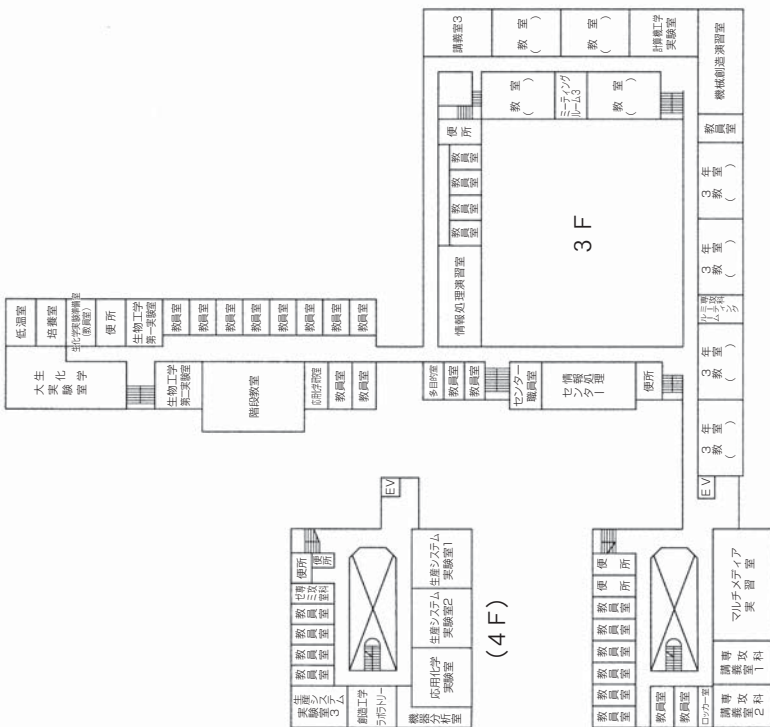
教育課程は、一般基礎科目、基礎工学科目及び専門工学科目で構成されています。

基本的には、本校の卒業要件と専攻科の修了要件を満たすと教育プログラムの単位を修得することができますが、一部本科の科目で、学則上は選択扱いであっても教育プログラムでは必修扱いとなる科目がありますので注意が必要です。

学校施設配置図



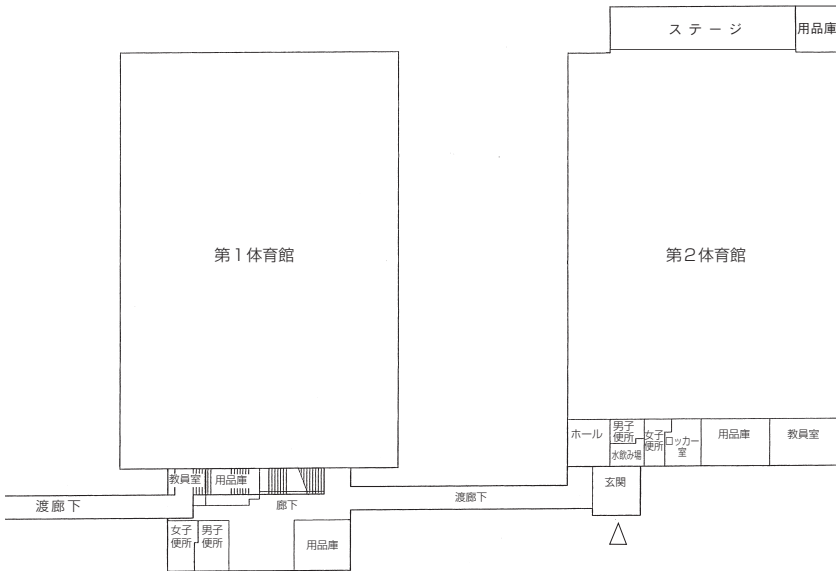




(4 F)

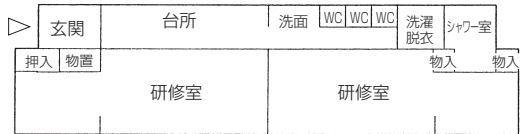
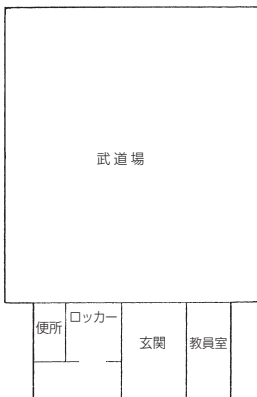
体育施設・合宿施設見取図

体育館

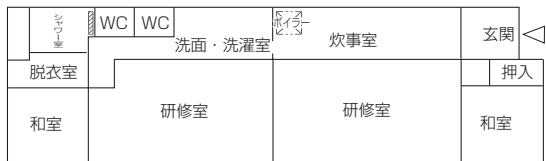


合宿研修施設

武道場

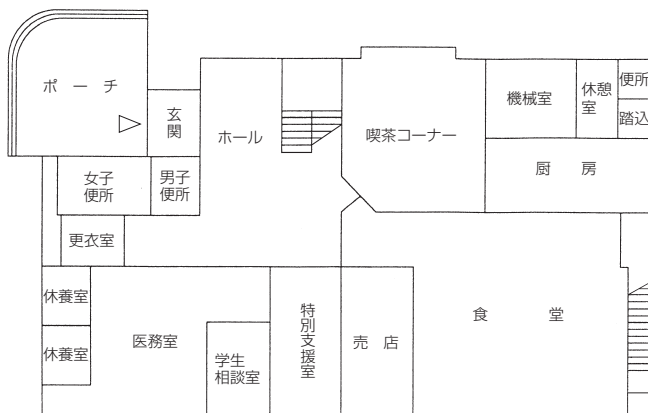


女子合宿研修施設

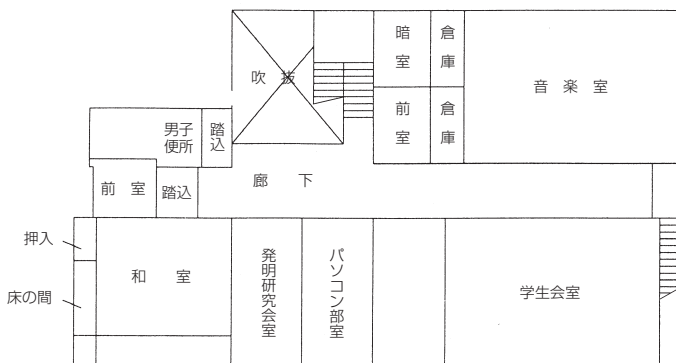


秀峰会館見取図

1階



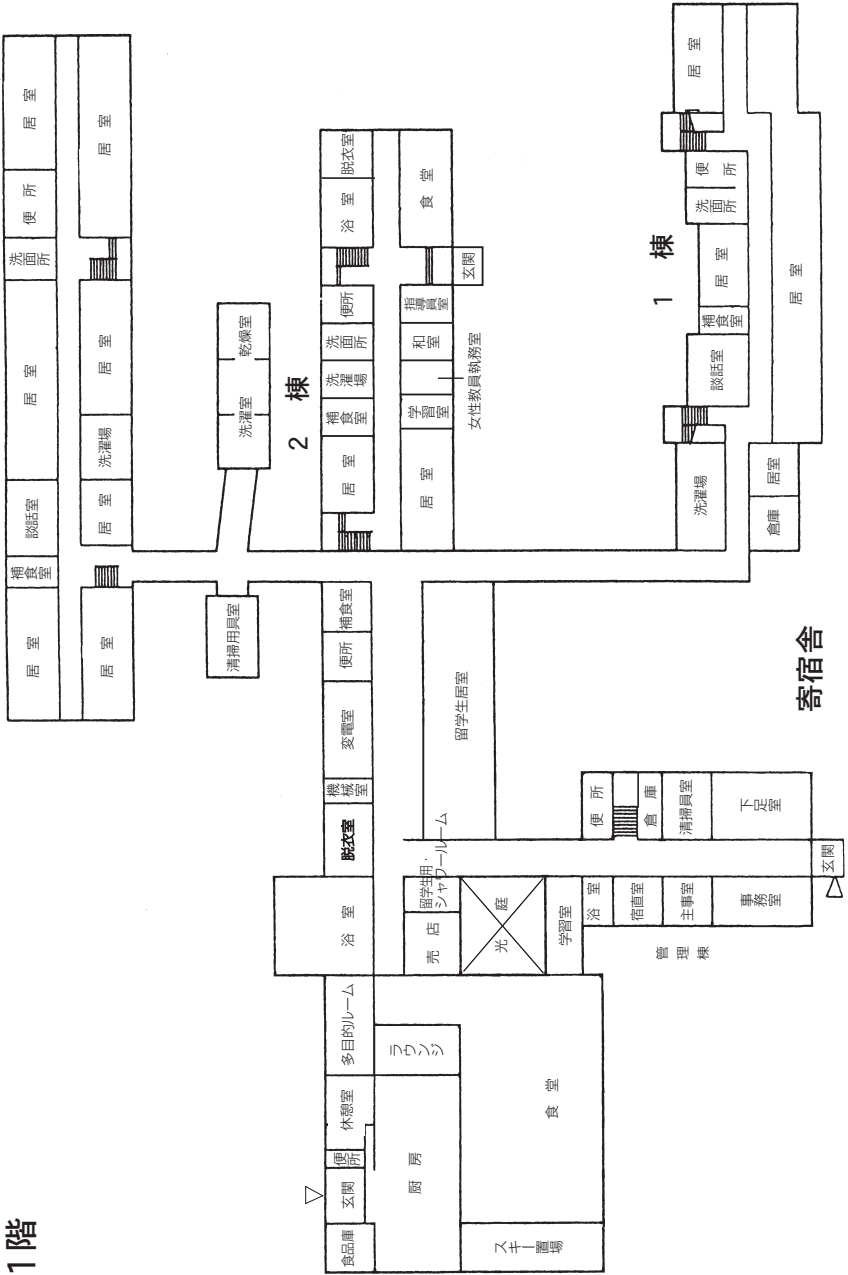
2階



寄宿舎 見取図

3 棟

1階

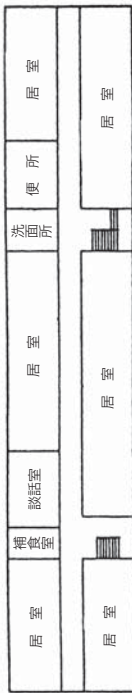


寄宿舎

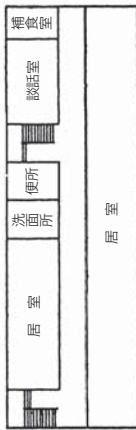
2階



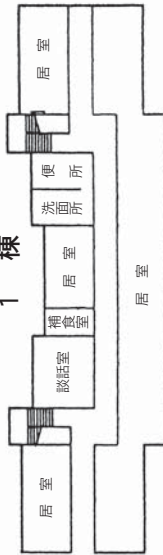
3棟



2棟

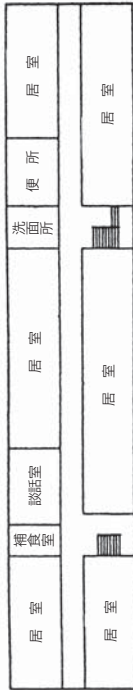


1棟



3階

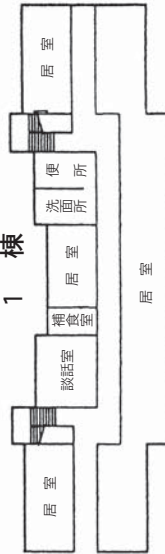
3棟



2棟



1棟



4階

1棟



授 業 時 間

| 時 限 | | 時 間 | |
|-------------|---|-----------------------|-----------------------|
| | | 通常授業 | 線下授業 |
| SHR | | 8 : 5 0 ~ 9 : 0 0 | 8 : 5 0 ~ 9 : 1 0 |
| 1 講 目 | 1 | 9 : 0 0 ~ 9 : 4 5 | 9 : 1 0 ~ 9 : 5 5 |
| | 2 | 9 : 5 0 ~ 1 0 : 3 5 | 1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 4 5 |
| 2 講 目 | 3 | 1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 3 0 | 1 0 : 5 5 ~ 1 1 : 4 0 |
| | 4 | 1 1 : 3 5 ~ 1 2 : 2 0 | 1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 0 |
| 3 講 目 | 5 | 1 3 : 0 5 ~ 1 3 : 5 0 | 1 3 : 1 5 ~ 1 4 : 0 0 |
| | 6 | 1 3 : 5 5 ~ 1 4 : 4 0 | 1 4 : 0 5 ~ 1 4 : 5 0 |
| 4 講 目 | 7 | 1 4 : 4 5 ~ 1 5 : 3 0 | 1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 4 0 |
| | 8 | 1 5 : 3 5 ~ 1 6 : 2 0 | 1 5 : 4 5 ~ 1 6 : 3 0 |

≡ 手 続 一 覧 ≡

通学・学割に関すること

| 事 項 | 手 続 き | 提出時期 | 担当係 | 参照頁 |
|-----------------|----------|------|------|----------|
| 自転車通学（登録）をするとき | 自転車シール | その都度 | 学級担任 | p 22, 44 |
| バスの定期券を購入するとき | 定期券購入申込書 | 1 日前 | 学生係 | p 23, 44 |
| J R の定期券を購入するとき | 通学証明書 | 1 日前 | 学生係 | p 23, 44 |
| 学割で乗車券を購入するとき | 学割証交付願 | 1 日前 | 学生係 | — |

授業などに関すること

| | | | | |
|--------------------|-----------------|----------|-----|------|
| 特別学修により単位認定を申請するとき | 特別学修単位認定申請書 | 4・5年の1月末 | 教務係 | p 17 |
| 欠席（欠課，遅刻，早退）をするとき | 欠席（欠課，遅刻，早退）願 ※ | その都度 | 教務係 | p 18 |
| 出席扱いになる欠席をするとき | 特別欠席願 | 3 日前 | 教務係 | p 18 |
| 家族，親類が死亡したとき | 忌引願 | その都度 | 教務係 | p 18 |

※ 1 週間以上の傷病の場合は「医師の診断書」を添付する。

※ 公共交通機関の乱れによる遅刻・欠席の場合は，当該交通機関が発行する「遅延運休証明書」を添付する。

在学証明書・学業成績証明書などの発行に関すること

| | | | | |
|--|---|------|-----|---|
| 在学していることを証明するとき （在学証明書） | 諸 証 明 交 付 願 （学生証再発行申請の際には，縦3.0cm×横2.4cm（ふちなし）の写真を添付する ※自動車運転免許証更新用サイズと同様） | 1 日前 | 教務係 | — |
| 卒業・修了した／することを証明するとき （卒業・修了証明書／卒業・修了見込証明書） | | 1 日前 | 教務係 | — |
| 学年を修了した／することを証明するとき （修了証明書／修了見込証明書） | | 1 日前 | 教務係 | — |
| 修得した科目の成績を証明するとき （学業成績証明書） | | 1 日前 | 教務係 | — |
| 修得した科目を証明するとき （単位修得証明書） | | 1 日前 | 教務係 | — |
| 大学編入学，転学等で調査書を必要とするとき | | 5 日前 | 教務係 | — |
| 学生証を再発行してもらおうとき | | 1 日前 | 教務係 | — |

※ 時期によっては発行に時間がかかることがあります。手続きは余裕をもって行ってください。

※ 英文証明は，1 週間前の申し込みが必要です。

保証人変更・転居・改氏名に関すること

| 事 項 | 手 続 き | 提出時期 | 担当係 | 参照頁 |
|---------------------------|--------------|------|-----|-----|
| 住所・電話番号が変わったとき | 住所変更届 | その都度 | 教務係 | — |
| 連帯保証人、保証人が変更になったとき | 連帯保証人、保証人変更届 | その都度 | 教務係 | — |
| 氏名が変わったとき（旧姓使用を希望する場合を含む） | 氏名等変更届 | その都度 | 教務係 | — |

授業料・各種奨学金に関すること

| | | | | |
|------------------------|--------|---------------|-----|------|
| 経済的理由などにより授業料の納入が困難なとき | 授業料免除願 | 4月上旬 10月上旬 | 学生係 | p 25 |
| 日本学生支援機構奨学金を受けようとするとき | 奨学生願書等 | 指定期日 | 学生係 | p 25 |
| 市町村など奨学金を受けようとするとき | 奨学生願書等 | 指定期日 | 学生係 | p 26 |

課外活動に関すること

| | | | | |
|--|---------|-----------------------|-----|------|
| クラブなど学生が団体を結成するとき | 学生団体結成願 | 毎年度始め | 学生係 | p 31 |
| 課外活動などで施設・設備を利用するとき（平日に学校の承認を得たクラブ等が所定の施設を使用する場合を除く） | 活動計画書 | 3 日前 (休日は 含まない) | 学生係 | p 31 |
| 平日に特別教室や課外活動の施設を利用するとき | 鍵貸出簿 | その都度 | 学生係 | — |
| 課外活動などでクラブ合宿を行うとき | 合宿許可願 | 掲示により | 学生係 | p 34 |
| スポーツ用品などを借りるとき | 物品貸出簿 | その都度 | 学生係 | — |

| 事 項 | 手 続 き | 提出時期 | 担当係 | 参考頁 |
|-----------------------------|--------------|------|-----|-----|
| 学生が校内・外において集会、催物等を行うとき | 集会（催物）許可願 | 3 日前 | 学生係 | — |
| 学生が校内・外において印刷物を配布、販売するとき | 印刷物配布（販売）許可願 | 3 日前 | 学生係 | — |
| 学生が校内・外においてビラ・ポスターなどを掲示するとき | 掲示許可願 | 3 日前 | 学生係 | — |

落とし物に関すること

| | | | | |
|------------|-------|------|-----|---|
| 落とし物をしたとき | 遺失物届 | その都度 | 学生係 | — |
| 落とし物を拾ったとき | 遺失物台帳 | その都度 | 学生係 | — |

校外の生活に関すること

| | | | | |
|---------------------|---------------|------|-----|------|
| 自動車・バイクなど、免許を取得したとき | 自動車・バイク等免許取得届 | その都度 | 学生係 | p 44 |
| 長期休業などにアルバイトをするとき | アルバイト許可願 | 3 日前 | 学生係 | p 27 |
| 旅行、キャンプ、登山などをするとき | 旅行、キャンプ、登山届 | 3 日前 | 学生係 | — |

寮生活に関すること

| | | | | |
|-----------------|-------|-------------|-----|------|
| 寮に入るとき | 入寮願 | 1 月中旬 | 寮務係 | p 41 |
| 継続して寮に入るとき | 継続入寮願 | 1 月中旬 | 寮務係 | p 41 |
| 寮を出るとき | 退寮願 | 1 週間前 まで | 寮務係 | p 42 |
| 親、親類などの家に外泊するとき | 外泊届 | 4 日 前 まで | 寮務係 | p 39 |

休学・復学・退学に関すること

| | | | | |
|--------|------------------|-----------------------|-----|------|
| 休学するとき | 休学願(学級担任を通じて) | 休学開始 月の初日 の2週間前 | 教務係 | p 19 |
| 復学するとき | 復学届(願)(学級担任を通じて) | 3週間前 | 教務係 | p 19 |
| 退学するとき | 退学願(学級担任を通じて) | 2週間前 | 教務係 | — |

≡ 規程等に関すること ≡

| | |
|------------------------------------|-----|
| 旭川工業高等専門学校学則 | 68 |
| 旭川工業高等専門学校学生準則 | 96 |
| 旭川工業高等専門学校教務規則 | 98 |
| 旭川工業高等専門学校における授業料未納を理由とする除籍に関する申合せ | 101 |
| 旭川工業高等専門学校特別学修単位認定規則 | 102 |
| 旭川工業高等専門学校学生表彰規程 | 103 |
| 旭川工業高等専門学校学生の服装等の基準 | 104 |
| 旭川工業高等専門学校体育施設管理規程（抄） | 104 |
| 旭川工業高等専門学校合宿研修施設使用規程 | 106 |
| 旭川工業高等専門学校福利施設運営規程 | 107 |
| 旭川工業高等専門学校秀峰会館課外活動等関係施設使用細則 | 108 |
| 旭川工業高等専門学校防火・避難要領 | 109 |
| 旭川工業高等専門学校学生会準則 | 111 |
| 旭川工業高等専門学校学生会会則 | 112 |
| 学生会役員選挙施行細則 | 118 |
| 学生会・部に関する細則 | 120 |
| 旭川工業高等専門学校寮生準則 | 123 |
| 旭川工業高等専門学校寄宿舎規程 | 123 |
| 旭川工業高等専門学校寄宿舎内規 | 124 |
| 寄宿舎防災・避難要領 | 125 |
| 旭川工業高等専門学校寮生会準則 | 127 |
| 旭川工業高等専門学校男子寮寮生会会則 | 127 |
| 旭川工業高等専門学校女子寮寮生会会則 | 130 |
| 旭川工業高等専門学校明誠寮連絡会内規 | 132 |
| 旭川工業高等専門学校図書館利用要領 | 133 |
| 旭川工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程 | 135 |
| 旭川工業高等専門学校「環境・生産システム工学」教育プログラム履修規程 | 138 |
| 旭川工業高等専門学校外国人留学生規程 | 148 |
| 旭川工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規程 | 150 |

旭川工業高等専門学校学則

制 定 昭和37年 4月 1日

最終改正 平成25年 9月11日

第1章 目的

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2章 修業年限、在学年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

第2条 修業年限は、5年とする。

第2条の2 在学年限は、10年とする。

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開校記念日 4月23日

(4) 春期休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏期休業 7月21日から8月31日まで

(6) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで

(7) 学年末休業 3月20日から3月31日まで

2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

第7条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

| 学 科 | 学 級 数 | 入学定員 |
|-------------|-------|------|
| 機械システム工学科 | 1 | 40人 |
| 電気情報工学科 | 1 | 40人 |
| システム制御情報工学科 | 1 | 40人 |
| 物質化学工学科 | 1 | 40人 |

2 前項の規定にかかわらず、校長が教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することがある。

第7条の2 各学科の教育上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 機械システム工学科は、機械工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、さらに、それぞれの技術要素を有機的に構成し、新たな社会構築に役立つシステムを創造していく能力を身に付けた、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。
- (2) 電気情報工学科は、電気・電子工学及び情報工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、さらに、創造力、柔軟な思考力、情報化社会におけるモラル及びコミュニケーション能力を身に付けた、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。
- (3) システム制御情報工学科は、情報技術、機械工学及び電気・電子工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、それぞれの専門分野の技術が融合されたシステムの技術に対応できる、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。
- (4) 物質化学工学科は、化学及び生物分野に関する基礎的・専門的知識を身に付け、科学技術が自然環境に与える影響を自覚して社会全体の諸問題に対応できる、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事、学生主事及び寮務主事は、それぞれ校長の命を受け、教務主事にあつては教育計画の立案その他の教務に関すること、学生主事にあつては学生の厚生補導に関すること、寮務主事にあつては寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理とする。

3 教務主事は教授、学生主事及び寮務主事は教授又は准教授をもって充てる。

第10条 本校に、総務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

第11条 前2条に規定するもののほか、内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週以上にわたるものとする。

第13条 教育課程は、授業科目及び特別活動をもって編成する。

2 学年ごとの授業科目及びその開設単位数は、別表第1のとおりとする。

3 各授業科目の単位数は、1個学年30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。次項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第4学年及び第5学年の授業科目にあつては、修得すべき単位のうち、60単位を超えない範囲について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。ただし、体育及び卒業研究にあつては、前項の規定によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業時間をもって1単位とする。ただし、外国語の授業にあつては、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験及び実習については、30時間の授業時間をもって1単位とする。

5 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年において、それぞれ30単位時間、計90単位時間を行うものとする。

6 学生は、第2項に規定する授業科目について、一般科目及び教養科目については83単位以上、専門科目については85単位以上履修かつ修得し、さらに前項に規定する特別活動を履修するものとする。

第13条の2 本校においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

2 前条第5項の規定により修得しなければならない単位数のうち、前項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

第13条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第13条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、授業科目の履修及び単位の修得並びに特別活動の履修を認定して行うものとする。

2 前項の履修及び修得の認定に関して必要な事項は、別に定める。

第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る全授業科目を再履修し、かつ修得するものとし、当該学年が第3学年以下である者については、特別活動も履修するものとする。ただし、特に必要がないと認められた授業科目については、再履修しなくともよいものとする。

2 再履修に関する細目は、別に定める。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

第16条 入学の時期は、毎年4月とする。

第17条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、

中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(7) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第18条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他校長が必要と認めた書類等を資料として、入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の規定によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき学力検査を免除し、調査書その他校長が必要と認めた書類等を資料として、入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前2項の選抜結果に基づき、第30条に規定する入学金を納付した者に対して入学を許可する。入学金の免除又は徴収猶予の申請を受理された者であっても入学を許可するものとする。

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長はその者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可するときは、第16条の規定は、これを適用しないものとする。

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに本校在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 所定の期日までに前項の手続を終了しない者に対しては、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

第21条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて選考の上、第3学年までに限り転科を許可することがある。

第22条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

第23条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることがある。

2 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

3 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

第24条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

第25条 校長は、感染症その他疾病の種類によっては、学生の出校を停止させることがある。

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

第27条 他の学校に入学、転学又は編入学を希望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第27条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることがある。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

第28条 校長は、全学年の課程を修了した者に対し、所定の卒業証書を授与する。

第28条の2 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

第29条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則第35号。以下「費用規則」という。）に定める検定料を納付しなければならない。

第30条 入学料の額は、費用規則に定める額とする。

第31条 学生は、費用規則に定める授業料年額を前期及び後期の期ごとに区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあっては4月中旬に、後期にあっては10月中旬に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可されるときに納付することができる。

第31条の2 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該授業料に相当する額を返還する。

(1) 前期分授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の納付時期前に休学又は退学した場合、後期分の授業料に相当する額

(2) 前条第4項の規定により授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合で、申出があったとき当該授業料に相当する額

第32条 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第33条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日が属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

第34条 寄宿舎に入舎している学生は、入舎した日の属する月から退舎した日の属する月

までの間、費用規則に定める寄宿料を納付するものとする。

第35条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合又は校長がそれに準ずる事由があると認める場合は、入学科の全額又は半額を免除することができる。

2 経済的理由により、納付期限までに入学科の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに、入学科の納付が困難と認められる場合その他やむを得ない事情があると認められる場合は、入学科の徴収を猶予することができる。

3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

4 風水害等の災害を受けたことにより寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することができる。

5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学生準則及び賞罰

第36条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める旭川工業高等専門学校学生準則（昭和37年制定）を遵守しなければならない。

第37条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することができる。

第38条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第39条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第23条に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第18条第3項に規定する入学科免除の申請を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者並びに同項に規定する入学科徴収猶予の申請を受理され、徴収の猶予を不許可とされた者で、所定の期日までに入学科を納付しない者

第8章 専攻科

第40条 本校に、専攻科を置く。

第41条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、より深く高度な工業に関する専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

第42条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

| 専攻 | 入学定員 |
|------------|------|
| 生産システム工学専攻 | 12人 |
| 応用化学専攻 | 4人 |

第42条の2 各専攻の教育上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 生産システム工学専攻は、メカトロニクス、エレクトロニクス、コンピュータ応用等の技術が融合した生産システム分野において活躍できる、創造的かつ国際的な研究開発型の技術者を育成することを目的とする。
- (2) 応用化学専攻は、化学・バイオ関連産業における製品・技術の開発及びこれに伴う環境への配慮に柔軟に対応できる、創造的かつ国際的な研究開発型の技術者を育成することを目的とする。

第43条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第44条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

第45条 専攻科の修業年限は、2年とする。

第46条 専攻科の在学年限は、4年とする。

第47条 専攻科学生の休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、通算して2年を限度として休学を認めることがある。

2 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

第48条 専攻科において開設する授業科目及びその単位数は、学則別表第2のとおりにする。

2 履修方法等について必要な事項は、別に定める。

第49条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

第50条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第12条、第13条の2第1項、第

13条の4、第20条、第22条、第24条から第26条まで、第27条の2第1項及び第4項、第29条から第31条の2まで、第33条から第35条まで、第37条から第39条までの規定を準用する。この場合において、第13条の4第2項中「前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位」とあるのは「20単位」と、第27条の2第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第1項」と、第39条第2項中「第23条」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。

第51条 本章に定めるもののほか、専攻科について必要な事項は、別に定める。

第8章の2 日本技術者教育認定のための教育プログラム

第51条の2 本校に、日本技術者教育認定のために「環境・生産システム工学」教育プログラムを置く。

2 「環境・生産システム工学」教育プログラムについては、別に定める。

第9章 寄宿舎

第52条 本校に、寄宿舎を設ける。

2 寄宿舎の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生

第53条 本校の学生以外の者で、本校において特定の専門事項について研究を志願する者がある場合は、本校の教育研究に支障のないときに限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、旭川工業高等専門学校研究生規程（昭和62年達第3号）の定めるところによる。

第54条 本校の学生以外の者で、本校所定の授業科目中1科目又は数科目について聴講を志願する者がある場合は、本校の教育に支障のないときに限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生について必要な事項は、旭川工業高等専門学校聴講生規程（昭和62年達第4号）の定めるところによる。

第54条の2 他の高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学若しくはこれに相当する高等教育期間等との協定等に基づき、本校所定の授業科目の履修を志願する者がある場合は、本校の教育に支障のないときに限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、旭川工業高等専門学校特別聴講学生規程（平成24年達第20号）の定めるところによる。

第55条 本校の学生以外の者で、本校所定の授業科目中1科目又は数科目について履修し、単位の修得を志願する者がある場合は、本校の教育に支障のないときに限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、旭川工業高等専門学校科目等履修生規程（平成7年達第6号）の定めるところによる。

第56条 外国人で本校の第2学年以上に編入学を志願する者があるときは、選考の上、外

国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、学生定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める

第11章 公開講座

第57条 本校に、公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から実施する。

附 則 (昭和38. 4. 1)

- 1 この規則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 昭和38年3月31日以前に入学した者に係る授業料の額は、第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 仮寄宿舎を設置する期間中仮寄宿舎に入舎している学生の寄宿料の額は、第34条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則 (昭和41. 4. 1 達第6号)

- 1 この学則は、昭和41年4月1日から遡及して施行する。
- 2 昭和41年度の入学検定料の額は、この学則第29条の改正にかかわらず従前の規定による。

附 則 (昭和47. 1. 7 達第1号)

この規定は、昭和47年1月7日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47. 4. 1 達第6号)

- 1 この規定は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 昭和47年度の入学に係る検定料の額は、この規則による改正後の旭川工業高等専門学校学則（以下「新学則」という。）第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年度における入学を許可される者に係る入学料の額は、新学則第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、新学則第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 昭和47年度において入学した者から徴収する同年度に係る授業料の年額は、新学則第31条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合せた額とする。

(1) 前期 4,800円

(2) 後期 9,600円

- 6 昭和47年度において、学年の中途において入学した者の属する年次の在学者が昭和47年度において入学した者である場合においては、当該入学した者について、新学則第32条の規定を適用するときは、昭和47年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 7 前2項の規定が適用される者について、新学則第33条を適用する場合においては、「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。

附 則 (昭和49. 6. 20 達第3号)

この規則は、昭和49年6月20日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。

附 則（昭和50. 4. 16 達第1号）

この規則は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51. 4. 17 達第3号）

- 1 この規則は、昭和51年4月1日に遡及して施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以降において、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新学則第31条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和51年度において入学した者（以下「昭和51年度入学者」という。）から徴収する同年度に係る授業料の額は、新学則第31条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合せた額とする。
 - (1) 前期 9,600円
 - (2) 後期 21,600円
- 5 昭和51年度において、学年の中途において入学した者の属する年次の在学者が昭和51年度入学者である場合においては、当該入学した者について、新学則第32条の規定を適用するときは、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 前2項の規定が適用される者について、新学則第33条を適用する場合においては、「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。

附 則（昭和52. 4. 1 達第1号）

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この規則を施行する際、改正後の学則第13条から第15条については、昭和52年度入学者（原学年にとどめられた者で、当該学年が、昭和52年度入学者と同学年である者を含む。）から適用するものとし、その他の者については、なお従前の例による。

附 則（昭和55. 9. 20 達第2号）

この規則は、昭和55年9月22日から施行する。

附 則（昭和61. 2. 25 達第2号）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規則を施行する際、学則第13条第2項に規定する授業科目並びにその開設単位数（改正後の別表第1、別表第2）については、昭和61年度入学者（原学年にとどめられた者で、当該学年が、昭和61年度入学者と同学年である者を含む。）から適用するものとし、その他の者については、なお従前の例による。

附 則（昭和62. 2. 27 達第7号）

- 1 この規則は、昭和62年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（電気工学科教育課程表）は、昭和62年度電気工学科第1学年から適用するものとし、他の電気工学科の学生については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63. 4. 1 達第1号)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、別表第2については、昭和63年度第1学年から適用するものとし、他の学生については、なお、従前の例による。

附 則 (平成2. 3. 23 達第2号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3. 3. 22 達第4号)

この規則は、平成3年3月22日から施行し、平成3年3月15日から適用する。

附 則 (平成4. 3. 18 達第13号)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日において第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する学生に係る授業科目及び開設単位数は、第13条第2項の規定にかかわらず、一般科目にあっては附則別表第1、専門科目にあっては附則別表第2に定めるとおりとする。

附 則 (平成6. 2. 22 達第32号)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、別表第2中電気工学科及び工業化学科の表は、平成6年度第1学年から適用するものとし、他の電気工学科及び工業化学科の学生については、なお、従前の例による。

附 則 (平成9. 2. 24 達第3号)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、別表第2中制御情報工学科の表は、平成9年度第1学年から工業化学科の表は、平成9年度第3学年から適用するものとし、他の制御情報工学科及び工業化学科の学生については、なお、従前の例による。

附 則 (平成10. 2. 23 達第2号)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 工業化学科は、改正後の旭川工業高等専門学校学則（以下「新学則」という。）第7条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に本校に在学する者（平成10年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。以下「在学者等」という。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 在学者等については、新学則第7条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (平成11. 4. 1 達第1号)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に本校に在学する者（平成11年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。）については、改正後の旭川工業高等専門学校学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (平成12. 3. 14 達第38号)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日に本校に在学する者（平成12年4月1日以降において、これらと同

一学年に編入学及び再入学する者を含む。)については、改正後の旭川工業高等専門学校学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (平成13. 6. 12 達第3号)

この学則は、平成13年6月12日から施行し、平成13年3月30日から適用する。

附 則 (平成14. 3. 12 達第8号)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則にかかわらず、平成9・10年度に入学した学生及び平成8年度に入学した学生に係る一般科目の教育課程はそれぞれ表1及び表2のとおりとする。

附 則 (平成15. 3. 11 達第10号)

- 1 この学則は、平成15年3月11日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の電気工学科は、改正後の旭川工業高等専門学校学則(以下「新学則」という。)第7条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者(平成15年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。)が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新学則別表第1及び別表第2は、平成15年度に入学する者から適用し、平成14年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成15. 9. 16 達第2号)

- 1 この学則は、平成15年9月16日から施行する。
- 2 改正後の旭川工業高等専門学校学則別表第3は、平成16年度から入学する者から適用し、平成15年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成16. 2. 10 達第7号)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第8章の2を加える規定は、平成16年2月10日から施行する。
- 2 平成16年4月1日前の機械工学科は、改正後の旭川工業高等専門学校学則(以下「新学則」という。)第7条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者(平成16年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。)が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則別表第1は、平成16年度に入学する者から適用し、平成16年4月1日において、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在学する学生については、附則別表第1に定めるとおりとする。
- 4 改正後の学則別表第2は、平成16年度に入学する者から適用し、平成15年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成16. 3. 30 達第12号)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第3は、平成16年度に入学する者から適用し、平成15年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成16. 9. 7 達第36号)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 改正後の学則別表第3は、平成17年度に入学する者から適用し、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成18. 2. 14 達第26号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第1は、平成18年度に入学する者から適用し、平成18年4月1日において、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在学する学生（平成18年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。）については、附則別表第1に定めるとおりとする。
- 3 改正後の学則にかかわらず、平成17年度以前に入学した学生に係る専門科目の教育課程は、なお従前の例による。

附 則（平成18. 10. 10 達第12号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第2は、平成19年度に入学する者から適用し、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成19. 3. 13 達第27号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 9. 11 達第8号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第2は、平成20年度に入学する者から適用し、平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成20. 2. 19 達第17号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21. 2. 12 達第8号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第1は、平成18年度に入学した者から適用し、平成17年度以前に入学した者については、附則別表に定めるとおりとする。

附 則（平成22. 1. 12 達第10号）

この学則は、平成22年1月12日から施行する。

附 則（平成22. 9. 29 達第3号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第2は、平成23年度に入学する者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成22. 12. 14 達第7号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第2は、平成23年度に入学する者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成23. 3. 8 達第12号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日前の制御情報工学科は、改正後の旭川工業高等専門学校学則（以下

「新学則」という。)第7条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する者(平成23年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。)が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 新学則第7条の2第3号及び別表第1は、平成23年度に入学する者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24. 3. 9 達第21号)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25. 9. 11 達第2号)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第2は、平成26年度に入学する者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26. 3. 6 達第6号)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第1は、平成23年度以降に入学した者に適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則別表第2は、平成26年度に入学する者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1

(機械システム工学科)

〔第1～3学年の授業科目及び開設単位数〕

| 区分 | 授業科目 | | 単位数 | 学年別配当 | | | 備考 |
|---------|------|--------------|-----|-------|----|----|----|
| | | | | 1年 | 2年 | 3年 | |
| 一般科目 | 国語 | 国語 I | 4 | 4 | | | |
| | | 国語 II | 3 | | 3 | | |
| | | 国語 III | 2 | | | 2 | |
| | 社会 | 現代社会 | 2 | 2 | | | |
| | | 日本史 | 2 | | 2 | | |
| | | 世界史 | 2 | | | 2 | |
| | | 地理 | 2 | | 2 | | |
| | 数学 | 数学 I A | 3 | 3 | | | |
| | | 数学 I B | 3 | 3 | | | |
| | | 数学 II A | 3 | | 3 | | |
| | | 数学 II B | 3 | | 3 | | |
| | | 数学 III A | 4 | | | 4 | |
| | | 数学 III B | 1 | | | 1 | |
| | 理科 | 物理 I | 2 | 2 | | | |
| | | 物理 II | 3 | | 3 | | |
| | | 化学 I | 2 | 2 | | | |
| | | 化学 II | 2 | | 2 | | |
| | | 生物 | 1 | | 1 | | |
| | | 地理 | 1 | | 1 | | |
| | 保健 | 保健 | 1 | 1 | | | |
| | | 体育 I | 2 | 2 | | | |
| | | 体育 II | 2 | | 2 | | |
| | 外国語 | 体育 III | 2 | | | 2 | |
| | | 英語 I | 4 | 4 | | | |
| | | 英語 II | 4 | | 4 | | |
| | | 英語 III | 3 | | | 3 | |
| | | 英文法 | 2 | 2 | | | |
| | | 基礎英会話 | 1 | | 1 | | |
| | 芸術情報 | 英語演習 | 2 | | | 2 | |
| | | 美術 | 1 | 1 | | | |
| | | 情報基礎 | 1 | 1 | | | |
| | | 小計 | 70 | 27 | 27 | 16 | |
| 専門科目 | 必修科目 | 工学基礎演習 I | 1 | 1 | | | |
| | | 工学基礎演習 II | 1 | | 1 | | |
| | | 力学基礎 | 2 | | | 2 | |
| | | 応用物理 I | 2 | | | 2 | |
| | | 機械加工学 I | 1 | | 1 | | |
| | | 機械加工学 II | 1 | | | 1 | |
| | | 機械材料学 | 2 | | | 2 | |
| | | 材料力学 I | 2 | | | 2 | |
| | | 機械構造学 | 1 | | | 1 | |
| | | 機械要素 I | 1 | | | 1 | |
| | | 機械製図 I | 2 | 2 | | | |
| | | 機械製図 II | 1 | | 1 | | |
| | | CAD / CAM I | 1 | | 1 | | |
| | | CAD / CAM II | 1 | | | 1 | |
| | | 機械製作実習 I | 3 | 3 | | | |
| | | 機械製作実習 II | 3 | | 3 | | |
| | | 機械総合実習 | 3 | | | 3 | |
| | | プログラミング基礎 | 2 | | | 2 | |
| | | 電気工学 | 2 | | | 2 | |
| | | 小計 | 32 | 6 | 7 | 19 | |
| 修得単位数合計 | | | 102 | 33 | 34 | 35 | |

〔第4・5学年の授業科目及び開設単位数〕

| 区分 | 授業科目 | | 単位数 | 学年別配当 | | 備考 |
|-----------|----------|---------------|--------|-------|----|-----------|
| | | | | 4年 | 5年 | |
| 一般科目 | 必修科目 | 人文学系 | 言語表現 | 1 | 1 | |
| | | 人文学系 | 日本文化論 | 1 | | 1 |
| | | 社会学系 | 知的財産権論 | 1 | | 1 |
| | | 社会学系 | 経済学 | 1 | 1 | |
| | | 社会学系 | 体育 | IV | 1 | 1 |
| | 外国語 | 英語 | IV A | 2 | 2 | |
| | | 英語 | IV B | 1 | 1 | |
| | | 英語 | V | 1 | | 1 |
| | | 小計 | | 9 | 6 | 3 |
| | | | | | | |
| | 選択科目 | 人文学系 | 文学 | 1 | 1 | |
| | | | 哲学 | 1 | 1 | |
| | | | 心理学 | 1 | 1 | |
| | | 社会学系 | 史学 | 1 | 1 | |
| | | | 法学 | 1 | 1 | |
| | | | 政治学 | 1 | 1 | |
| 外国語 | | 英語特講 | A | 1 | 1 | } 3単位以上修得 |
| | | 英語特講 | B | 1 | 1 | |
| | | 第二外国語 | A | 1 | 1 | |
| | | 第二外国語 | B | 1 | 1 | |
| 理数系 | | 数学特講 | 1 | 1 | | |
| | 物理特講 | 1 | 1 | | | |
| 一般教養総合 | 一般教養特別講義 | A | 1 | 1 | | |
| | 一般教養特別講義 | B | 1 | 1 | | |
| | 一般教養特別講義 | C | 1 | 1 | | |
| | 一般教養特別講義 | D | 1 | 1 | | |
| 小計 | | 16 | 16 | | | |
| 修得単位数合計 | | | 12以上 | | | |
| 専門科目 | 必修科目 | 応用数学 | I | 1 | 1 | |
| | | 応用数学 | II | 1 | 1 | |
| | | 応用数学 | III | 1 | | 1 |
| | | 応用数学 | IV | 1 | | 1 |
| | | 応用物理 | II | 1 | 1 | |
| | | 応用物理実験 | 1 | 1 | | |
| | | 機械システム工学ゼミナール | 1 | | 1 | |
| | | 熱力学 | I | 1 | 1 | |
| | | 熱力学 | II | 1 | 1 | |
| | | 熱エネルギー工学 | I | 1 | | 1 |
| | | 熱エネルギー工学 | II | 1 | | 1 |
| | | 流体力学 | I | 1 | 1 | |
| | | 流体力学 | II | 1 | 1 | |
| | | 流体工学 | I | 1 | | 1 |
| | | 流体工学 | II | 1 | | 1 |
| | | 材料力学 | II | 1 | 1 | |
| | | 材料力学 | III | 1 | 1 | |
| | | 機械力学 | I | 1 | 1 | |
| | | 機械力学 | II | 1 | | 1 |
| | | 機械要素 | II | 1 | 1 | |
| | | メカトロニクス | I | 1 | 1 | |
| | | メカトロニクス | II | 1 | 1 | |
| | | 創造実習 | 2 | 2 | | |
| | | 機械設計演習 | I | 1 | 1 | |
| | | 機械設計演習 | II | 1 | 1 | |
| | | プログラミング応用 | I | 1 | 1 | |
| | | プログラミング応用 | II | 1 | 1 | |
| CAD / CAE | 2 | | 2 | | | |
| センシング工学 | I | 1 | 1 | | | |
| センシング工学 | II | 1 | 1 | | | |
| 制御工学 | I | 1 | | 1 | | |
| 制御工学 | II | 1 | | 1 | | |
| システム工学 | 2 | | 2 | | | |

| | | | | | |
|------|-------------|----|----|----|-----------|
| | 生産技術論 | 2 | 2 | | |
| | 機械システム工学実験Ⅰ | 2 | 2 | | |
| | 機械システム工学実験Ⅱ | 2 | | 2 | |
| | 卒業研究 | 8 | | 8 | |
| | 小計 | 50 | 26 | 24 | |
| 選択科目 | 企業実習 | 1 | 1 | | } 3単位以上修得 |
| | 計算力学 | 2 | | 2 | |
| | 塑性加工学 | 2 | | 2 | |
| | オプトエレクトロニクス | 2 | | 2 | |
| | 小計 | 7 | 1 | 6 | |
| | 修得単位合計 | | 53 | 以上 | |
| | 修得単位合計 | | 65 | 以上 | |
| | 一般科目修得単位合計 | 82 | 以上 | | |
| | 専門科目修得単位合計 | 85 | 以上 | | |

(電気情報工学科)

〔第1～3学年の授業科目及び開設単位数〕

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 学年別配当 | | | 備考 | |
|---------------|---------|----------|--------|----|----|----|---|
| | | | 1年 | 2年 | 3年 | | |
| 一般科目 | 国語 | 国語 I | 4 | 4 | | | |
| | | 国語 II | 3 | | 3 | | |
| | | 国語 III | 2 | | | 2 | |
| | 社会 | 現代社会 | 2 | 2 | | | |
| | | 日本史 | 2 | | 2 | | |
| | | 世界史 | 2 | | | 2 | |
| | 数学 | 地理 | 2 | | 2 | | |
| | | 数学 I A | 3 | 3 | | | |
| | | 数学 I B | 3 | 3 | | | |
| | | 数学 II A | 3 | | 3 | | |
| | | 数学 II B | 3 | | 3 | | |
| | | 数学 III A | 4 | | | 4 | |
| | 理科 | 数学 III B | 1 | | | 1 | |
| | | 物理 I | 2 | 2 | | | |
| | | 物理 II | 3 | | 3 | | |
| | | 化学 I | 2 | 2 | | | |
| | | 化学 II | 2 | | 2 | | |
| | | 生物 | 1 | | 1 | | |
| | 保健 | 地理学 | 1 | | 1 | | |
| | | 保健 | 1 | 1 | | | |
| | | 体育 I | 2 | 2 | | | |
| | 外国語 | 体育 II | 2 | | 2 | | |
| | | 体育 III | 2 | | | 2 | |
| | | 英語 I | 4 | 4 | | | |
| | | 英語 II | 4 | | 4 | | |
| | 芸術情報 | 英語 III | 3 | | | 3 | |
| | | 基礎英会話 | 2 | 2 | | | |
| | | 英語演習 | 1 | | 1 | | |
| | | 英語演習 | 2 | | | 2 | |
| | 芸術情報 | 美術 | 1 | 1 | | | |
| | | 情報基礎 | 1 | 1 | | | |
| | | 小計 | 70 | 27 | 27 | 16 | |
| | 専門科目 | 必修科目 | 応用物理 I | 2 | | | 2 |
| 電気工学基礎 | | | 2 | 2 | | | |
| 基礎電気回路 I | | | 2 | | 2 | | |
| 基礎電気回路 II | | | 2 | | | 2 | |
| 基礎電子回路 | | | 2 | | | 2 | |
| 基礎電磁気学 | | | 2 | | | 2 | |
| 電子工学 | | | 2 | | | 2 | |
| 電気電子計測 I | | | 1 | | | 1 | |
| コンピュータ工学基礎 | | | 1 | | 1 | | |
| 計算機工学 | | | 2 | | | 2 | |
| 電気情報基礎演習 | | | 2 | 2 | | | |
| 創造プログラミング実習 | | | 2 | 2 | | | |
| プログラミング実習 I | | | 1 | | 1 | | |
| プログラミング実習 II | | | 2 | | | 2 | |
| 電気情報工学基礎実験 I | 3 | | 3 | | | | |
| 電気情報工学基礎実験 II | 4 | | | 4 | | | |
| | 小計 | 32 | 6 | 7 | 19 | | |
| | 修得単位数合計 | 102 | 33 | 34 | 35 | | |

[第4・5学年の授業科目及び開設単位数]

| 区分 | 授業科目 | | 単位数 | 学年別配当 | | 備考 | | | |
|-----------|------|-----------|-------|----------|----|----|---------|---------|---------|
| | | | | 4年 | 5年 | | | | |
| 必修科目 | 人文系 | 言語表現論 | 1 | 1 | | | | | |
| | | 日本文化論 | 1 | | 1 | | | | |
| | 社会系 | 知的財産権論 | 1 | | 1 | | | | |
| | | 経済学 | 1 | 1 | | | | | |
| | 外国語 | 体育Ⅳ | 1 | 1 | | | | | |
| | | 英語ⅣA | 2 | 2 | | | | | |
| | | 英語ⅣB | 1 | 1 | | | | | |
| | | 英語ⅣV | 1 | | 1 | | | | |
| | 小計 | | | 9 | 6 | 3 | | | |
| | 一般科目 | 人文系 | 文学 | 1 | 1 | | 3単位以上修得 | | |
| | | | 哲学 | 1 | 1 | | | | |
| | | | 心理学 | 1 | 1 | | | | |
| | | | 史学 | 1 | 1 | | | | |
| | | 社会系 | 法学 | 1 | 1 | | | | |
| | | | 政治学 | 1 | 1 | | | | |
| | | 外国語 | 英語特講A | 1 | 1 | | | | |
| 英語特講B | | | 1 | 1 | | | | | |
| 第二外国語A | | | 1 | 1 | | | | | |
| 第二外国語B | | | 1 | 1 | | | | | |
| 理数系 | | 数学特講 | 1 | 1 | | | | | |
| | | 物理特講 | 1 | 1 | | | | | |
| 一般教養総合 | | 一般教養特別講義A | 1 | 1 | | | | | |
| | | 一般教養特別講義B | 1 | 1 | | | | | |
| | | 一般教養特別講義C | 1 | 1 | | | | | |
| | | 一般教養特別講義D | 1 | 1 | | | | | |
| 小計 | | | 16 | 16 | | | | | |
| 修得単位数合計 | | | | 12以上 | | | | | |
| 必修科目 | 専門科目 | 応用数学Ⅰ | 2 | 2 | | | | | |
| | | 応用数学Ⅱ | 2 | 2 | | | | | |
| | | 応用物理Ⅱ | 1 | 1 | | | | | |
| | | 応用物理実験 | 1 | 1 | | | | | |
| | | 電気回路Ⅰ | 2 | 2 | | | | | |
| | | 電気回路Ⅱ | 1 | 1 | | | | | |
| | | 電子回路Ⅰ | 2 | 2 | | | | | |
| | | 電子回路Ⅱ | 1 | 1 | | | | | |
| | | 電磁気学Ⅰ | 2 | 2 | | | | | |
| | | 電磁気学Ⅱ | 1 | 1 | | | | | |
| | | 電気電子計測Ⅱ | 1 | 1 | | | | | |
| | | 電気機器工学 | 2 | | 2 | | | | |
| | | 環境エネルギー工学 | 2 | | 2 | | | | |
| | | 電子物性工学 | 2 | 2 | | | | | |
| | | 半導体工学 | 2 | | 2 | | | | |
| | | 選択科目 | 専門科目 | 情報システム工学 | 2 | 2 | | 2単位以上修得 | |
| ソフトウェア工学 | 2 | | | 2 | | | | | |
| 情報理論 | 2 | | | | 2 | | | | |
| 工業英会話 | 1 | | | | 1 | | | | |
| 電気情報工学実験Ⅰ | 2 | | | 2 | | | | | |
| 電気情報工学実験Ⅱ | 2 | | | 2 | | | | | |
| 卒業研究 | 8 | | | | 8 | | | | |
| 小計 | | | | 43 | 26 | 17 | | | |
| 選択科目 | 専門科目 | | | 電気情報演習A | 1 | 1 | | | 2単位以上修得 |
| | | | | 電気情報演習B | 1 | 1 | | | |
| | | | | 創成工学演習A | 1 | 1 | | | |
| | | | | 創成工学演習B | 1 | 1 | | | |
| | | | | 企業実習 | 1 | 1 | | | |
| | | | | コンピュータ工学 | 2 | | 2 | | |
| 光エレクトロニクス | 2 | | | | 2 | | | | |
| 通信工学 | 2 | | | | 2 | | | | |
| 電子回路Ⅲ | 2 | | 2 | | | | | | |

| | | | | |
|------------|------|---|------|-----------|
| 情報ネットワーク | 2 | | 2 | } 6単位以上修得 |
| 知識工学 | 2 | | 2 | |
| 量子工学 | 2 | | 2 | |
| システム制御工学 | 2 | | 2 | |
| 電磁波工学 | 2 | | 2 | |
| 情報アルゴリズム | 2 | | 2 | |
| 電力システム工学 | 2 | | 2 | |
| 小計 | 27 | 5 | 22 | |
| 修得単位合計 | | | 53以上 | |
| 修得単位合計 | | | 65以上 | |
| 一般科目修得単位合計 | 82以上 | | | |
| 専門科目修得単位合計 | 85以上 | | | |

(システム制御情報工学科)

〔第1～3学年の授業科目及び開設単位数〕

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 学年別配当 | | | 備考 | |
|------|------------------|----------|-------|----|----|----|--|
| | | | 1年 | 2年 | 3年 | | |
| 一般科目 | 国語 I | 4 | 4 | | | | |
| | | 国語 II | 3 | | 3 | | |
| | | 国語 III | 2 | | | 2 | |
| | 社会 | 現代社会 | 2 | 2 | | | |
| | | 日本史 | 2 | | 2 | | |
| | | 世界史 | 2 | | | 2 | |
| | | 地理 | 2 | | 2 | | |
| | 数学 | 数学 I A | 3 | 3 | | | |
| | | 数学 I B | 3 | 3 | | | |
| | | 数学 II A | 3 | | 3 | | |
| | | 数学 II B | 3 | | 3 | | |
| | | 数学 III A | 4 | | | 4 | |
| | | 数学 III B | 1 | | | 1 | |
| | 理科 | 物理 I | 2 | 2 | | | |
| | | 物理 II | 3 | | 3 | | |
| | | 化学 I | 2 | 2 | | | |
| | | 化学 II | 2 | | 2 | | |
| | | 生物 | 1 | | 1 | | |
| | 保健 | 地理 | 1 | | 1 | | |
| | | 保健 | 1 | 1 | | | |
| | | 体育 I | 2 | 2 | | | |
| | 外国語 | 体育 II | 2 | | 2 | | |
| | | 体育 III | 2 | | | 2 | |
| | | 英語 I | 4 | 4 | | | |
| | | 英語 II | 4 | | 4 | | |
| | | 英語 III | 3 | | | 3 | |
| | | 英文法 | 2 | 2 | | | |
| | 芸術情報 | 基礎英会話 | 1 | | 1 | | |
| | | 英語演習 | 2 | | | 2 | |
| | | 美術 | 1 | 1 | | | |
| | | 情報基礎 | 1 | 1 | | | |
| | | 小計 | 70 | 27 | 27 | 16 | |
| 専門科目 | 応用物理 I | 2 | | | 2 | | |
| | 電子計算機概論 | 2 | 2 | | | | |
| | 情報処理 | 2 | | 2 | | | |
| | C A D / C A M 演習 | 4 | | | 4 | | |
| | コンピュータグラフィックス | 2 | | | 2 | | |
| | アルゴリズムとデータ構造 | 2 | | | 2 | | |
| | 工業力学 | 2 | | | 2 | | |
| | 材料工学 | 2 | | | 2 | | |
| | 機械要素設計 | 2 | | | 2 | | |
| | 電気工学 | 2 | | | 2 | | |
| | 工学基礎演習 I | 2 | 2 | | | | |
| | 工学基礎演習 II | 1 | | 1 | | | |
| | 製図 | 2 | 2 | | | | |
| | C A D I | 1 | | 1 | | | |
| | C A D II | 1 | | | 1 | | |
| 工作実習 | 3 | | 3 | | | | |
| | 小計 | 32 | 6 | 7 | 19 | | |
| | 修得単位数合計 | 102 | 33 | 34 | 35 | | |

[第4・5学年の授業科目及び開設単位数]

| 区分 | 授業科目 | | 単位数 | 学年別配当 | | 備考 | |
|------------|------|-------------|--------|-------|----|----|-----------|
| | | | | 4年 | 5年 | | |
| 必修科目 | 人文系 | 言語表現論 | 1 | 1 | | | |
| | | 日本文化論 | 1 | | 1 | | |
| | 社会系 | 知的財産権論 | 1 | | 1 | | |
| | | 経済学 | 1 | 1 | | | |
| | 保健体育 | IV | 1 | 1 | | | |
| | | 英語IV A | 2 | 2 | | | |
| | 外国語 | 英語IV B | 1 | 1 | | | |
| | | 英語V | 1 | | 1 | | |
| | 小計 | | | 9 | 6 | 3 | |
| | 一般科目 | 人文系 | 文学 | 1 | 1 | | } 3単位以上修得 |
| | | | 哲学 | 1 | 1 | | |
| | | | 心理学 | 1 | 1 | | |
| | | 社会系 | 史学 | 1 | 1 | | |
| | | | 法学 | 1 | 1 | | |
| | | | 政治学 | 1 | 1 | | |
| | | 外国語 | 英語特講 A | 1 | 1 | | |
| 英語特講 B | | | 1 | 1 | | | |
| 第二外国語 A | | | 1 | 1 | | | |
| 第二外国語 B | | | 1 | 1 | | | |
| 理数系 | | 数学特講 | 1 | 1 | | | |
| | | 物理特講 | 1 | 1 | | | |
| 一般教養 | | 一般教養特別講義 A | 1 | 1 | | | |
| | | 一般教養特別講義 B | 1 | 1 | | | |
| | | 一般教養特別講義 C | 1 | 1 | | | |
| | | 一般教養特別講義 D | 1 | 1 | | | |
| 小計 | | | 16 | 16 | | | |
| 修得単位数合計 | | | | 12 以上 | | | |
| 専門科目 | 必修科目 | 応用数学 I | 2 | 2 | | | |
| | | 応用数学 II | 2 | 2 | | | |
| | | 応用物理 II | 1 | 1 | | | |
| | | 応用物理実験 | 1 | 1 | | | |
| | | 数値計算 I | 1 | 1 | | | |
| | | 数値計算 II | 1 | 1 | | | |
| | | デジタル形状設計 I | 1 | 1 | | | |
| | | デジタル形状設計 II | 1 | 1 | | | |
| | | 材料力学 I | 1 | 1 | | | |
| | | 材料力学 II | 1 | 1 | | | |
| | | 熱・流体工学 I | 1 | | 1 | | |
| | | 熱・流体工学 II | 1 | | 1 | | |
| | | 加工工学 I | 1 | 1 | | | |
| | | 加工工学 II | 1 | 1 | | | |
| | | ロボティクス I | 1 | 1 | | | |
| | | ロボティクス II | 1 | 1 | | | |
| | | 計測工学 I | 1 | | 1 | | |
| | | 計測工学 II | 1 | | 1 | | |
| | | 制御工学 I | 1 | 1 | | | |
| | | 制御工学 II | 1 | 1 | | | |
| | | 制御工学 III | 1 | | 1 | | |
| | | 制御工学 IV | 1 | | 1 | | |
| | | 電子工学 I | 1 | 1 | | | |
| | | 電子工学 II | 1 | 1 | | | |
| | | 工業英語 | 1 | | 1 | | |
| | | システム工学 I | 1 | | 1 | | |
| | | システム工学 II | 1 | | 1 | | |
| | | メカトロニクス I | 1 | | 1 | | |
| | | メカトロニクス II | 1 | | 1 | | |
| | | ゼミナール | 1 | | 1 | | |
| 画像・信号処理 I | 1 | | 1 | | | | |
| 画像・信号処理 II | 1 | | 1 | | | | |

| | | | | | |
|------------------|----------------|------|----|------|-----------|
| | 創 造 工 学 | 2 | 2 | | |
| | 工 学 実 験 I | 2 | 2 | | |
| | 工 学 実 験 II | 2 | | 2 | |
| | 卒 業 研 究 | 8 | | 8 | |
| | 小 計 | 48 | 24 | 24 | |
| 選 択 科 目 | 企 業 実 習 | 1 | 1 | | } 5単位以上修得 |
| | システムダイナミクス | 1 | | 1 | |
| | CAD / CAM システム | 1 | | 1 | |
| | 計 算 方 学 | 1 | | 1 | |
| | 通 信 ネットワーク工学 | 1 | | 1 | |
| | 応 用 電 子 工 学 | 1 | | 1 | |
| | 情 報 理 論 | 1 | | 1 | |
| | 小 計 | 7 | 1 | 6 | |
| | 修得単位合計 | | | 53以上 | |
| | 修得単位合計 | | | 65以上 | |
| | 一般科目修得単位合計 | 82以上 | | | |
| | 専門科目修得単位合計 | 85以上 | | | |

(物質化学工学科)

〔第1～3学年の授業科目及び開設単位数〕

| 区分 | 授業科目 | | 単位数 | 学年別配当 | | | 備考 | |
|---------|------|-------|--------|-------|----|----|----|--|
| | | | | 1年 | 2年 | 3年 | | |
| 一般科目 | 国語 | 国語Ⅰ | 4 | 4 | | | | |
| | | 国語Ⅱ | 3 | | 3 | | | |
| | | 国語Ⅲ | 2 | | | 2 | | |
| | 社会 | 現代社会 | 2 | 2 | | | | |
| | | 日本史 | 2 | | 2 | | | |
| | | 世界史 | 2 | | | 2 | | |
| | | 地理 | 2 | | 2 | | | |
| | 数学 | 数学ⅠA | 3 | 3 | | | | |
| | | 数学ⅠB | 3 | 3 | | | | |
| | | 数学ⅡA | 3 | | 3 | | | |
| | | 数学ⅡB | 3 | | 3 | | | |
| | | 数学ⅢA | 4 | | | 4 | | |
| | | 数学ⅢB | 1 | | | 1 | | |
| | 理科 | 物理Ⅰ | 2 | 2 | | | | |
| | | 物理Ⅱ | 3 | | 3 | | | |
| | | 化学Ⅰ | 2 | 2 | | | | |
| | | 化学Ⅱ | 2 | | 2 | | | |
| | | 生物Ⅰ | 1 | | 1 | | | |
| | 保健 | 地理Ⅰ | 1 | 1 | | | | |
| | | 体育Ⅰ | 2 | 2 | | | | |
| | | 体育Ⅱ | 2 | | 2 | | | |
| | | 体育Ⅲ | 2 | | | 2 | | |
| | 外国語 | 英語Ⅰ | 4 | 4 | | | | |
| | | 英語Ⅱ | 4 | | 4 | | | |
| | | 英語Ⅲ | 3 | | | 3 | | |
| | | 英会話 | 2 | 2 | | | | |
| | | 基礎英会話 | 1 | | 1 | | | |
| | 芸術情報 | 英語演習 | 2 | | | 2 | | |
| | | 美術 | 1 | 1 | | | | |
| | | 情報基礎 | 1 | 1 | | | | |
| | 小計 | | | 70 | 27 | 27 | 16 | |
| | 専門科目 | 必修科目 | 応用物理Ⅰ | 2 | | | 2 | |
| | | | 情報処理 | 2 | | | 2 | |
| | | | 基礎化学 | 2 | 2 | | | |
| | | | 化学基礎演習 | 1 | 1 | | | |
| | | | 分析化学 | 2 | | 2 | | |
| 無機化学Ⅰ | | | 1 | | 1 | | | |
| 無機化学Ⅱ | | | 2 | | | 2 | | |
| 有機化学Ⅰ | | | 1 | | 1 | | | |
| 有機化学Ⅱ | | | 2 | | | 2 | | |
| 基礎微生物学 | | | 1 | | | 1 | | |
| 微生物学 | | | 1 | | | 1 | | |
| 生物化学 | | | 2 | | | 2 | | |
| 物理化学Ⅰ | | | 2 | | | 2 | | |
| 化学工学Ⅰ | | | 1 | | | 1 | | |
| 基礎化学実験 | | | 3 | 3 | | | | |
| 分析化学実験 | | | 3 | | 3 | | | |
| 有機化学実験 | 2 | | | 2 | | | | |
| 生物化学実験 | 2 | | | 2 | | | | |
| 小計 | | | 32 | 6 | 7 | 19 | | |
| 修得単位数合計 | | | 102 | 33 | 34 | 35 | | |

[第4・5学年の授業科目及び開設単位数]

| 区分 | 授業科目 | | 単位数 | 学年別配当 | | 備考 | |
|-----------|--------|-------------|---------|-------|----|----|---------|
| | | | | 4年 | 5年 | | |
| 必修科目 | 人文系 | 言語表現 | 1 | 1 | | | |
| | | 日本文化論 | 1 | | 1 | | |
| | 社会系 | 知的財産権論 | 1 | | 1 | | |
| | | 経済学 | 1 | 1 | | | |
| | 外国語 | 体育 | IV | 1 | 1 | | |
| | | 英語 IV A | 2 | 2 | | | |
| | | 英語 IV B | 1 | 1 | | | |
| | | 英語 V | 1 | | 1 | | |
| | | 小計 | 9 | 6 | 3 | | |
| | 一般科目 | 人文系 | 文学 | 1 | 1 | | 3単位以上修得 |
| | | | 哲学 | 1 | 1 | | |
| | | | 心理学 | 1 | 1 | | |
| | | | 史学 | 1 | 1 | | |
| | | 社会系 | 法学 | 1 | 1 | | |
| | | | 政治学 | 1 | 1 | | |
| | | 外国語 | 英語特講 A | 1 | 1 | | |
| 英語特講 B | | | 1 | 1 | | | |
| 第二外国語 A | | | 1 | 1 | | | |
| 第二外国語 B | | | 1 | 1 | | | |
| 理数系 | | 数学特講 | 1 | 1 | | | |
| | | 物理特講 | 1 | 1 | | | |
| 一般教養 | | 一般教養特別講義 A | 1 | 1 | | | |
| | | 一般教養特別講義 B | 1 | 1 | | | |
| | | 一般教養特別講義 C | 1 | 1 | | | |
| | | 一般教養特別講義 D | 1 | 1 | | | |
| | 小計 | 16 | 16 | | | | |
| | 修得単位合計 | | 12 以上 | | | | |
| 必修科目 | 応用数学 | 学 I | 2 | 2 | | | |
| | | 学 II | 1 | 1 | | | |
| | 応用物理 | II | 1 | 1 | | | |
| | | 実験 | 1 | 1 | | | |
| | 情報処理 | 演習 | 1 | 1 | | | |
| | 物理化学 | 学 II | 1 | 1 | | | |
| | | 学 III | 1 | 1 | | | |
| | 化学工学 | 学 II | 1 | 1 | | | |
| | | 学 III | 1 | 1 | | | |
| | 化学工学 | 学 IV | 1 | 1 | | | |
| | | 機器分析 | 2 | 2 | | | |
| | 生物環境化学 | 学 | 2 | 2 | | | |
| | | 無機化学 III | 1 | 1 | | | |
| | 有機化学 | III | 1 | 1 | | | |
| | | 化学工業 | 2 | | 2 | | |
| | 高分子化学 | 学 | 2 | | 2 | | |
| | | 基礎工学概論 I | 2 | | 2 | | |
| | 基礎工学概論 | II | 2 | | 2 | | |
| | | 物理化学実験 | 2 | 2 | | | |
| | 化学工学 | 実験 | 2 | 2 | | | |
| | | 卒業研究 | 8 | | 8 | | |
| | | 小計 | 37 | 21 | 16 | | |
| | 材料化学 | 材コ | 材料化学 I | 2 | 2 | | |
| | | | 材料化学 II | 2 | | 2 | |
| 材料化学ゼミナール | | | 1 | 1 | | | |
| 材料化学実験 | | | 3 | | 3 | | |
| 小計 | | 8 | 3 | 5 | | | |
| 生物化学 | 生コ | 生物工学 I | 2 | 2 | | | |
| | | 生物工学 II | 2 | | 2 | | |
| | | 生物化学工学ゼミナール | 1 | 1 | | | |
| | | 生物化学工学実験 | 3 | | 3 | | |
| | 小計 | 8 | 3 | 5 | | | |
| | 小計 | 45 | 24 | 21 | | | |

| | | | | |
|------------|-----------|------|------|---|
| 選択科目 | 企業実習 | 1 | 1 | |
| | 物質化学工学演習A | 1 | 1 | |
| | 物質化学工学演習B | 1 | 1 | |
| | 基礎量子化学 | 2 | | 2 |
| | 電気化学 | 2 | | 2 |
| | エネルギー工学 | 2 | | 2 |
| | 環境分析 | 2 | | 2 |
| | プロセス工学 | 2 | | 2 |
| | 基礎生命科学 | 2 | | 2 |
| | 固体化学 | 2 | | 2 |
| | 応用有機化学 | 2 | | 2 |
| | 反応工学 | 2 | | 2 |
| | 応用微生物学 | 2 | | 2 |
| タンパク質科学 | 2 | | 2 | |
| 生物資源化学 | 2 | | 2 | |
| 小計 | 27 | 3 | 24 | |
| 修得単位合計 | | | 53以上 | |
| 修得単位合計 | | | 65以上 | |
| 一般科目修得単位合計 | | 82以上 | | |
| 専門科目修得単位合計 | | 85以上 | | |

2単位以上修得

8単位以上修得

材料化学コースは
2単位以上修得

生物化学コースは
2単位以上修得

別表第2 (第48条関係)

専攻科

生産システム工学専攻

| 区分 | 授 業 科 目 | | 開 設 単 位 数 | 学 年 別 配 当 | | 備 考 | |
|----------------------------------|-------------|---------------------|---------------------------|-----------|----------------|-----|--|
| | | | | 第1学年 | 第2学年 | | |
| 教養科目 | 必修科目 | 英 語 講 読 | 2 | 2 | | | |
| | | 英 語 会 話 I | 2 | 2 | | | |
| | | 英 語 会 話 II | 2 | 2 | | | |
| | | 技 術 者 倫 理 | 2 | 2 | | | |
| | 小 計 | | 8 | 8 | | | |
| 専門関連科目 | 必修科目 | 環 境 マ ネ ジ メ ン ト | 2 | 2 | | | |
| | | 工 学 情 報 処 理 演 習 | 2 | 2 | | | |
| | | 応 用 解 析 学 I | 2 | 2 | | | |
| | | 応 用 解 析 学 II | 2 | 2 | | | |
| | | 環 境 科 学 | 2 | | 2 | | |
| | 選択科目 | エ ネ ル ギ ー 工 学 特 論 | 2 | 2 | | | |
| | | 電 気 回 路 特 論 | 2 | 2 | | | |
| | | 生 命 科 学 | 2 | 2 | | | |
| | | メ カ ト ロ ニ ク ス 特 論 | 2 | | 2 | | |
| | | シ ス テ ム 制 御 工 学 | 2 | 2 | | | |
| | | セ ン サ 工 学 | 2 | 2 | | | |
| | | 計 算 力 学 特 論 | 2 | | 2 | | |
| | | 小 計 | 24 | 18 | 6 | | |
| | 専門的科目 | 必修科目 | 生 産 シ ス テ ム 工 学 | 2 | 2 | | |
| | | | 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究 I | 2 | 2 | | |
| 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究 II | | | 8 | | 8 | | |
| 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 実 験 | | | 4 | 4 | | | |
| エ ン ジ ニ ア リ ン グ デ ザ イ ン | | | 2 | | 2 | | |
| 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 ゼ ミ ナ ー ル I | | | 2 | 2 | | | |
| 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 ゼ ミ ナ ー ル II | | | 2 | | 2 | | |
| 材 料 工 学 特 論 | | | 2 | 2 | | | |
| イ ン タ ー ン シ ッ プ | | 4 | | 4 | | | |
| 選択科目 | | 連 続 体 力 学 | 2 | 2 | | | |
| | | 圧 縮 性 流 体 力 学 | 2 | | 2 | | |
| | | 電 磁 気 学 特 論 | 2 | 2 | | | |
| | | 集 積 回 路 設 計 | 2 | 2 | | | |
| | | 固 体 電 子 工 学 | 2 | 2 | | | |
| | | 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 概 論 | 2 | | 2 | | |
| | | 画 像 処 理 工 学 | 2 | | 2 | | |
| | | 知 能 機 械 | 2 | 2 | | | |
| | | 形 状 処 理 工 学 特 論 | 2 | 2 | | | |
| | レ ー ザ ー 分 光 | 2 | | 2 | | | |
| 小 計 | 48 | 24 | 20 | | | | |
| 開 設 単 位 数 合 計 | | 80 | 50 | 26 | | | |
| 修 得 単 位 数 合 計 | | 62以上 | 62以上 | | 選択科目から16単位以上修得 | | |

※学年別配当欄の専門的科目小計の項及び開設単位数合計の項には、インターンシップの単位数は含んでいない。

応用化学専攻

| 区分 | 授 業 科 目 | | 開 設 単位数 | 学 年 別 配 当 | | 備 考 | |
|--------------------------|---------|-------------------|-------------------|-----------|------|----------------|--|
| | | | | 第1学年 | 第2学年 | | |
| 教養科目 | 必修科目 | 英 語 講 読 | 2 | 2 | | | |
| | | 英 語 会 話 I | 2 | 2 | | | |
| | | 英 語 会 話 II | 2 | 2 | | | |
| | | 技 術 者 倫 理 | 2 | 2 | | | |
| | | 小 計 | 8 | 8 | | | |
| 専門関連科目 | 必修科目 | 環 境 マ ネ ジ メ ン ト | 2 | 2 | | | |
| | | 工 学 情 報 処 理 演 習 | 2 | 2 | | | |
| | | 応 用 解 析 学 I | 2 | 2 | | | |
| | | 応 用 解 析 学 II | 2 | 2 | | | |
| | | 環 境 科 学 | 2 | | 2 | | |
| | 選択科目 | エ ネ ル ギ ー 工 学 特 論 | 2 | 2 | | | |
| | | 電 気 回 路 特 論 | 2 | 2 | | | |
| | | 生 命 科 学 | 2 | 2 | | | |
| | | メ カ ト ロ ニ ク ス 特 論 | 2 | | 2 | | |
| | | シ ス テ ム 制 御 工 学 | 2 | 2 | | | |
| | | セ ン サ 工 学 | 2 | 2 | | | |
| | | 計 算 力 学 特 論 | 2 | | 2 | | |
| | | 小 計 | 24 | 18 | 6 | | |
| | 専門的科目 | 必修科目 | 工 業 物 理 化 学 特 論 | 2 | 2 | | |
| | | | 応 用 化 学 特 別 研 究 I | 2 | 2 | | |
| 応 用 化 学 特 別 研 究 II | | | 8 | | 8 | | |
| 応 用 化 学 特 別 実 験 | | | 4 | 4 | | | |
| エ ン ジ ニ ア リ ン グ デ ザ イ ン | | | 2 | | 2 | | |
| 応 用 化 学 特 別 ゼ ミ ナ ー ル I | | | 2 | 2 | | | |
| 応 用 化 学 特 別 ゼ ミ ナ ー ル II | | | 2 | | 2 | | |
| 化 学 情 報 工 学 | | | 2 | 2 | | | |
| 選択科目 | | イ ン タ ー ン シ ッ プ | 4 | | 4 | | |
| | | 応 用 有 機 化 学 特 論 | 2 | 2 | | | |
| | | 生 物 工 学 特 論 | 2 | | 2 | | |
| | | 機 能 性 材 料 | 2 | | 2 | | |
| | | 機 器 分 析 特 論 | 2 | 2 | | | |
| | | 複 合 材 料 | 2 | 2 | | | |
| | | 応 用 微 生 物 学 特 論 | 2 | | 2 | | |
| | | 環 境 触 媒 化 学 特 論 | 2 | 2 | | | |
| | | 有 機 合 成 化 学 | 2 | 2 | | | |
| | | 生 物 資 源 化 学 特 論 | 2 | | 2 | | |
| 小 計 | 46 | 22 | 20 | | | | |
| 開 設 単 位 数 合 計 | | | 78 | 48 | 26 | | |
| 修 得 単 位 数 合 計 | | | 62以上 | 62以上 | | 選択科目から16単位以上修得 | |

※学年別配当欄の専門的科目小計の項及び開設単位数合計の項には、インターンシップの単位数は含んでいない。

旭川工業高等専門学校学生準則

制 定 昭和37年4月1日

最終改正 平成24年3月9日

第1章 誓約書及び保証人

第1条 学生は、旭川工業高等専門学校学則、旭川工業高等専門学校学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人が連署した「誓約書」を校長に提出しなければならない。

第3条 保証人となる者は、独立の生計を営む成年者で、次の各号のいずれか一に該当しない者でなければならない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人及び被保佐人

第4条 保証人が死亡し、又は資格を失った場合は、新たに保証人となる者を定め、「保証人変更届」を校長に提出しなければならない。

第2章 学生証

第5条 学生は、本校において交付する学生証を常時携帯し、本校教職員からの請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第6条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は退学するときは、校長に返納しなければならない。

第7条 学生証を紛失し、又はき損したときは、その旨を校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第3章 休学、退学、欠席等

第8条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3か月以上休学できないときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて「休学願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより、休学期間満了前に復学するときは、「復学願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、休学した者が、休学期間満了後に復学するときは、「復学届」を校長に提出しなければならない。この場合において、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

第10条 学生が退学するときは、「退学願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第11条 学生は、氏名の変更等一身上の異動があったときは、「氏名等変更届」を校長に

提出しなければならない。

第12条 学生が住所を変更したときは、「住所変更届」を校長に提出しなければならない。

第13条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退するときは、事前に事由を明記して「欠席（欠課、遅刻、早退）願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。この場合において、疾病のため引き続き1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えなければならない。

第14条 父母近親の喪に服するときは、「忌引願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。忌引の期間は、父母7日、祖父母兄弟姉妹3日、曾祖父母伯叔父母1日とする。

第4章 服装

第15条 学生の服装は、常に本校学生としての品位を保つよう留意しなければならない。

2 服装等の基準については、別に定める。

第5章 健康診断

第16条 学生は毎年定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第17条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第6章 学生会等

第18条 本校に、学生全員をもって構成する学生会を置く。

第19条 学生会について必要な事項は、別に定める。

第20条 学生が、学生会のほかに、学生をもって会員とする体育活動又は文化活動の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、代表責任者の署名の上、「学生団体結成願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、組織変更、会の解散等の場合も、同様に届出なければならない。

第21条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

第22条 学生が、個人又は団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約、役員に関する事項及び参加の目的を記載した文書を添え、個人又は代表責任者の署名の上、「校外団体参加願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第23条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその許可を取り消すことがある。

第7章 集会

第24条 学生が、校内又は校外において集会、催物その他の行事を行おうとする場合は、「校（内・外）集会（催物）許可願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

この場合において、許可した行事の実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

第25条 前条の場合、本校学生の身分にもとるような行為が認められるときは、校長がその中止を命ずることがある。

第8章 印刷物の配布及び販売

第26条 学生が、校内又は校外において雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布又は販売しようとするときは、「印刷物配布（販売）許可願」及び当該印刷物2部を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9章 掲示

第27条 学生が、校内又は校外においてビラ、ポスター等を掲示しようとするときは、「掲示許可願」及び当該掲示物を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、校内に掲示するときは、本校の定める掲示場所に掲示しなければならない。

第10章 施設（設備）の使用

第28条 学生及びその他の団体が、本校の施設（設備）を使用しようとする場合は、その目的、期日、施設（設備）の名称等を記載した「施設（設備）使用許可願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設（設備）についてはこの限りでない。

2 学生が、本校の施設（設備）等の使用中に、当該施設（設備）等を故意又は重大な過失により滅失し、又はき損したときは、弁償の責任を負わなければならない。

第11章 雑則

第29条 この準則の施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

第30条 この準則に規定する書類の様式については、別に定める。

旭川工業高等専門学校教務規則

制 定 昭和56年3月5日

最終改正 平成24年3月9日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第14条の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修（以下「履修」という。）、科目の修得（以下「修得」という。）、試験及び学業成績の評価並びに学年の課程の修了、進級（以下「進級」という。）及び卒業の認定等教務に関する事項について定めることを目的とする。

第2章 履修

(履修の定義)

第2条 履修とは、科目の授業に出席して、教員の指導の下に学習することをいう。

(履修科目)

第3条 履修すべき科目及び単位数は、学則別表第1に定める科目及び単位数とし、必修科目はすべて履修するものとする。

2 原学年に留年した者は、特に指定された選択科目を除き、当該学年で履修すべき科目はすべて再履修しなければならない。

(選択科目の履修)

第4条 選択科目を履修しようとするときは、定められた期間内に履修の申請をしなければならない。

(履修の認定)

第5条 科目の履修は、出席状況、学習態度等を総合して学年末に認定する。ただし、科目の総授業時間数の5分の4以上出席していない場合は、原則として履修を認定しない。

2 各学年において履修すべき科目について、1科目でも総授業時間数の3分の2以上出席していない科目がある場合は、全科目の履修を認定しない。ただし、教員会議の審議を経て校長が認めた場合は、この限りでない。

3 留学のため学年の途中から休学し、翌年度以降年度の途中で復学する場合は、休学前及び復学後の期間を通算し、当該学年の履修を認定することができる。

第3章 試験

(試験の種類)

第6条 試験は、次の3種類とする。

- (1) 定期試験
- (2) 追試験
- (3) その他の試験

2 定期試験は、各学期末に一定の期間を定めて行う。

3 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、試験に欠席した者について、科目担当教員が必要と認めた場合に行う。

4 その他の試験は、科目担当教員が必要と認めた場合に随時行う。また、必要に応じ、いくつかの科目について、一定の期間を定めて行うことがある。

(試験の省略)

第7条 試験以外の方法によって学習の成績を評価し得る科目については、前条の規定にかかわらず、試験の全部又は一部を行わないことがある。

(試験の受験停止)

第8条 定期試験及び一定の期間を定めて行うその他の試験において、不正行為をした者は、その期間中のそれ以後の試験を受けることができない。

第4章 学業成績

(学業成績の構成)

第9条 科目の学業成績は、学習の成績と平素の成績を総合して評価する。

(学業成績の評価)

第10条 学業成績は、前期末及び学年末に100点法をもって評価する。

2 留学のため学年の途中から休学し、翌年度以降年度の途中で復学する場合は、休学前及び復学後の成績を総合して評価することができる。

(評価と評定)

第11条 前条の評価は、次の区分により5段階に評定する。

| 100点法評価 | 評定 | 内容 |
|---------|----|--------------------------------------|
| 100～90 | 秀 | 特に高い程度に学習目標を達成し、平素の成績が特に優秀なもの |
| 89～80 | 優 | 高い程度に学習目標を達成し、平素の成績が優秀なもの |
| 79～70 | 良 | 学習目標を達成し、平素の成績が優良なもの |
| 69～60 | 可 | おおむね学習目標を達成し、平素の成績が良好なもの |
| 59～0 | 不可 | 学習の目標の達成の度合いが不十分で、平素の成績が良好とは認められないもの |

(評価の制限)

第12条 試験において、不正行為をした者については、その科目の試験の成績は0点とする。

また、定期試験及び一定の期間を定めて行うその他の試験において、不正行為をした者については、その期間中に行われたすべての科目の試験の成績を0点とする。

2 履修不認定科目については、当該科目の学業成績の評価を0点とする。

3 進級を認定された者が未修得科目を修得した場合、その科目の学業成績の評価は60点とする。

第5章 修得

(修得の定義)

第13条 修得とは、科目を履修し、かつ、学年（半期のみ開設の科目にあっては半期）の学業成績の評価が、60点以上に認定されることをいう。

(未修得科目の修得)

第14条 進級した者の未修得科目は、その年度に修得すべき科目に加えられる。ただし、選択科目の取扱いは別に定める。

第6章 進級及び卒業

(進級及び卒業の認定)

第15条 進級及び卒業の認定は、教員会議の審議を経て校長がこれを行う。

(進級認定の要件)

第16条 進級の認定を受けるには、学年末において、次の各号のすべてを満たしていなければならない。

(1) 各学年において修得すべき科目をすべて修得していること。ただし、未修得科目が

2科目以内であり、かつ、その単位数が6単位以内である場合はこの限りでない。

(2) その学年の特別教育活動の履修が認定されていること。

(3) 理由の如何を問わず、その学年の出席すべき日数の3分の2以上出席していること。

2 第3学年にあっては、第1学年及び第2学年における未修得科目を学年末までにすべて修得していること。

(卒業の要件)

第17条 卒業の認定を受けるには、5年以上在籍し、必修科目及び必要単位以上の選択科目を修得していなければならない。

(留年)

第18条 進級及び卒業が認定されない者は、原学年に留年する。

2 留年した者については、再履修による学業成績をもって当該学年の学業成績とする。

3 引き続き2回原学年に留まる者は、学則第38条第2号に基づき退学させる。ただし、休学による場合はこの限りでない。

第7章 雑則

(在学期間)

第19条 在学期間は、10年を越えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると校長が認めた場合は、在学期間を延長することができる。

(連帯保証人への通知)

第20条 前期末及び学年の学業成績は、連帯保証人に通知する。その他の学業成績は、必要に応じて連帯保証人に通知する。

(指導要録への記載等)

第21条 学年の学業成績は、評定をもって指導要録に記載する。

2 成績証明書等は、原則として評定によって表示する。

(細則)

第22条 この規則の実施について、必要な事項は別に定める。

旭川工業高等専門学校における授業料未納を理由とする 除籍に関する申合せ

制 定 平成22年2月9日

最終改正 平成24年2月7日

1. 前期にあっては9月10日、後期にあっては3月10日で未納の者を各期末日において教務委員会の議を経て校長が除籍する。

ただし、当分の間は前期分・後期分にかかわらず3月10日で未納の者を後期末日におい

- て除籍とする。
2. 督促並びに修学指導等については別に定める。
 3. 除籍後の修得単位等の証明は、除籍である旨の記載を付して証明できるものとする。

旭川工業高等専門学校特別学修単位認定規則

制 定 平成16年2月10日
最終改正 平成26年3月6日

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第13条の4第3項の規定に基づき、大学における学修その他文部科学大臣が定める学修(以下「特別学修」という。)による単位修得の認定に関し、必要な事項を定める。

(対象となる特別学修)

第2条 本校において、単位の修得を認定することができる特別学修は、次のとおりとする。

- (1) 大学における学修で、別表に掲げるもの。
- (2) 文部科学大臣の認定を受けた技能審査(以下「技能審査」という)の成果に係る学修で、別表に掲げるもの。

(認定の申請)

第3条 特別学修による単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書(別記様式)に証明書類を添付の上、大学における学修については修了後速やかに、技能審査の成果に係る学修については当該年度の1月末までに、それぞれ学級担任を経て校長に提出しなければならない。

ただし、第1学年から第3学年までに特別学修を修得した場合は、第4学年又は第5学年に申請しなければならない。

(単位修得の認定)

第4条 前条の規定により申請のあった特別学修については、別表に掲げる授業科目のうち相当する単位数の修得を認定することができる。

- 2 前項の規定により修得を認定された単位数は、本校学則に定める授業科目の単位数を超えない範囲で、卒業認定単位数に含むことができる。
- 3 前2項により、既に単位修得を認定されている者が、新たに技能審査の成果に係る学修により上位の資格を取得した場合は、上位の資格の単位数から下位の資格の単位数を減じて得た単位数を認定するものとする。
- 4 単位修得の認定は、2単位までを上限とし、教務委員会の審議に基づき、校長が行う。

(評価)

第5条 大学における学修により単位修得を認定された科目の評価は、学修の成果に基づき、総合的に評価するものとする。

- 2 技能審査の成果に係る学修により単位修得を認定された科目の評価は「80点」とする。

別表（第2条関係）

○大学における学修

| 大 学 学 修 名 | 授 業 科 目 | 認 定 単 位 数 | 認 定 学 年 |
|---------------------------|----------------|-----------|---------|
| ニュージーランド イースタン工科大学語学研修 | 英語特講A 英語特講B | いずれか1 | 4・5 |

○技能審査の成果にかかる学修

| 区 分 | 名 称 | 級 | 授 業 科 目 | 認 定 単 位 数 | 認 定 学 年 |
|--------|----------|----|----------------|-----------|---------|
| 1 | 日本漢字能力検定 | 1 | 一般教養特別講義D | 1 | 4・5 |
| | | 準1 | | | |
| | | 2 | | | |
| 2 | 実用英語技能検定 | 1 | 英語特講A 英語特講B | 2以下 | 4・5 |
| | | 準1 | | | |
| | 工業英語能力検定 | 1 | | | |
| | | 2 | | | |
| 3 | 実用英語技能検定 | 2 | 英語特講A 英語特講B | いずれか1 | 4・5 |
| | 工業英語能力検定 | 3 | | | |

※区分内の技能審査に複数合格した場合の単位認定は、いずれかの技能審査に限る。

旭川工業高等専門学校学生表彰規程

制 定 昭和41年12月6日

最終改正 平成23年11月14日

(総則)

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、模範として推奨するに値する業績若しくは善行のあった学生に対して、本校学則第37条に基づきこの規程の定めるところにより、表彰する。

(表彰の推薦手続)

第2条 学級担任または指導教員は、学生が表彰に値する業績若しくは善行をしたことを認めるときは、校長あての、表彰推薦書（別記様式第1号）を学生委員会に提出するものとする。

第3条 表彰は、学生委員会で審議し、学生主事はその結果を校長に報告するものとする。

2 学生委員会が前項の審査を行う場合は、学生委員会規程第7条の定めに基づき、事務部長、その他の職員を出席させ、意見を求めることがある。

(表彰者の決定)

第4条 校長は、前条の報告があったときは、これを審査し、表彰の可否を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。なお、記念品を添えることもある。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、被表彰者が決定したときに行なう。

(表彰状の形式)

第7条 表彰状の形式は、別記様式第2号のとおりとする。

(表彰の記録)

第8条 表彰を行なった場合には、これを表彰台帳(別記様式第3号)に記録するものとする。

(表彰者の公表)

第9条 被表彰者の氏名およびその業績もしくは善行は、掲示をもって公表する。

(庶務)

第10条 表彰に関する事務は、学生課学生係長が担当する。

旭川工業高等専門学校学生の服装等の基準

(昭和63年6月27日 校長裁定)

最終改正 平成22年8月23日

旭川工業高等専門学校学生準則第15条第2項の規定に基づき、学生が着用する服装等の基準を次のとおり定める。

- 1 服装は、高専学生らしく、かつ、学校生活に適したものを着用すること。
- 2 履物は、行動性のある靴とし、つっかけ式のサンダル、スリッパ類は使用しないこと。
- 3 頭髮は、清潔で、活動的に整えること。
- 4 体育、実験、実習時等における服装(履物を含む。)は、それぞれ定められたものを着用すること。
- 5 式典、行事、見学等の場合は、その場にふさわしい服装を着用すること。

附 則

この基準は、平成22年8月23日から適用する。

旭川工業高等専門学校体育施設管理規程(抄)

制 定 昭和41年12月16日

最終改正 平成22年3月9日

第1章 総則

第1条～第2条 略

(体育施設の種類)

第3条 本校の体育施設は、次の種類とする。

(1) 屋外体育施設

ア 陸上競技場

- イ ラグビー・サッカー場
- ウ 野球場
- エ 球技コート（テニス，ソフトテニス）
- オ アーチェリーの場

(2) 屋内体育施設

- ア 体育館
- イ 武道場

第2章 管理

第4条～第7条 略

(部活動の使用)

第8条 体育施設を部活動に使用できる時間は、放課後とし、顧問教員の指導の下に使用するものとする。

第9条～第11条 略

(使用の禁止)

第12条 体育施設を使用している者に不当の行為があった場合は、校長はその使用を禁止することができる。

第3章 屋外体育施設

(使用の期間及び時間)

第13条 陸上競技場、ラグビー・サッカー場、野球場、球技コート及びアーチェリーの場の使用期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、施設の使用可能な場合又は特別の事情があるときは、これを変更することができる。

- (1) 使用期間 5月1日から10月31日まで
- (2) 使用時間 8時30分から20時まで

第4章 屋内体育施設

(使用時間)

第14条 体育館及び武道場の使用時間は、平日の8時30分から20時までとする。ただし、特別の事情があるときは、これを変更することができる。

(火気の注意)

第15条 体育館及び武道場を使用する者は、火気に十分注意しなければならない。

第16条 略

(鍵の管理及び使用)

第17条 体育館及び武道場の使用時間外は、扉に鍵をかけて閉鎖するものとする。この鍵は、学生課が保管するものとする。

旭川工業高等専門学校合宿研修施設使用規程

制 定 昭和6年3月14日
最終改正 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校(以下「本校」という。)合宿研修施設(以下「合宿研修施設」という。)の使用については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 合宿研修施設は、規律ある集団生活を通して健全な学生生活の向上を図り、豊かな人間性を育成するために使用することを目的とする。

(管理及び運営)

第3条 合宿研修施設は、校長が管理する。

2 学生主事は、校長の命を受け、合宿研修施設の運営に当たる。

3 合宿研修施設の使用に関し必要な事項は、学生委員会において審議する。

(使用者)

第4条 合宿研修施設を使用できる者は、次のとおりとする。

(1) 学生

(2) その他校長が特に認めた者

(使用の範囲)

第5条 合宿研修施設の使用の範囲は、次のとおりとする。

(1) 学生が行う合宿及び研修

(2) その他校長が特に認めた場合

(指導及び監督)

第6条 合宿研修施設を使用する場合は、顧問教員等が学生の指導及び監督に当たるものとする。

2 前項の場合において、合宿する場合は、顧問教員等が宿泊するものとする。

(使用期間等)

第7条 合宿研修施設の使用期間等は、次のとおりとする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 合宿として使用する場合 春期、夏期、冬期及び学年末休業期間中(1回につき7日間を限度とする。)

(2) 合宿以外で使用する場合 8時30分から20時まで

(閉鎖日)

第8条 合宿研修施設の閉鎖日は、次のとおりとする。

(1) 12月28日から翌年1月4日

(2) その他校長が特に指定した日

(使用手続)

第9条 合宿研修施設を使用しようとする場合は、原則として使用予定日の7日前までに、

本校学生準則（昭和37年制定）第28条に規定する施設（設備）使用許可願を学生課に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用者の遵守事項）

第10条 合宿研修施設の使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的及び日時以外は、使用しないこと。また、許可された内容に変更があった場合は、速やかに学生課にその旨を連絡すること。
- (2) 施設、設備及び備品は大切に取り扱い、備品等は許可なく持ち出さないこと。
- (3) 火気の使用に注意すること。
- (4) 保健衛生に留意すること。
- (5) 使用後は、整理、整頓、清掃、戸締り等の後始末をし、顧問教員等の点検を受けること。
- (6) その他必要と認めて指示する事項

（使用停止及び許可の取消し）

第11条 合宿研修施設の管理運営に支障があると認められる場合及び前条に規定する遵守事項に違反した場合は、使用の停止又は許可の取消しをすることがある。

（弁償責任）

第12条 使用者が、施設、設備及び備品を破損し、又は紛失した場合は、その一部又は全部の費用を弁償させることがある。

（鍵の取扱い）

第13条 合宿研修施設の鍵は、学生課が保管する。ただし、勤務時間外及び閉鎖日は、警備員が保管する。

（事務）

第14条 合宿研修施設に関する事務は、学生課が処理する。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、合宿研修施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

旭川工業高等専門学校福利施設運営規程

制 定 平成6年3月14日

最終改正 平成19年3月13日

（趣旨）

第1条 旭川工業高等専門学校福利施設（「秀峰会館」と称する。以下「秀峰会館」という。）の管理運営については、この規定の定めるところによる。

（目的）

第2条 秀峰会館は、学生及び職員の福利厚生並びに学生の課外活動の育成を図ることを目的とする。

（施設）

第3条 秀峰会館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 福利厚生関係施設（食堂、売店及び喫茶コーナー）
- (2) 保健関係施設（医務室及び学生相談室）
- (3) 課外活動等関係施設（課外研修室、音楽室及び和室）

第4条 略

（使用者）

第5条 秀峰会館を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 学生
 - (2) 職員
 - (3) その他校長が特に認めた者
- （事務）

第6条 秀峰会館に関する事務は、学生課が処理する。

（雑則）

第7条 この規定に定めるもののほか、秀峰会館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

旭川工業高等専門学校秀峰会館課外活動等関係施設使用細則

制 定 平成6年3月14日

最終改正 平成19年3月13日

（趣旨）

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）福利施設運営規程（平成6年旭高専達第33号）第7条の規定に基づき、秀峰会館課外活動等関係施設（課外研修室、音楽室及び和室。以下「研修室等」という。）の使用については、この細則の定めるところによる。

（使用の範囲）

第2条 研修室等の使用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 学生が行う課外活動及び行事
- (2) 学生及び職員が行う集会、研究会等
- (3) その他校長が特に認めた場合

（使用時間及び休館日）

第3条 研修室等の使用を認める時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用時間

月曜日～金曜日 8時30分から20時まで

- (2) 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年末年始の休日

エ その他校長が特に指定した日

(使用手続)

第4条 研修室等を使用しようとする場合は、原則として使用予定日の7日前までに、本校学生準則（昭和37年制定）第28条に規定する施設（設備）使用許可願を学生課に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、課外活動等で日常既にその使用を認められている場合は、この限りでない。

(使用者の遵守事項)

第5条 研修室等の使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的及び日時以外は、使用しないこと。また、許可された内容に変更があった場合は、速やかに学生課にその旨を連絡すること。
- (2) 施設、設備及び備品は大切に取り扱い、備品等は許可なく持ち出さないこと。
- (3) 火気の使用に注意すること。
- (4) 保健衛生に留意すること。
- (5) 使用後は、整理、整頓、清掃、戸締り、消灯等の後始末をし、必ず施錠すること。
- (6) その他必要と認めて指示する事項

(使用停止及び許可の取消し)

第6条 研修室等の管理運営に支障があると認められる場合及び前条に規定する遵守事項に違反した場合は、使用の停止又は許可の取消しをすることがある。

(弁償責任)

第7条 使用者が、施設、設備及び備品を破損し、又は紛失した場合は、その一部又は全部の費用を弁償させることがある。

(鍵の取扱い)

第8条 秀峰会館の鍵は、学生課が保管する。ただし、勤務時間外及び休館日は、警備員が保管する。

旭川工業高等専門学校防火・避難要領

(趣旨)

この要領は、本校「防火管理規程」ならびに「施設・防災委員会規程」に基づき、主として火災発生時の避難、誘導について定める。

(防災心得)

火災防止および消防活動については、「防火管理規程」に基づき防火管理、防火用施設設備の点検検査ならびに自衛消防隊の活動が行なわれているが、同規程第13条に（教職員、学生等の遵守事項）がつぎのように示されている。

教職員、学生等は火災予防等について次の事項を遵守、防火管理者、防火責任者、火

元責任者、宿日直者及び警備員等の指示に従わなければならない。

- (1) 火気を使用する場合は、可燃物と安全な距離を保ち、火気使用中はその場所を離れないこと。
- (2) 火気使用後は、確実に熱源の元栓を切断し、安全を確認すること。
- (3) 電気、ガスの配線配管を勝手に変更して使用しないこと。
- (4) たき火は、防火責任者を經由して、防火管理者の許可を受け、指示された場所で行うこと。
- (5) 最終退室者は、必ず火気の有無を点検し、完全に出火のおそれのないことを確認すること。
- (6) 防火管理上の必要により行われる点検検査及び調査等に協力すること。

(避難訓練)

- (1) 万一火災が発生した場合、自衛消防隊副隊長（教務主事）の指示により、避難誘導班（学生主事）、避難誘導係第1係は、校舎内学生等の避難誘導、避難誘導係第2係は、寮内学生等の避難誘導を担当する。
- (2) 火災を発見した者は、ただちに非常報知ベルを作動させ、総務課に通報し、初期消火につとめる。勤務時間外にあっては、警備員に通報する。
- (3) 報知ベルを確認後三主事、主事補は本部員招集案内放送により、自衛消防隊本部に集合する。教務主事不在の場合は学生主事、寮務主事の順に副隊長の職務を代行する。
- (4) 総務・消火班の連絡係ではただちに、状況を判断し、放送可能な場合は発生場所、状況を放送する。
- (5) 火災時に学生と接触している教員は下記の原則に基づき、状況判断の上学生を避難させる。学生のみ場合は互いに声をかけ合いながら緊急に外に出る。
- (6) 集合場所は原則的に校舎前庭またはサブグラウンドとする。
- (7) 授業中の教員および授業のあいている学級担任は、初期消火、身近の学生の誘導をした後ただちに集合場所で学級の点呼を行い、それぞれ自衛消防隊本部に報告する。
- (8) 避難誘導係第1係（寮が無関係の場合は、第2係も共に）は、校内、火災発生現場から順に、避難状況を確認、人の居ないことを確認した上で、防火戸を閉める。

(避難誘導の経路)

火災発生の場所、状況で異なるため次の二通りについて示し、その他は誘導者の判断による。

- (1) 校舎の寮側（東側）で発生した場合
 - (イ) 2階の者は職員玄関から外に出る。
 - (ロ) 3階の者は後ろの階段を使用し実習工場を通過して外にでる。
 - (ハ) 図書館2階の者は教室前階段を通過して1階に降り、非常口から外に出る。
- (二) この場合集合場所は校舎前庭（又は、サブグラウンド）とする。
- (2) 校舎の養護学校側（西側）で発生した場合

- (イ) 2階の者は学生玄関，3階の者は図書館玄関より外に出る。
 - (ロ) 図書館2階の者は，体育館渡り廊下を通して第1体育館非常口（又は第2体育館玄関）から外に出る。
 - (ハ) 集合場所は校舎前庭（又は，サブグラウンド）とする。
- (3) (1), (2) いずれの場合も1階の者は近くの非常口から外に出て，集合場所に集まる。
(非常口までたどり着けない場合は窓から避難すること)
この場合，3階からの階段，2階からの階段の降り口を混雑させない経路で外に出ること。

旭川工業高等専門学校学生会準則

制 定 昭和37年9月7日
最終改正 平成25年2月12日

第1条 学生会は，学校の教育方針にのっとり，学校の指導のもとに学生の自発的な行動を通して，その人間形成を助長し高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第2条 学生会は，前条の目的を実現するために次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく，豊かで規律正しいものにし，よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や，豊かな教養を養い，個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し，余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し，自主性を育てるとともに集団生活において協力し，民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに，公民としての資質の向上を図り，個人の基本的自由を尊重する態度を養う。

第3条 学生会活動を行うに当たっては，法令及び学則，学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

第4条 学生会が学外団体に加盟，若しくは学外活動を行うに当たっては，学校の承認と指導を受け，学生会の目的の範囲内において行動しなければならない。

第5条 学生会は，学生全員をもって構成するものとする。

2 学生は入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第6条 学生会に学生総会，代議員会，執行委員会，部局長会，局，部，学級会，監査委員会，選挙管理委員会，高専祭実行委員会及び体育大会実行委員会を置く。

2 学生総会は少なくとも年2回開催するものとする。

3 代議員会は，学級ごとに選出された代議員をもって構成し，学生会の運営に関する重要事項を審議する。

4 執行委員会は会長がこれを選考して代議員会の承認を得，学生会の事務を処理する。

5 学生はその希望によって局、部に所属するものとする。

第7条 学生会は、会則を制定して学校の承認を受けるものとする。会則の変更についても同様とする。

2 会則中には少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類、任務及びその任期
- (6) 学生総会、代議員会の機能と権限
- (7) 部の種類とそれらの機能
- (8) 会費に関する事。
- (9) 会計に関する事。
- (10) 校長の最終決定権や担当の教員の指導に関する事。
- (11) 会議の招集に関する事。
- (12) 部活動の連絡調整に関する事。
- (13) 選挙に関する事。
- (14) 会議、各部、会計、選挙等の細則に関する事。
- (15) 事業計画及び予算、決算に関する事。
- (16) 会則の改正に関する事。
- (17) 会則発効の期日に関する事。

第8条 学生会は毎年度事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受けまた事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第9条 学生会の指導については、校長の命を受けて学生主事が総括する。

- 2 各部にそれぞれ指導教員をおく。
- 3 指導教員は校長が命じ、学生主事の総括のもとに部活動の指導にあたる。

旭川工業高等専門学校学生会会則

制 定 昭和37年9月19日
最終改正 平成25年1月17日

第1章 総則

第1条 本会は、旭川工業高等専門学校学生会（以下「学生会」という。）と称する。

第2条 本会は、旭川工業高等専門学校の教育方針に基づき、学生の健全な自治活動を図り、良き公民としての資質を向上させることを目的とする。

第3条 本会は、旭川工業高等専門学校の全学生をもって組織し、教員がその顧問となる。

第2章 機関

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために下記の機関を置く。

- (1) 学生総会
- (2) 代議員会
- (3) 執行委員会
- (4) 部局長会
- (5) 部
- (6) 学級会
- (7) 監査委員会
- (8) 選挙管理委員会
- (9) 高専祭実行委員会
- (10) 体育大会実行委員会

第3章 役員

第5条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 執行委員 若干名
- (4) 部長 各部局より1名
- (5) 代議員 各学級より2名
- (6) 議長 1名
- (7) 副議長 2名
- (8) 監査委員長 1名
- (9) 監査委員 1, 2年各学級より2名
- (10) 選挙管理委員長 1名
- (11) 選挙管理委員 1, 2年各学級より1名
- (12) 高専祭実行委員長 1名
- (13) 高専祭実行委員 各学級より2名及び若干名
- (14) 体育大会実行委員長 1名
- (15) 体育大会実行委員 各学級より1名及び若干名

第6条 学生会の役員の任務は、次のとおりである。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を行うとともに議決執行の最高責任をもつ。
- (2) 副会長は、会長の任務を補佐し、会長に支障のあるときはその代理者となる。
- (3) 執行委員は、執行委員会の議を経て学生会の諸活動に関して企画立案し、それを学生総会又は代議員会に提出し、その議決をもってこれを執行する。
- (4) 各部長は、部長会の議を経て部活動に関して企画立案し、それを学生総会又は代議員会に提出し、その議決をもってこれを執行する。

- (5) 代議員は、自己の学級を代表し、その総意を学生会に反映するものとする。
- (6) 議長は、学生総会における議事進行に関し一切の責任を負うものとする。
- (7) 副議長は、議長を補佐し、議長に支障あるときはこれを代行する。
- (8) 監査委員長は、監査委員会を代表し、監査委員会を指揮して、学生会の運営及び会計の状況について監査し、会員に周知させるものとする。
- (9) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、選挙管理委員会を指揮して、学生会の役員の選出に際し選挙施行細則にのっとり、公正な立場からその選挙の管理にあたる。
- (10) 高専祭実行委員長は、高専祭実行委員会を代表し、高専祭実行委員会を掌握して、高専祭に関する業務にあたる。
- (11) 体育大会実行委員長は、体育大会実行委員会を代表し、体育大会実行委員会を掌握して、体育大会に関する業務にあたる。

第7条 学生会の役員の選出方法は次のとおりである。

- (1) 正副会長、正副議長、監査委員長、選挙管理委員長は会員の中から自由に立候補し、全会員の投票によって選出される。
- (2) 執行委員は、執行委員長がその候補者を学生の中から広く募集し、候補者を選考して、代議員会の承認を得、会長が任命する。
- (3) 部長は、部員の互選による。
- (4) 代議員は、各学級より2名ずつ選出される。
- (5) 監査委員は、監査委員長がその候補者を選考して、代議員会の承認を得、会長が任命する。
- (6) 選挙管理委員は、選挙管理委員長がその候補者を選考して代議員会の承認を得、会長が任命する。
- (7) 高専祭実行委員長は、会長の推薦により、年度末（1月）の学生総会の承認を得、会長が任命する。
- (8) 体育大会実行委員長は、会長の推薦により、年度末（1月）の学生総会の承認を得、会長が任命する。
- (9) 第5条の役員は、重複して選出することはできない。ただし、高専祭実行委員長、高専祭実行委員、体育大会実行委員長及び体育大会実行委員はその限りでない。

第8条 学生会の役員の任期は1年として、2月1日から翌年1月31日までとする。ただし、代議員の任期は、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の2期に分ける。

第4章 学生総会

第9条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、年度始め（4月）と年度末（1月）にこれを開く。ただし、次の場合には、議長が臨時にこれを招集することができる。

- (1) 会員の3分の1の署名による要求のある場合
- (2) 代議員の3分の1の要求のある場合
- (3) 執行委員会及び部長会の要求のある場合

第10条 学生総会の招集及び議題の公示は、5日前までに行わなければならない。ただし、緊急の場合には日限においてその限りでない。

第11条 学生総会は、次の事項について審議議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 正副会長の不信任案の決定及び執行委員会及び部長会の解散に関する件
- (4) その他の重要事項

第12条 学生総会は、会員の3分の2をもって成立し、その議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 議長は、執行委員以外の学生の中より書記を任命し、学生総会の議事及び議決事項を記録し、執行委員会に提出する。

第5章 代議員会

第14条 代議員会は、学生総会につぐ議決機関であり、代議員をもって構成する。

第15条 代議員の正副議長は、代議員の互選によって選ばれる。ただし、議長、副議長は審議権、発言権をもつ。

第16条 代議員会は、執行委員会、部局長会、監査委員会、選挙管理委員会及び体育大会実行委員会の要求ある場合、又は代議員の3分の1の要求があるとき議長がこれを招集する。

第17条 代議員会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 執行委員会及び部長会の事業計画
- (2) 細則の制定及び改廃
- (3) 執行委員、部長、監査委員及び選挙管理委員会の承認
- (4) 部の設置及び改廃
- (5) 監査委員会及び選挙管理委員会の提出する事項
- (6) その他、学生総会の審議事項以外の重要事項

第18条 代議員会において執行委員、部局長、監査委員、選挙管理委員及び体育大会実行委員は、出席発言の権利をもつ。ただし、議決権をもたない。

第19条 代議員会は、代議員総数の3分の2の出席をもって成立し、その議決には出席した代議員の過半数の同意を必要とする。

第6章 執行委員会

第20条 執行委員会は、執行委員長及び次の役員をもって構成する。

- (1) 総務委員 若干名
- (2) 文化委員 若干名

(3) 会計委員 若干名

第21条 上記の委員のほか、必要ある場合は、専門委員を委嘱することができる。

第22条 上記の委員に関する細目は別に定める。

第7章 部長会

第23条 部長会は、総部長及び各部の部長をもって構成する。

第24条 上記の会に関する細目は別に定める。

第8章 役員選挙

第25条 第3章に定める役員の選挙は、選挙管理委員会の管理のもとに実施する。

第26条 代議員、監査委員、選挙管理委員、高専祭実行委員を除く役員の不信任案は、学生総会において出席者の過半数の議決によって決定される。

第27条 代議員及び高専祭実行委員の不信任案は、その役員を選出した学級において学級総数の過半数の議決によって決定される。

第28条 監査委員、選挙管理委員は、監査委員、選挙管理委員が辞意を表明した場合を除いては、いかなる機関によっても解任されない。

第29条 役員に欠員を生じた場合にはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第30条 役員選挙の施行細目は、別に定める。

第9章 部活動

第31条 健全な趣味、豊かな教養を養うとともに、相互協力の態度を養うために諸種の部を結成する。

第32条 各部には次の役員を置く。その任期は原則として1年間とする。

- (1) 部長
- (2) 会計
- (3) その他必要な役員

第33条 部の設置及び廃止は、部設置廃止規程に基づき、執行委員会に委嘱された専門委員が審議し、代議員会の承認を得て決定される。部設置廃止規程は別に定める。

第34条 部の予算は、公共の設備備品消耗品にのみ充てるものである。

第10章 学級会

第35条 学級会は、学生会活動の基盤であり、各学級の全員をもって構成する。

第36条 学級会には、その内部に次の役員を置く。

- (1) 学級委員（代議員） 2名
- (2) 書記 1名
- (3) 会計 1名
- (4) その他必要な役員

第37条 上記の役員は、各学級会において選出され、任期は6月とし、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の2期に分ける。

第38条 学級会の役員の任期は、次のとおりである。

- (1) 学級委員（代議員）は、執行委員会、部長会、監査委員会、選挙管理委員会及び体育大会実行委員会の指示事項を自己の学級に通達し、その実行を計る。
- (2) 書記は、学級会に関する記録、日誌並びに学級間の連絡に当たる。
- (3) 会計は、学級会の金銭の出納、その他の会計事務に当たる。

第11章 監査委員会

第39条 監査委員会は、冷静かつ公正な立場から学生会に属する一切の機関の運営を監査し、必要機関に提出するものとする。

第40条 監査は、定期及び監査委員会が必要と認めた時、又、会長、代議員会の要求のあるとき行う。

第41条 監査要項に関しては、別に細目を定める。

第12章 選挙管理委員会

第42条 選挙管理委員会は、各学級より選出される1名ずつの委員をもって構成する。

第43条 選挙管理委員長、副委員長は、選挙管理委員の互選により各1名を選出する。

第44条 選挙管理委員会は、学生会の役員の選出に際し、選挙施行細則のっとり、公正な立場からその選挙の管理にあたる。

第45条 選挙管理委員は、被選挙権を有せず選挙運動をすることはできない。

第13章 高専祭実行委員会

第46条 高専祭実行委員会は、各学級より選出される2名以上の委員及び高専祭実行委員長が学生の中から広く募集し、選考した委員をもって構成する。

第47条 高専祭副実行委員長及び各役員は、委員の互選により選出する。

第48条 高専祭実行委員会は、高専祭に関する業務を行う機関とする。

第14章 会計

第49条 本会の運営に要する資金は、会員よりの会費及び他の寄付をもって充てる。

第50条 学生会の会費は、年度末（1月）の学生総会においてその額を定める。

第51条 会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

第15章 顧問

第52条 学生会（部及び学級会を含む。）は、教員が顧問として直接指導に当たる。

第53条 顧問は、すべての会議に指導と助言を与えることができる。ただし、議決権はもたない。

第54条 会議の招集及び開催に関する事項並びに議決事項は、すべての顧問教員及び学生主事を経て校長に届け出て、その承認を得て発効するものとする。

第55条 校長は、本会の最高顧問とし、本会の最終責任者である。

第16章 雑則

第56条 本会に必要な細則は、別に定める。

第57条 本会の改正は、学生総会において全会員の3分の2以上の議決をまたなければな

らない。

学生会役員選挙施行細則

(総則)

第1条 旭川工業高等専門学校学生会会則(以下「会則」という。)第30条の規定に基づき、会則第7条に定める学生会役員の選挙等については、この細則の定めるところによる。

(選挙の順序)

第2条 選挙は原則として、次の順序により実施する。

- (1) 告示
- (2) 選挙広報
- (3) 立会演説会
- (4) 投票
- (5) 開票
- (6) 開票結果発表

(告示)

第3条 告示は、投票予定日からその日を含めて14日以前に選挙管理委員会が行う。

第4条 前条に基づく告示には、次の事項が明記されなければならない。

- (1) 選出すべき役員と定員数
- (2) 立候補届出の様式並びに届先
- (3) 立候補届出の締切日時
- (4) 立会演説会予定日
- (5) 投票予定日

第5条 前条第(3)項に定める締切日は、投票予定日からその日を含めて7日以前とする。

(選挙広報)

第6条 選挙広報は、投票予定日からその日を含めて5日以前に、選挙管理委員会が掲示によって全会員に告示するものとする。

第7条 前条に定める広報には、次の事項が明示されなければならない。

- (1) 立候補役員名
- (2) 立候補者氏名、学科名、学年
- (3) 立会演説会予定日時、およびその会場
- (4) 投票予定日時、およびその会場

(立会演説会並びに選挙運動)

第8条 選挙管理委員会は、本細則第2条第(3)項に定める立会演説会を開催しなければ

ならない。

第9条 前条の立会演説会開催にあたって、選挙管理委員会は、各立候補者に均等の時間を与える様にしなければならない。

第10条 立候補者は、立候補届出が済みしだい、選挙運動を行うことができる。

第11条 前条に定める選挙運動は、日時、行動、方法など、全て選挙管理委員会の指示する範囲内に制限され、その制限に関しては、選挙管理委員会がその都度決定する。

(投票)

第12条 各役員選挙は、全会員の3分の2以上の投票がなければならない。

2 投票総数が全会員の3分の2を超えない場合は、新たに選挙管理委員会が定める日時により、再投票を行なう。

第13条 投票用紙、投票順序などは、選挙管理委員会が決定する。

第14条 投票は、役員定員1名の場合は単記、役員定員2名の場合は2名連記で、それぞれ無記名とする。

第15条 立候補者数が役員定員と同数、又は定員以下の場合は、この立候補者に対する信任投票とする。

2 前項において、立候補者が不信任された場合は、第16条に基づき再選挙を行う。

第16条 立候補者数が役員定数に満たない場合は、その定員不足分に対し予備選挙を行う。

2 前項の予備選挙は会員を、被選挙権者とした自由投票とし、その結果、比較多数の定員不足数に1名を加えた人数を選出して当該役員の立候補者とする。

3 予備選挙の際、会員の誰でもが選挙管理委員会の指示する日時、行動方法により選挙運動を行うことができる。

4 前項の立候補者が辞退した場合は、次点者をもって候補者にあてる。

第17条 次の各号に該当する投票は無効票とする。

(1) 選挙管理委員会が決定した投票用紙以外のものと使用した票

(2) 選挙管理委員会が決定した投票順序および投票方法に従わぬ票

(3) 自由投票を除き、候補者以外の姓名を記名した票

(4) 誰を記入したか確認できない票

(5) 自ら記入したものでないと認められた票

(6) 投票用紙が著しく破損された場合

(7) その他、疑問が生じた場合、選挙管理委員会がその都度無効に決定した票

(開票)

第18条 開票は、選挙管理委員会が行う。

第19条 前条の開票にあたって、次の者に限り立会いを許可される。

(1) 立候補者責任者

(2) その他選挙管理委員会が認めた者

第20条 開票は、即日実施しなければならない。

(当選)

第21条 全ての候補者の当選は、有効投票数の過半数を必要とし、上位得票者とする。

第22条 候補者の得票が有効投票数の過半数に満たない場合は、必要数を得るまで再投票又は決戦投票を行う。

2 役員1名選出の場合は、比較多数を得たもの2名について単記無記名の決戦投票を行う。

3 役員2名選出の場合は、比較多数を得たもの3名について2名連記無記名の再投票を行う。その欠課、1名既決の時は残る候補者2名について単記無記名の決戦投票を行う。

第23条 第16条第2項、前条第2項および3項において、比較多数の同数者がある場合は、くじ引きによって候補者とする。

第24条 選挙管理委員会は、開票結果を可及的すみやかに告示しなければならない。

第25条 前条に定める開票結果発表には、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 会員総数
- (2) 投票用紙交付数
- (3) 有効投票数
- (4) 無効投票数
- (5) 当選必要数
- (6) 各立候補者得票数
- (7) 当選者氏名

(補欠選挙)

第26条 選挙管理委員会は、役員の任期の途中で欠員が生じた場合補欠選挙を行わなければならない。補欠選挙の場合も、全て本細則に基づく選挙方法による。

(雑則)

第27条 学生会役員の選挙については、会則および本細則に定めるものの他に、全て選挙管理委員会がこれを決定する。

附 則 (省略)

学生会・部に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、学生会会則(以下「会則」という。)第33条に基づき、部の運営並びに部設置廃止の基準を定めたものである。

(構成)

第2条 部の部員構成は次のとおりである。

- (1) 部は会員中の同好者によって構成される。
- (2) 部の選択および入部、退部は会員の意志による。
- (3) 前項の規定にかかわらず、部において活動に支障をきたす場合、部長は重複加入禁止を指示することができる。

(役員)

第3条 部には次の役員を置く。

- (1) 部長
- (2) 会計
- (3) その他必要な役員

第4条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 部長は部を統括し、部の本会に対して一切の責任を負うものとする。
- (2) 会計は、部の会計に関する事務を取り扱う。

(役員の任期及び選出)

第5条 役員任期および選出方法は、部員の協議により決定する。但し、本細則（部の設置廃止）の規定により部の設置が決定後、直ちに次年度の部長他役員を決定し、所属委員を経て、次年度会長に報告しなければならない。

- 2 役員に異動があった時は、部長は7日以内に会長の指示する様式に従って、所属委員を経て、会長に報告しなければならない。

(必要書類の提出)

第6条 各部部长は、次の書類を所属委員を経て、会長に提出しなければならない。

- (1) 年度末および会長の指示のあった時の活動報告書の提出
- (2) 年度当初に部員名簿の提出、又部員に変動あった場合の届出
- (3) 本細則（部の設置廃止）に定める必要書類の提出

(顧問)

第7条 部には最低2名の顧問教員を置き、部活動全般に対し指導助言を行う。

(経費)

第8条 各部分は会則第34条に基づき、公共の設備、備品、消耗品に対して本会より経費の支給を受けることができる。

- 2 本会より支給された経費は、原則として予算決定の際、定められたとおりに運用しなければならない。但し、部が必要であると認めた場合、規定にかかわらず、その予算額内であれば執行委員会の承認によって運用の変更を行うことができる。
- 3 部への昇格希望同好会はいくらかの予算を与える。
- 4 警告を受けた部は、次の年の予算を、減額する。

第9条 部は部員の決議により入会金および、部費を徴収することができる。

- 2 部費の運用は、部員の決議によるものとする。

(部の設置廃止および処分)

第10条 部の設置については次のとおりとする。

- (1) 新登録の有効期間は、4月1日より翌年3月31日までの1カ年とする。
- (2) 部の設置を希望する会員（以下「発起人」という）は、所定の申請書を次年度会長の指示する日までに、所属委員を経て、次年度会長に提出しなければならない。
- (3) 発起人の数は10名以上とし、設置承認後もその部員となるものでなければならない。
- (4) 前項の設立趣意は、本会の目的に合致したものでなければならない。
- (5) 前年度、部として活動し部の設置を希望する会員（以下「発起人」という）は、所定の申請書を次年度会長の指示する日までに、次年度会長に提出しなければならない。
- (6) 校内で明確な活動場所があり、週3回以上の活動を行っている。ただし正当な理由がある場合は除く。
- (7) 部の設置を希望する会員（以下「発起人」という）は、所定の申請書を次年度会長の指示する日までに、次年度会長に提出しなければならない。この時、発起人は1年間同好会として活動し、部と同様の監査を受けた上で、条件を満たした場合である。
（条件）・校内の明確な活動場所で週3回以上の活動を行っている。ただし正当な理由がない場合を除く。

・前年度の一年間、同好会全体での訓告以上の処分がない。

第11条 部は、次の各号の一つに該当する場合、警告処分を受ける。

- (1) 部の目的に反し、義務を怠った場合
- (2) 部員が10名を欠いた場合。ただし、団体競技の場合は10名以上の部員がいても、試合出場に必要な最低人数を満たしていなければならない。
- (3) 正当な理由なくして、週の活動日数が2日以下である。
- (4) 予算の運用が適正を欠いている場合
- (5) 備品の管理が適正を欠いている場合

第12条 次の各号の一つに該当する場合、部は活動停止処分の審議を受ける。

- (1) 本細則第11条による警告後2週間以内に復元しなかった場合
- (2) 同一計画年度中に、復元の如何にかかわらず、本細則第11条による警告処분을2回受けた場合
- (3) 予算の不正運用を認められた場合
- (4) 物品の破損、紛失が著しい場合
- (5) 年度中に校長訓告以上の処分があった場合

第13条 部の廃止については次のとおりである。次の各号の一つに該当する場合、部は廃止処分の審議を受けるものとする。

- (1) 部が自主的に廃止を申し出た場合
- (2) 部が本細則第12条により、同一計画年度中に活動停止処분을2度受けた場合、この場合、1月の学生総会で勧告を受け、次年度も同様だった場合1月の学生総会で廃部を決議する。

第14条 部が物品の破損、紛失を生じた場合、その弁償に対しての審議を受けるものとする。

第15条 本細則第10条、第12条、第13条、第14条の部の設置、活動停止廃止処分、物品の弁償は代議員会の決議によるものとする。

2 本細則第11条の警告処分は、執行委員会に帰属するものとする。

(特別事項)

第16条 次年度執行部は、次年度執行委員会に委嘱された専門委員によって、次年度会長に提出された部の設置を審議することができる。

2 代議員会への提案は、次年度会長の下で行われるものとする。

旭川工業高等専門学校寮生準則

制 定 昭和37年4月1日

最終改正 昭和49年6月20日

第1条 本校寮生は、学則、学生準則、寄宿舍規程を遵守するとともに、団体生活を通して、将来社会に貢献し得る有為な人間の形成につとめるものとする。

第2条 前条の主旨にのっとり、次の各号について特に留意する。

(1) 相互に理解し合い、個人の自由を尊重し、他に迷惑を及ぼさないこと。

(2) 寮生は親和を旨とし、礼儀を重んじ協同自治の精神を養成するよう努めること。

(3) 寮生は規律を厳守し、勉学に努めるとともに衛生にも十分留意し、健全な心身の錬磨に心がけること。

第3条 寮生は、学校の寄宿舍管理運営に積極的に協力するものとする。

第4条 寮生が寮の内外において寮名を使用し、集会、催物、その他の行事を行なおうとするときは、第12号様式の許可願を寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第5条 寮生が寮の内外において寮名を使用し、各種印刷物を配布しあるいはポスター、ピラなどを掲示しようとするときは、寮務主事を経て校長の承認を受けなければならない。

旭川工業高等専門学校寄宿舍規程

制 定 昭和37年4月1日

最終改正 平成20年2月19日

第1条 旭川工業高等専門学校寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）は、本校学生を寄宿させる。

第2条 本校寄宿舍は明誠寮と称する。

- 第3条** 入寮を希望する者は、所定の願書（第1号様式）を寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第4条** 入寮を許可された者は、誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。
- 第5条** 寄宿舍各室の人員配置は寮務主事がこれを定める。
- 第6条** 寮生が退寮しようとするときは、願書（第3号様式）に事由書を添え寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第7条** 寮生は、学則第34号に規定する寄宿料を、本校の指定する日までに納入しなければならない。
- 2 寮生は、前項の規定にかかわらず、当該年度内に納入する寄宿料の額の総額の範囲内で前納することができる。
- 第8条** 寮生は、入退寮の日が月の中途であっても、1か月分の寄宿寮を納入しなければならない。
- 第9条** 寮生の生活上必要な諸経費（以下「寮費」という）は本校の指定する日までに納入しなければならない。
- 第10条** 寄宿舍の施設設備等を故意又は重大な過失により滅失又はき損したときは、弁償の責任を負わなければならない。
- 第11条** 校長は2ヶ月以上寄宿料、寮費の納付義務を怠った者あるいは寄宿舍に関する諸規則に違背した者には、退寮を命ずることがある。
- 第12条** 校長は寮生が疾病その他の事由により在寮不相当と認めたときは必要な期間中退寮を命ずることがある。

旭川工業高等専門学校寄宿舍内規

制 定 昭和42年5月17日
最終改正 平成23年11月14日

（目的）

第1条 旭川工業高等専門学校寄宿舍（以下「寮」という。）の管理を適正、かつ円滑化するため、この内規を定める。

第2条～第3条 略

（禁止事項）

第4条 次の各号に定める事項は、厳重に禁止する。

- （1）飲酒、喫煙
- （2）けんか、口論その他の暴力行為
- （3）器物の破損、棄却、無断持ち出し
- （4）寮内へのヒーター、コンロ、アイロンなど火器の持ち込み
- （5）金品の貸借

- (6) とばく行為
- (7) みだりに高声、騒音を発すること。
- (8) すい眠を妨げる行為
(外出及び外泊)

第5条 外出しようとする者は、次の各号の要領によらなければならない。

- (1) 外出時間は男子寮は22時まで、女子寮は21時40分までとする。
- (2) 門限以降に帰寮しようとする者は、所定の外出届（第4号様式）を寮務主事に提出すること。
- (3) 外泊しようとする者は、所定の外泊届（第4号様式）を寮務主事に提出すること。
- (4) 外出又は外泊中、病気や事故等により、帰寮の日時に遅れるときは、学生課寮務係又は当直者に連絡し、帰寮時に診断書又は詳細な事由書を寮務主事に届け出ること。

第6条～第9条 略

第10条 寮生が、月の中途に退寮する場合は、退寮日の翌日からその月末までの日数について、材料費のみ日割り計算により返還する。

(防災及び災害発生時の留意事項)

第11条 防災及び災害発生時の避難等についての要領は、別にこれを定める。

(違反者に対する措置)

第12条 この内規に違反し、反省の見込みのない者は退寮させる。

寄宿舎防災・避難要領

1 趣旨

この要領は、本校「防災管理規程」並びに寄宿舎内規第11条に基づき、寄宿舎における災害の防止と、万一災害が発生した場合に人命の安全を図り、併せて物的損害を最小限にとどめるために寮生のとるべき行動について定める。

2 防災心得

寮生は、火災その他の災害について、常に留意し、特に次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 設置されている電燈及び配線は絶対工作をしてはならない。
- (2) 各部屋に許されている許容電流を超えて電気を使用してはならない。
- (3) 電気コンロ、電気ヒーター、電気アンカ、電気アイロン、その他電熱器具は絶対使用してはならない。
- (4) 七輪、プロパンガスなどの火気は絶対使用してはならない。
- (5) 火気の使用は指定されている場所以外ではしてはならない。又、火気を使用する場合は充分注意し、後始末を厳重にする。

- (6) 毎年の防火講習・避難訓練に参加する。
- (7) その他、本校の「防火管理規程」に基づく関係者の指示に従う。

3 避難要領

(1) 火災発見と通報

火災を発見した者は、大声でまわりに知らせるとともに、火災報知器のボタンを押した後、当直教員又は寮務係員に報告し、寮内放送を通じて火災発生を全寮に知らせる。(連絡を受けた当直教員・寮務係員は非常時連絡先に通知する—本校「防災管理規程」)

(2) 処置と避難

火災現場付近の者は、他からの指示を待たず、直ちに初期消火にあたり、危険な場合には現場の窓・ドア等を閉めたうえ、まわりに声をかけながらすばやく避難する。

(3) 各自の確認

火災報知ベルが鳴った場合、寮生は通報・指示を待たず、直ちに火災の発生が自階なのか、自棟なのかを確かめたうえで、いつでも避難できる体勢を整えて待機する。

(4) 緊急避難方法

1・3棟1階：1階非常口あるいは居室の窓から外に出る。

1棟2～4階：2カ所の階段又は避難梯子を利用して外に出る。

2棟：2カ所の階段のうち、火災発生現場から遠い階段を利用して、玄関又は1階通用口を通して外に出る。

3棟2・3階：2カ所の階段又は避難梯子を利用して外に出る。

(5) 点呼

ア) 全寮生は外に避難した後、速やかにサブグラウンド等に集合する。

イ) 集合方法は、各棟各階ごとに並ぶ。

ウ) 集合し終わったら直ちに当直教員の点呼を受け、点呼後は当直教員の指示にしたがって行動する。

(6) 避難時の心得

ア) 火災現場付近は特に短時間に有毒ガスが充満する恐れがあるので、できれば手近にある大きなビニール袋を頭からかぶって、下を手でしぼりながら避難する。ビニールが無い場合、ぬれタオル・ハンカチで口・鼻をおおい、できるだけ背を低くして避難するように心がける。

イ) 同室者は互いに自室に残っている者や、眠っている者がいないかどうかを確かめてから避難する。

ウ) 1棟の個室に住んでいる場合は、お互いに両隣りの部屋の者を起こしあって避難する。

エ) 避難し終わった後、再び現場付近に戻ってはならない。

オ) 寮外に避難するときは、履物を忘れない。

旭川工業高等専門学校寮生会準則

制 定 昭和37年4月1日

最終改正 平成19年3月13日

第1条 寮生会は学則，学生準則，寄宿舎規程にのっとり，寮生の自発的な活動を通して寮の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 寮生会は全寮生をもって組織する。

第3条 寮生会は寮生の総意に基づき，共同生活を自律的に運営する。

第4条 寮生会は主として次の各号に留意して活動しなければならない。

- (1) 寮生活の調和，規律及び美風の維持に努めること。
- (2) 寮生の厚生及び福祉の増進を図ること。
- (3) 寮の防災，清掃並びに寮生の保健衛生等について学校に協力すること。
- (4) 寮生相互の親睦を深めること。

第5条 寮生会に総会をおく。

第6条～第8条 略

旭川工業高等専門学校男子寮寮生会会則

制 定 昭和38年11月28日

最終改正 平成22年3月31日

第1章 総則

第1条 旭川工業高等専門学校明誠寮に旭川工業高等専門学校男子寮寮生会（以下「男子寮寮生会」という。）を置く。

第2条 男子寮寮生会は旭川工業高等専門学校の教育方針にのっとり，寮生の共同生活を自主的に運営し，その活動を円滑に行うことを目的とする。

第3条 男子寮寮生会は旭川工業高等専門学校の全男子寮生をもって組織する。

第2章 機関

第4条 男子寮寮生会に第2条の目的を達成するため次に機関を置く。

- (1) 寮生総会
- (2) 寮生役員会
- (3) 選挙管理委員会

第3章 役員

第5条 男子寮寮生会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 議長 1名
- (4) 副議長 1名
- (5) 代表委員 8名
- (6) 選挙管理委員長 1名
- (7) 選挙管理副委員長 1名

- 2 前項第5号の役員のうち4名は第1学年学生とする。
- 3 第2学年学生から第5学年学生については、2名以上が役員として在籍するものとする。

第6条 会長は男子寮寮生会を代表して会務を行うとともに、議決執行の最高の責任を持つ。

- 2 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその任務を代行する。
- 3 議長は寮生総会における議事進行に関して一切の責任を負う。
- 4 副議長は議長を補佐するとともに、議長に事故あるときにはその任務を代行する。
- 5 代表委員は寮生を代表し、その総意を男子寮寮生会に反映する。
- 6 選挙管理委員長は、寮生会役員選挙を管理する。
- 7 選挙管理副委員長は、選挙管理委員長を補佐するとともに、選挙管理委員長に事故あるときはその任務を代行する。

第7条 役員を選出方法は寮生の投票によるものとし、有効投票総数の過半数の得票をもって当選とする。ただし、第5条第2項に規定する役員は、会長が指名し、選挙管理委員長の承認を得るものとする。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、前項の方法によりすみやかに補充するものとする。

第8条 役員の任期は1年とし、期間は4月から翌年3月までとする。

- 2 役員は再任することができる。

第4章 寮生総会

第9条 寮生総会は男子寮寮生会の最高議決機関であり、寮生によって構成される。

- 2 議長は年2回以上寮生総会を招集する。
- 3 寮生の3分の1以上の要求がある場合には、議長は臨時にこれを招集する。

第10条 寮生総会は次の事項を審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員の不信任の決定
- (3) その他の重要事項

- 2 男子寮寮生会は、寮生総会の審議事項のうち、一部の審議事項を寮生役員会に付託し、議決させることができる。

第11条 寮生総会の招集及び議題の告示は、開催日の5日前までに行わなければならない。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りではない。

第12条 寮生総会は寮生の4分の3以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、第10条第1号及び第2号の議決は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第5章 寮生役員会

第13条 寮生役員会は寮生総会に次ぐ議決機関であり、役員をもって構成する。

第14条 会長は必要に応じて寮生役員会を招集する。

- 2 前項の規程にかかわらず役員^の3分の1以上の要求がある場合には、会長は臨時にこれを招集する。
- 3 寮生役員会は役員^の4分の3以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第15条 寮生役員会は次の事項を審議する。

- (1) 男子寮寮生会の事業計画
- (2) 細則の制定及び改廃
- (3) その他重要なもの

- 2 寮生役員会は、決定した事項を速やかに寮生に通知する。

第6章 選挙管理委員会

第16条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長、選挙管理副委員長及び選挙管理委員をもって構成する。

- 1 選挙管理委員長は、前項の選挙管理委員を、第5条に規程する役員以外の者から若干名指名する。

第17条 選挙管理委員長は、選挙の都度選挙管理委員会を招集する。

第18条 選挙管理委員会は次の事項を審議し実施する。

- (1) 選挙の公告と選挙日程の通知
- (2) 投票及び開票
- (3) 開票結果の通知
- (4) その他選挙に関する事項

第7章 顧問及び最高顧問

第19条 男子寮寮生会に顧問を置き、寮生指導にあたる寮務主事及び寮務主事補をもって充てる。

第20条 顧問は第4条に規程する機関に指導と助言を与えることができる。ただし、構成員とはならない。

第21条 第4条に定める機関の招集及び開催に関する事項並びに議決された事項は、すべて寮務主事を経て学校長に届け出、その承認を得てから発効する。

第22条 男子寮寮生会の最高顧問は、学校長をもって充てる。

附 則

この内規は、昭和38年11月28日より施行する。

附 則（昭和40. 4. 1）

この内規は、昭和40年4月1日より施行する。

附 則（平成15. 1. 10）

この内規は、平成15年1月10日より施行する。

附 則（平成22. 4. 1）

この内規は、平成22年4月1日より施行する。

旭川工業高等専門学校女子寮寮生会会則

制 定 平成22年3月31日

第1章 総則

第1条 旭川工業高等専門学校明誠寮に旭川工業高等専門学校女子寮寮生会（以下「女子寮寮生会」という。）を置く。

第2条 女子寮寮生会は旭川工業高等専門学校の教育方針ののっとり、寮生の共同生活を自主的に運営し、その活動を円滑に行うことを目的とする。

第3条 女子寮寮生会は旭川工業高等専門学校の全女子寮生をもって組織する。

第2章 機関

第4条 女子寮寮生会に第2条の目的を達成するため次に機関を置く。

- (1) 寮生総会
- (2) 寮生役員会
- (3) 選挙管理委員会

第3章 役員

第5条 女子寮寮生会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 議長 1名
- (4) 副議長 1名
- (5) 代表委員 各学年から1名以上。ただし、前4号及び次号の役員が属する学年を除く。
- (6) 選挙管理委員長 1名

第6条 会長は女子寮寮生会を代表して会務を行うとともに、議決執行の最高の責任を持つ。

- 2 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその任務を代行する。
- 3 議長は寮生総会における議事進行に関して一切の責任を負う。
- 4 副議長は議長を補佐するとともに、議長に事故あるときにはその任務を代行する。
- 5 代表委員は寮生を代表し、その総意を女子寮寮生会に反映する。
- 6 選挙管理委員長は、寮生会役員の選挙を管理する。

7 選挙管理委員長に事故あるときは、その任務を代行する者を会長が指名する。

第7条 役員の選出方法は寮生の投票によるものとし、有効投票総数の過半数の得票をもって当選とする。ただし、第5条第5項の役員のうち第1学年については、会長が指名し、選挙管理委員長の承認を得るものとする。

2 役員に欠員が生じた場合は、前項の方法によりすみやかに補充するものとする。

第8条 役員の任期は1年とし、期間は4月から翌年3月までとする。

2 役員は再任することができる。

第4章 寮生総会

第9条 寮生総会は女子寮寮生会の最高議決機関であり、女子寮寮生によって構成される。

2 議長は年2回以上寮生総会を招集する。

3 寮生の3分の1以上の要求がある場合には、議長は臨時にこれを招集する。

第10条 寮生総会は次の事項を審議する。

(1) 会則の変更

(2) 役員の不信任の決定

(3) その他の重要事項

2 女子寮寮生会は、寮生総会の審議事項のうち、一部の審議事項を寮生役員会に付託し、議決させることができる。

第11条 寮生総会の招集及び議題の告知は、開催日の5日前までに行われなければならない。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りではない。

第12条 寮生総会は女子寮寮生の4分の3以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、第10条第1号及び第2号の議決は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第5章 寮生役員会

第13条 寮生役員会は寮生総会に次ぐ議決機関であり、役員をもって構成する。

第14条 会長は必要に応じて寮生役員会を招集する。

2 前項の規程にかかわらず役員3分の1以上の要求がある場合には、会長は臨時にこれを召集する。

3 寮生役員会は役員4分の3以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第15条 寮生役員会は次の事項を審議する。

(1) 女子寮寮生会の事業計画

(2) 細則の制定及び改廃

(3) その他重要なもの

2 寮生役員会は、決定した事項を速やかに寮生に通知する。

第6章 選挙管理委員会

第16条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長、選挙管理委員をもって構成する。

2 選挙管理委員長は、前項の選挙管理委員を、第5条に規程する役員以外の者から若干名指名する。

第17条 選挙管理委員長は、選挙の都度選挙管理委員会を招集する。

第18条 選挙管理委員会は次の事項を審議し実施する。

- (1) 選挙の公示と選挙日程の通知
- (2) 投票及び開票
- (3) 開票結果の通知
- (4) その他選挙に関する事項

第7章 顧問及び最高顧問

第19条 女子寮寮生会に顧問を置き、寮生指導にあたる寮務主事及び寮務主事補をもって充てる。

第20条 顧問は第4条に規程する機関に指導と助言を与えることができる。ただし、構成員とはならない。

第21条 第4条に定める機関の招集及び開催に関する事項並びに議決された事項は、すべて寮務主事を経て学校長に届け出、その承認を得てから発効する。

第22条 女子寮寮生会の最高顧問は、学校長をもって充てる。

附 則

この内規は、平成22年4月1日より施行する。

旭川工業高等専門学校明誠寮連絡会内規

制 定 昭和42年12月9日
最終改正 平成20年2月19日

(名称)

第1条 本会は旭川工業高等専門学校明誠寮連絡会と称する。

(目的)

第2条 本会は校長の命により旭川工業高等専門学校明誠寮において学校と寮生の連絡を密にし、教育効果をあげることを目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 寮務主事
- (2) 寮務主事補
- (3) 寮務委員会委員

- (4) 寮生会長及び副会長
 - (5) 寮生会議長及び副議長
 - (6) 寮生会代表委員
 - (7) 寮生会選挙管理委員長及び副委員長
- (会議)

第4条 寮務主事は、この会議の座長となる。寮務主事に事故あるときは、寮務主事補がこれを代行する。

第5条 座長が必要であると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

第6条 座長は、会議の結果をとりまとめ、校長に報告するものとする。

第7条 本会は、原則として、毎年4月、5月、10月及び12月に開催し、校長が招集する。ただし、校長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

(庶務)

第8条 この連絡会の庶務に関することは、学生課寮務係長が、これを処理する。

旭川工業高等専門学校図書館利用要領

校長裁定 平成23年3月8日

第1 この要領は、図書館の利用について必要な事項を定める。

第2 この要領において、図書資料とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他の資料

第3 図書館の開館時間は、次に掲げる日を除き、毎日9時から20時（土曜日は16時30分）までとし、長期休業中は毎日9時から17時（土曜日は閉館）までとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に開館又は閉館することができる。

第4 図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本校教職員
- (2) 本校学生
- (3) 特に校長の許可を得た者及び一般利用者（以下「一般利用者等」という。）

第5 一般利用者等が図書館を利用しようとするときは、氏名、住所を記帳するものとする。

2 一般利用者等が図書資料の貸し出しを受けようとするときは、図書貸出申請書（様式第1号）に身分を証明する書類（運転免許証、健康保険証、生徒手帳等）を添えて総務課図書係に提出し、図書貸出証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

3 図書貸出証の有効期限は、当該年度内とする。

4 図書貸出証の交付を受けた者は、当該貸出証の記載事項に変更が生じた場合又は当該貸出証を紛失したときは、速やかに総務課図書係に届け出なければならない。

第6 図書館にあっては、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 秩序を乱さないこと。
- (3) 飲食等をしないこと。
- (4) 携帯電話を使わないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

第7 図書資料は、閲覧室で自由に閲覧することができる。

第8 図書資料は、次に掲げるものを除き、貸出しを受けることができる。

- (1) 禁帯出表示のある図書資料
- (2) 新刊逐次刊行物
- (3) その他図書館長が定めたもの

2 貸出しを希望する学生は、学生証を係員に提示しなければならない。

3 貸出しを希望する一般利用者等は、図書貸出証を係員に提示しなければならない。

第9 貸出しの冊数及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 教職員 5冊 1か月
- (2) 学生 5冊 2週間
- (3) 一般利用者等 3冊 2週間

第10 学生が卒業研究のため利用する場合は、前条に規定する冊数の他に5冊、4か月を限度として貸出しを受けることができる。

2 学生は、旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定）に定める休業期間中に、次の範囲において特別貸出しを受けることができる。

(1) 冊数 7冊（前条に規定する冊数を含む。）

(2) 期間 休業期間の始まる日の前日から休業期間の終わる日の翌日までとする。ただし、始期について、当該日が日曜日の場合はその前々日とし、土曜日又は休日の場合はその前日とする。また、終期について、当該日が日曜日又は休日の場合はその翌日とし、土曜日の場合はその翌々日とする。

3 教職員は、特に必要があると認められる場合は、前条の規定にかかわらず、別に冊数

及び期間を定めて貸出しを受けることができる。

第11 貸出中の図書資料は、破損、汚損又は紛失することのないように努め、他人に転貸してはならない。

第12 次の各号に該当する者は、帯出図書資料を返納しなければならない。

- (1) 教職員 転任、退職したとき。
- (2) 学生 卒業（卒業式の1週間前まで）、退学したとき。
- (3) その他図書館長が必要と認めるとき。

第13 図書資料の返納期日が過ぎても返納しない者に対しては、返納期日を付して督促を行う。

第14 返納督促を受けている者に対しては、返納が完了するまで貸出しを停止する。

- 2 正当な理由がなく督促返納期限まで返納しなかった者に対しては、当該図書資料の返納のあった日から1か月間貸出しを停止する。

第15 調査研究上必要あるときは、図書資料を複写することができる。

- 2 校外に依頼する文献複写は、学術研究上の目的を有するものに限る。
- 3 前2項を行おうとする者は、所定の手続をとり係員に申し込むものとする。
- 4 提供した複写物の著作権に関する一切の責任は、依頼者において負うものとする。

第16 図書資料を破損、汚損又は紛失した場合は、直ちに届出の上、現物をもって弁償しなければならない。ただし、現物弁償が不可能な場合は、時価で弁償するものとする。

第17 図書資料を利用者の閲覧に供するため、図書資料の目録及び規程並びにこの要領を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第18 この要領に違反した者については、図書館の利用を停止することがある。

旭川工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

制 定 平成11年4月1日
最終改正 平成22年2月9日

(目的)

第1条 この規程は、旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定。以下「学則」という。）

第48条第2項の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

第2条 授業の1単位時間は、標準50分とする。

- 2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の履修時間を授業時間及び授業時間外に必要な

学修をあわせて45時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習、実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 授業科目の履修に当たっては、年度当初に、別に定める「履修届」を提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験及びその他の試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に一定の期間を定めて実施する。
- 3 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかった者に対して実施する。
- 4 その他の試験は、授業科目の担当教員が必要と認めたとき実施することがある。

(成績の評価)

第5条 成績は、授業科目ごとに第4条に規定する試験の成績及び平素の学習状況等を総合して評価する。

- 2 成績の評価は、次の区分による。

| | | | | | |
|-----|--------|-------|-------|-------|------|
| 評 定 | 秀 | 優 | 良 | 可 | 不可 |
| 評 点 | 100～90 | 89～80 | 79～70 | 69～60 | 59～0 |

(単位の認定)

第6条 前条第2項の規定に基づき、秀、優、良及び可に評価された授業科目については、当該授業科目の単位を修得したものとして認定する。

(再履修)

第7条 単位を認定されなかった授業科目は、別に定める「再履修願」を提出し、次年度において再履修することができる。

(他の教育施設において履修した単位の認定)

第8条 大学及び他の教育施設において開設する授業科目の履修を希望する者は、事前に別に定める「受講届」を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により授業科目を履修し修得した単位については、20単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(修了に必要な要件)

第9条 専攻科の修了にあたっては、学則第49条第1項に定めるもののほか、次の区分による単位を修得しなければならない。

| 専攻名 | 教養科目 | 専門関連科目・専門的科目 | | 合計 |
|------------|------|--------------|--------|--------|
| | 必修科目 | 必修科目 | 選択科目 | |
| 生産システム工学専攻 | 8単位 | 38単位 | 16単位以上 | 62単位以上 |
| 応用化学専攻 | 8単位 | 38単位 | 16単位以上 | 62単位以上 |

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

旭川工業高等専門学校「環境・生産システム工学」教育プログラム履修規程

制 定 平成16年3月9日

最終改正 平成26年3月6日

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校学則(昭和37年制定。以下「学則」という。)第51条の2第2項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校「環境・生産システム工学」教育プログラム(以下「教育プログラム」という。)について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(学習・教育目標)

第2条 教育プログラムは、次の表に掲げる学習・教育目標を設定する。

| | |
|---|---|
| A | <p>地域社会、産業社会の様々な要求に応えるために既存の情報機器・分析機器を使いこなし、新しい技術にも対応できる能力を持った技術者の育成</p> <p>A-1) 数学・自然科学・情報技術に関する知識を有し、それを活用することができる。</p> <p>A-2) 基礎工学の知識・能力をもとに、地域・社会の要求を理解し、それに対応することができる。</p> <p>A-3) 基礎的実験・実習の技術を習得し、それを活用することができる。</p> |
| B | <p>日本及び世界の歴史、文化に対する知識と教養に基づいて物事を認識するとともに、科学技術が社会や自然環境に及ぼす影響を考慮し、その社会的責任を自覚する技術者倫理を持った技術者の育成</p> <p>B-1) 日本の文化について理解し、説明することができるとともに、文化の多様性を認識することができる。</p> <p>B-2) 地球的視点から多面的に物事を考え、自己の教養を高めるための努力を継続することができる。</p> <p>B-3) 専門分野の知識と社会的良識に基づいた職業倫理を持ち、自己の技術や行為が社会に及ぼす影響について考慮することができる。</p> |
| C | <p>論理的思考に支えられた明晰な日本語を用いて記述し発表する能力、学会等において討議できるコミュニケーション能力及び国際的な場でのプレゼンテーション等の基礎的コミュニケーション能力を持った技術者の育成</p> <p>C-1) 適切な日本語を用いて、記述・発表・討議することができる。</p> <p>C-2) 外国語による基礎的コミュニケーションができる。</p> <p>C-3) 英語で記述された技術論文、取扱説明書等を理解することができる。</p> |
| D | <p>多様な工業技術システムを理解し、地球環境に優しい技術開発や研究を遂行できるエンジニアリングデザイン能力を持った技術者の育成</p> |

| | |
|---|--|
| D | <p>D-1) 基礎工学及び専門工学に関する知識・技術を有し、それを活用することができる。</p> <p>D-2) データを分析・解釈し、正しく結論を導き出すことができる。</p> <p>D-3) 工学全般の知識・技術をもとに、環境に配慮した技術開発や研究を企画し、遂行することができる。</p> |
| E | <p>多角的視点で自ら考え、新たな価値を創造・開発することができ、それをシステム化する、あるいは再構築する能力を持った技術者の育成</p> <p>E-1) 共通的工学関連分野の基本的な知識を有し、さらに自主的・継続的に学習することができる。</p> <p>E-2) チーム活動を通してメンバーの同意形成を図り、協調しながら一つの目的を成し遂げることができる。</p> <p>E-3) 複眼的な思考能力をもとに、創造性を発揮して新たな課題を探求し、解決することができる。</p> |

(教育プログラム科目)

第3条 教育プログラム科目は、学則別表第1に掲げる科目のうち第4学年及び第5学年に配当された科目並びに学則別表第2に掲げる科目とし、一般基礎科目、基礎工学科目及び専門工学科目に分類する。

2 前項の一般基礎科目、基礎工学科目及び専門工学科目の分類は、別に定める。

(履修対象期間)

第4条 教育プログラムの履修対象期間は、第4学年から専攻科第2学年までの4年間とする。

(履修対象者)

第5条 教育プログラムの履修対象者は、高等専門学校（これと同等と認められる高等教育機関を含む。）を卒業した者で、専攻科に入学したものとする。

(専攻科入学前の学習履歴)

第6条 教育プログラムの履修対象者は、専攻科入学前に次に掲げる学習履歴を有しているものとする。

(1) 第4学年及び第5学年において、62単位以上を修得していること。

(2) 別に定める必要科目数を履修していること。

(学習履歴の確認方法)

第7条 前条の専攻科入学前の学習履歴の確認は、専攻科入学手続き時に提出する専攻科入学前の成績証明書、学習履歴書（別紙様式）、シラバス等に基づき、教務委員会が行う。

2 本校卒業者又は他の高等専門学校でJ A B E E認定プログラムを履修した者については、評価が60点以上の科目を認定するものとする。

3 J A B E E 認定プログラムを履修していない者は、評価が60点以上の科目を教務委員会が審査の上、認定の可否を決定するものとする。

(学習履歴が不足する場合の取扱い)

第8条 専攻科入学前の学習履歴が第6条の規定に満たない場合は、教務委員会が次に掲げる指導を行うものとする。

(1) 学則別表第2の科目を選択履修することにより、教育プログラムの修了要件を満たすことができる場合は、当該科目を選択履修させる。

(2) 学則別表第2の科目だけでは教育プログラムの修了要件を満たすことができない場合は、「補充科目」を設定し、専攻科入学後に履修させる。

2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、評価が50点以上60点未満で単位を取得した科目については、補習指導等により再評価を行い、60点以上と認められる場合に可と認定することができる。

3 第1項第2号の補充科目は、教育プログラムの修了要件には考慮するが、専攻科の修了要件とはならない。

(単位の認定)

第9条 教育プログラムの学習・教育目標を考慮して各科目に定められた到達目標に達していると認めた場合に、60点以上の評価を与え、その科目の単位を認定する。

(他の高等教育機関で取得した単位の認定)

第10条 学則第13条の3及び第13条の4の単位修得の認定は、第7条の規定に準じ教務委員会が行う。

2 認定した科目は、一般基礎科目、基礎工学科目及び専門工学科目に分類する。

(修了要件と修了証書の授与)

第11条 校長は、次の各号のすべてを満たした者を教育プログラムの修了者とし、修了証書を授与する。

(1) 専攻科を修了し、学位(学士)を取得した者

(2) 教育プログラムにおいて、124単位以上を修得した者

(3) 別に定める学習・教育目標の達成度評価対象において評価方法及び評価基準を充足した者

2 教育プログラムの修了の認定は、教員会議において行う。

3 教育プログラムを修了せずに専攻科を修了した者が、第1項第1号から第3号をすべて満たした場合は、専攻科修了後の期間を問わず認定を行うことができる。

別紙様式(略)

「環境・生産システム工学」教育プログラムにおける一般基礎科目・基礎工学科目・専門工学科目の分類表

【平成26年度専攻科入学生用】

| 分類 | 学科 | 本科科目 | | | | 専攻 | 専攻科目 | | | |
|---------------|----|---------------|------------|-----------|---------------------------|--------|--------|----------|----|-----|
| | | 必修 | | 選択 | | | 必修 | | 選択 | |
| | | 学年 | 科目名 | 学年 | 科目名 | | 学年 | 科目名 | 学年 | 科目名 |
| O. 一般基礎科目 | | | | | | | | | | |
| 数学系 | M | 4 | 応用数学Ⅰ | | | P | 1 | 応用解析学Ⅰ | | |
| | | 4 | 応用数学Ⅱ | | | | 1 | 応用解析学Ⅱ | | |
| | | 5 | 応用数学Ⅲ | | | | | | | |
| | | 5 | 応用数学Ⅳ | | | | | | | |
| | | 4 | 応用数学Ⅰ | | | | | | | |
| | | 4 | 応用数学Ⅱ | | | | | | | |
| | E | 4 | 応用数学Ⅰ | | | | | | | |
| | | 4 | 応用数学Ⅱ | | | | | | | |
| | | 4 | 応用数学Ⅲ | | | | | | | |
| | S | 4 | 応用数学Ⅰ | | | | | | | |
| | | 4 | 応用数学Ⅱ | | | | | | | |
| | | 4 | 応用数学Ⅲ | | | | | | | |
| C | 4 | 応用数学Ⅳ | | | | | | | | |
| | 4 | 応用数学Ⅰ | | | A | 1 | 応用解析学Ⅰ | | | |
| | 4 | 応用数学Ⅱ | | | 1 | 応用解析学Ⅱ | | | | |
| 自然科学系 | 全 | 4 | 応用物理Ⅱ | | | | | | | |
| | M | 4 | 応用物理実験 | | | | | | | |
| | E | | | | | P | 1 | 環境マネジメント | | |
| | S | | | | | 2 | 環境科学 | | | |
| 情報技術系 | 全 | | | | | A | 1 | 環境マネジメント | | |
| | M | | | | | 2 | 環境科学 | | | |
| | E | 4 | ソフトウェア工学 | | | P | 1 | 工学情報処理演習 | | |
| | S | 4 | 電子計算機Ⅰ | | | A | 1 | 工学情報処理演習 | | |
| 人文系・社会系 | 全 | 4 | 言語表現 | 4-5 文学A | | | | | | |
| | | 4 | 国際関係論 | 4-5 文学B | | | | | | |
| | | | | 4-5 哲学 | | | | | | |
| | | | | 4-5 心理学 | | | | | | |
| | 全 | | | | 4-5 経済学Ⅰ | | | | | |
| | | | | | 4-5 法学Ⅰ | | | | | |
| | | | | | 4-5 法学Ⅱ | | | | | |
| | | | | | 4-5 経済学Ⅱ | | | | | |
| | | | | | 4-5 政治学 | | | | | |
| | | | | | 4-5 産業財産権論 | | | | | |
| | | | | | 外国語コミュニケーション系科目含めて5単位以上取得 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 外国語講読系 | 全 | 4 | 英語ⅣA | 4-5 英語特講Ⅰ | | | | | | |
| | 4 | 英語ⅣB | 4-5 英語特講Ⅱ | | | | | | | |
| | 5 | 英語Ⅴ | 4-5 第二外国語Ⅰ | | | | | | | |
| | | | 4-5 第二外国語Ⅱ | | | | | | | |
| M | 5 | 機械システム工学ゼミナール | | | | P | 1 | 英語講読 | | |
| | 5 | 工業英語 | | | | | | | | |
| | 5 | 工業英語Ⅱ | | | | | | | | |
| | 5 | 工業英語Ⅲ | | | | | | | | |
| S | 4 | 材料化学セミナー | 4 | 物質化学工学演習Ⅰ | | A | 1 | 英語講読 | | |
| | 4 | 生物化学工学セミナー | | | | | | | | |
| 外国語コミュニケーション系 | 全 | | | 4-5 英会話Ⅰ | | P | 1 | 英会話Ⅰ | | |
| | | | | 4-5 英会話Ⅱ | | A | 1 | 英会話Ⅱ | | |

1. 基礎工学科目

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|------------|------------|-----------|---------|---|---|--------|--|
| ①設計・システム系 | M | 4 | 機械要素Ⅰ | 5 | 計算力学 | | | | |
| | | 4 | 機械要素Ⅱ | | | | | | |
| | | 4 | メカトロニクスⅠ | | | | | | |
| | | 4 | メカトロニクスⅡ | | | | | | |
| | | 4 | 機械設計演習Ⅰ | | | | | | |
| | | 4 | 機械設計演習Ⅱ | | | | | | |
| | | 4 | センシング工学Ⅰ | | | | | | |
| | | 4 | センシング工学Ⅱ | | | | | | |
| | | 5 | 機械システム工学演習 | | | | | | |
| | | 5 | 制御工学Ⅰ | | | | | | |
| | E | 5 | 制御工学Ⅱ | | | | | | |
| | | 5 | メカトロニクスⅢ | | | | | | |
| | | 5 | メカトロニクスⅣ | | | | | | |
| | | 4 | 電気回路Ⅰ | 4 | 電気情報演習A | | | | |
| | | 4 | 電気回路Ⅱ | 4 | 電気情報演習B | | | | |
| | | 4 | 電子回路Ⅰ | | | | | | |
| | | 4 | 電子回路Ⅱ | | | | | | |
| | | 4 | 電磁気Ⅰ | | | | | | |
| | | 4 | 電磁気Ⅱ | | | | | | |
| | | 4 | 情報システム工学 | | | | | | |
| C | 4 | ロボット機構学Ⅰ | | | | | | | |
| | 4 | ロボット機構学Ⅱ | | | | | | | |
| | 4 | 計測工学Ⅰ | | | | | | | |
| | 4 | 計測工学Ⅱ | | | | | | | |
| | 4 | 制御工学Ⅰ | | | | | | | |
| | 4 | 制御工学Ⅱ | | | | | | | |
| | 4 | 計算機応用設計演習Ⅰ | | | | | | | |
| | 4 | 計算機応用設計演習Ⅱ | | | | | | | |
| | 5 | 制御工学Ⅲ | | | | | | | |
| | 5 | 制御工学Ⅳ | | | | | | | |
| S | 5 | 自動加工工学Ⅰ | | | | | | | |
| | 5 | 自動加工工学Ⅱ | | | | | | | |
| | 5 | 自動設計学Ⅰ | | | | | | | |
| | 5 | 自動設計学Ⅱ | | | | | | | |
| | 5 | 化学工学Ⅴ | 5 | エネルギー工学 | | | | | |
| 基礎工学科目 | 5 | 基礎工学概論Ⅰ | 5 | プロセス工学 | | A | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| ②情報・論理系 | M | 4 | プログラミング応用Ⅰ | | | | | | |
| | E | 4 | プログラミング応用Ⅱ | | | | | | |
| | S | 4 | 情報理論 | | | | | | |
| | 5 | 電子工学Ⅱ | | | | | | | |
| | 5 | 数値解析Ⅰ | | | | | | | |
| C | 5 | 数値解析Ⅱ | 4 | 物質化学工学演習Ⅱ | | A | 1 | 化学情報工学 | |

「環境・生産システム工学」教育プログラムにおける一般基礎科目・基礎工学科目・専門工学科目の分類表

【平成26年度専攻科入学生用】

| 分類 | 本科科目 | | | | 専攻科目 | | | | | | | |
|---------|------|----------|-----------|------------|--------|----|----|--------|------|------|--------|--------|
| | 学科 | 必修 | | 選択 | | 専攻 | 必修 | | 選択 | | | |
| | | 学年 | 科目名 | 学年 | 科目名 | | 学年 | 科目名 | 取得基準 | | | |
| ③材料・ハイ系 | M | 4 | 電子物性工学 | 5 | 塑性加工学 | P | 1 | 材料工学特論 | 1 | 生命科学 | | |
| | | E | 5 | 半導体工学 | | | | | | | | |
| | S | 4 | 加工学 I | | | A | | | 1 | 生命科学 | | |
| | | E | 4 | 加工学 II | | | | | | | | |
| | C | 4 | 材料化学 I | 5 | 電気化学 | | | | | 1 | 生命科学 | |
| | | 4 | 材料化学 II | 5 | 環境分析 | | | | | | | |
| | | 4 | 生物工学 I | 5 | 基礎生命科学 | | | | | | | |
| | | 4 | 生物工学 II | 5 | 無機化学特論 | | | | | | | |
| | | 5 | 化学工業 | 5 | 有機化学特論 | | | | | | | |
| | | 5 | 高分子化学 | 5 | 応用微生物学 | | | | | | | |
| | | | 5 | シミュレーション化学 | | | | | | | | |
| | | | 5 | 反応工学 | | | | | | | | |
| | | | 5 | 生物化学特論 | | | | | | | | |
| ④力学系 | M | 4 | 熱力学 I | 5 | 計算力学 | | | | | 2 | 計算力学特論 | |
| | | 4 | 熱力学 II | 5 | ロボティクス | | | | | | | |
| | | 4 | 流体力学 I | | | | | | | | | |
| | | 4 | 流体力学 II | | | | | | | | | |
| | | 4 | 材料力学II | | | | | | | | | |
| | | 4 | 材料力学III | | | | | | | | | |
| | E | 5 | 機械力学 I | | | P | | | | | | |
| | | E | 5 | 機械力学 II | | | | | | | | |
| | | S | 4 | 電気機械工学 | | | | | | | | |
| | S | 4 | 工業力学 I | | | A | | | | | | |
| | | 4 | 工業力学 II | | | | | | | | | |
| | | 4 | 材料力学 I | | | | | | | | | |
| | | 4 | 材料力学 II | | | | | | | | | |
| | | 4 | 熱・流体工学 I | | | | | | | | | |
| | | 4 | 熱・流体工学 II | | | | | | | | | |
| | C | 5 | 計算力学 I | 5 | 物理化学特論 | | | | | | 2 | 計算力学特論 |
| | | 4 | 物理化学 II | | | | | | | | | |
| | | 4 | 物理化学 III | | | | | | | | | |
| 4 | | 化学工学 II | | | | | | | | | | |
| 4 | | 化学工学 III | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| ⑤社会技術系 | M | 5 | 生産技術論 | | | P | 1 | 技術者倫理 | | | | |
| | | E | 5 | 電力システム工学 | | | | | | | | |
| | S | 5 | システム工学 I | | | A | 1 | 技術者倫理 | | | | |
| | | C | 5 | システム工学 II | | | | | | | | |
| | | | 5 | 生物環境化学 | | | | | | | | |
| | | | 5 | 基礎工学概論 II | | | | | | | | |

2. 専門工学科目

| | | | | | | | | | | | |
|--------|---|---|---------------|------------|-------------|------------|---------------|----------------|-------------------|-------------------|--------------|
| ①専門応用系 | M | 5 | 熱エネルギー工学 I | 5 | オプトエレクトロニクス | P | 1 | 生産システム工学 | 1 | 連続体力学 | |
| | | 5 | 熱エネルギー工学 II | | | | | 1 | | 電磁気学特論 | |
| | | E | 5 | 流体工学 I | | | | | | | 集積回路設計 |
| | E | | | | 5 | 量子エレクトロニクス | A | 1 | 固体電子工学 | 1 | 知能機械 |
| | | | | | 5 | 環境エネルギー工学 | | | 1 | | 形状処理工学特論 |
| | | | | | 5 | 光エレクトロニクス | | | 2 | | 圧縮性流体力学 |
| | | | | | 5 | システム制御工学 | | | 2 | | 情報セキュリティ概論 |
| | | | | | 5 | コンピュータ工学 | | | 2 | | 画像処理工学 |
| | | | | | 5 | 通信工学 | | | 2 | | メカトロニクス特論 |
| | S | 5 | メカトロニクス I | 5 | 情報ネットワーク | A | 1 | 工業物理化学特論 | 1 | 応用有機化学特論 | |
| | | 5 | メカトロニクス II | 5 | 知識工学 | | | 1 | | 環境触媒化学特論 | |
| | | C | 4 | 機器分析 | 5 | | | 電磁波工学 | | 1 | 有機合成化学 |
| | | | 5 | 情報アルゴリズム | | | 1 | 複合材料 | 1 | 応用微生物学特論 | |
| | | | | | | | 2 | 生物工学特論 | 2 | 生物工学特論 | |
| | | | | | | | 2 | 機能性材料 | 2 | 機器分析特論 | |
| | | | | | | | 2 | 機器分析特論 | 2 | 生物資源化学特論 | |
| | | | | | | | 2 | メカトロニクス特論 | 2 | メカトロニクス特論 | |
| ②工学実験系 | M | 4 | 機械システム工学実験 I | | | P | 1 | 生産システム工学特別実験 | | | |
| | | 4 | 機械システム工学実験 II | | | | | | | | |
| | | E | 5 | 機械システム工学演習 | | | | | | | |
| | E | 4 | 電気情報工学実験 I | | | A | 1 | 応用化学特別実験 | | | |
| | | 4 | 電気情報工学実験 II | | | | | | | | |
| | | S | 4 | 工学実験 I | | | | | | | |
| | S | 5 | 工学実験 II | | | A | 1 | 生産システム工学特別研究 | 1 | 生産システム工学特別セミナー I | |
| | | 5 | 工学実験 III | | | | | 2 | | 生産システム工学特別セミナー II | |
| | | C | 4 | 物理化学実験 | | | | | | 2 | 応用化学特別研究 |
| | | | 4 | 化学工学実験 | | | 2 | エンジニアリングデザイン | 2 | エンジニアリングデザイン | |
| | | | 5 | 材料化学実験 | | | 2 | 応用化学特別研究 | 2 | エンジニアリングデザイン | |
| | | | 5 | 生物化学工学実験 | | | 2 | 応用化学特別セミナー I | 2 | エンジニアリングデザイン | |
| | | | | | | 2 | 応用化学特別セミナー II | 2 | 応用化学特別セミナー II | | |
| ③課題解決系 | M | 5 | 卒業研究 | | | P | 1 | 生産システム工学特別研究 | 1 | 生産システム工学特別セミナー I | |
| | | E | 5 | 卒業研究 | | | | | | 2 | 生産システム工学特別研究 |
| | S | 4 | 卒業研究 | 4 | 副成工学演習 A | A | 1 | 応用化学工学特別セミナー I | 1 | 応用化学特別研究 | |
| | | C | 5 | 卒業研究 | 4 | | | 副成工学演習 B | | 2 | エンジニアリングデザイン |
| | | | | | | | | 2 | 生産システム工学特別セミナー II | 2 | 生産システム工学特別研究 |
| | | | | | | | | 2 | 応用化学特別研究 | 2 | エンジニアリングデザイン |
| | | | | | | | 2 | 応用化学特別セミナー I | 2 | エンジニアリングデザイン | |
| | | | | | | | 2 | 応用化学特別セミナー II | 2 | 応用化学特別セミナー II | |
| ④実務対応系 | M | 4 | 企業実習 | | | P | 1 | 2 | インターンシップ | | |
| | | E | 4 | 企業実習 | | | | | | | |
| | S | 4 | 企業実習 | | | A | 1 | 2 | インターンシップ | | |
| | | C | 4 | 企業実習 | | | | | | | |

〔 〕は、学則上は選択科目であっても、教育プログラムでは取得が必要な科目または単位

**「環境・生産システム工学」教育プログラムの学習・教育目標に対する
達成度評価対象の評価方法及び評価基準（Ⅰ）**

【平成26年度専攻科入学生用】

| 学習・教育目標 | | 達成度評価対象 | | 各対象の評価方法及び評価基準 | | | |
|---------|----------|----------------|--|--|-----------|-----------------------------|--|
| A | A-1 | 数学系科目 | 科目群は分類表に示す | 本科の数学系、自然科学系、情報技術系の必修科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | | |
| | | 自然科学系科目 | | | | | |
| | | 情報技術系科目 | | | | | |
| A | A-2 | 基礎工学科目 | 科目群は分類表に示す | 本科の基礎工学科目①～④の各系の必修科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | | |
| | | A-3 | | | 工学実験系科目 | 科目群は分類表に示す | 本科の左記の科目群の中から必修科目と卒業研究を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 |
| | | | | | | | |
| B | B-1 | 人文系科目（言語表現を除く） | 科目群は分類表に示す | 本科の左記の人文系科目及び社会系科目からそれぞれ2単位以上を取得 | | | |
| | | 社会系科目 | | | | | |
| | B-2 | 人文系科目（言語表現を除く） | 科目群は分類表に示す | 単位の取得条件はシラバスに記載 | | | |
| B | B-3 | 社会技術系科目 | 科目群は分類表に示す | 本科の左記の科目群の中から1科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | | |
| | | C-1 | | | 言語表現、卒業研究 | 左記の科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | | | | | C-2 | | 外国語コミュニケーション系科目 |
| C-3 | 外国語講読系科目 | 科目群は分類表に示す | 本科の左記の科目群の中から2科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | | | |
| D | D-1 | 基礎工学科目 | 科目群は分類表に示す | 本科で、基礎工学科目は①～⑤の各系から、専門工学科目は①から必修科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | | |
| | | 専門工学科目 | | | | | |
| | D-2 | 基礎工学科目 | 科目群は分類表に示す | 本科で、基礎工学科目は①～⑤の各系から、専門工学科目は①、②から必修科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | | |
| 専門工学科目 | | | | | | | |
| D | D-3 | 卒業研究 | | 左記の科目を取得 詳細はシラバスに記載 | | | |
| | | E-1 | | | 工学実験系科目 | 科目群は分類表に示す | 本科の左記の科目群の中から必修科目と卒業研究を取得 詳細はシラバスに記載 |
| | | | | | 卒業研究 | | |
| E | E-2 | 工学実験系科目 | 科目群は分類表に示す | 本科の左記の科目群の中から必修科目と卒業研究を取得 詳細はシラバスに記載 | | | |
| | | 卒業研究 | | | | | |
| | E-3 | 卒業研究、企業実習 | | 卒業研究は取得を要するが、企業実習は取得しても良い 詳細はシラバスに記載 | | | |

得点率60%以上で合格あるいは単位取得できる。

**「環境・生産システム工学」教育プログラムの学習・教育目標に対する
達成度評価対象の評価方法及び評価基準（Ⅰ）**

機械システム工学科＋生産システム工学専攻

【平成26年度専攻科入学生用】

| 学習・教育目標 | | 達成度評価対象 | 各対象の評価方法及び評価基準 | 総合評価方法及び評価基準 |
|---------|-----|-----------------------------|--|--|
| A | A-1 | 数学系科目 自然科学系科目 情報技術系科目 | 科目群は別表第1に示す 数学系科目から3科目以上、自然科学系科目から3科目以上、情報技術系科目から1科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 大学評価・学位授与機構に提出する「学修成果報告書」が合格すること。 3. 総合評価対象科目 A-1: 応用解析学Ⅱ、環境科学、工学情報処理演習 A-2: 流体力学Ⅰ・Ⅱ、材料工学特論 A-3: 機械システム工学実験Ⅰ・Ⅱ |
| | A-2 | 基礎工学科目 | 科目群は別表第1に示す 基礎工学科目①～④の各系から1科目以上、計11科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | A-3 | 工学実験系科目 | 科目群は別表第1に示す 左記の科目群の中から2科目以上を取得 詳細はシラバスに記載 | |
| B | B-1 | 人文系科目(言語表現を除く) 社会科学系科目 | 科目群は別表第1に示す 左記の人文系科目及び社会科学系科目からそれぞれ2単位以上を取得 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 大学評価・学位授与機構に提出する「学修成果報告書」が合格すること。 3. 総合評価対象科目 B-1: 史学A B-2: 国際関係論 B-3: 技術者倫理 |
| | B-2 | 人文系科目(言語表現を除く) 社会科学系科目 | 科目群は別表第1に示す 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | B-3 | 技術者倫理 社会技術系科目 | 科目群は別表第1に示す 左記の科目および科目群の中から1科目の計2科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| C | C-1 | 言語表現、卒業研究、特別研究 | 左記の科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 特別研究の研究成果を学外に公表すること。 |
| | C-2 | 外国語コミュニケーション系科目 | 科目群は別表第1に示す 左記の科目群の中から1科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. TOEICスコア400点相当以上の英語力を有すること。 |
| | C-3 | 外国語講読系科目 | 科目群は別表第1に示す 左記の科目群の中から3科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| D | D-1 | 基礎工学科目 専門工学科目 | 科目群は別表第1に示す 基礎工学科目は①～⑤の各系から1科目以上、計12科目以上、専門工学科目は①の中から2科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 特別研究の研究成果を学外に公表すること。 3. 総合評価対象科目 D-1・2: 機械力学Ⅰ・Ⅱ、熱エネルギー工学Ⅰ、生産システム工学 D-3: エンジニアリングデザイン |
| | D-2 | 基礎工学科目 専門工学科目 | 科目群は別表第1に示す 基礎工学科目は①～⑤の各系から1科目以上、計12科目以上、専門工学科目は①、②の中から各2科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | D-3 | 卒業研究、特別研究、特別ゼミナールⅠ・Ⅱ、創造工学 | 左記の科目を全て取得 詳細はシラバスに記載 | |
| E | E-1 | 工学実験系科目 卒業研究、特別研究 | 科目群は別表第1に示す 左記の科目群の中から2科目以上と卒業研究、特別研究を取得 詳細はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 学位を取得すること。 3. 総合評価対象科目 E-1・2: 機械システム工学実験Ⅰ・Ⅱ、生産システム工学特別実験 E-3: インターンシップ |
| | E-2 | 工学実験系科目 卒業研究、創造工学 | 科目群は別表第1に示す 左記の科目群の中から2科目以上と卒業研究、創造工学を取得 詳細はシラバスに記載 | |
| | E-3 | 卒業研究、特別研究、創造工学、インターンシップ | 左記の科目を全て取得 詳細はシラバスに記載 | |

得点率60%以上で合格あるいは単位取得できる。

**「環境・生産システム工学」教育プログラムの学習・教育目標に対する
達成度評価対象の評価方法及び評価基準 (11)**

電気情報工学科＋生産システム工学専攻

【平成26年度専攻科入学生用】

| 学習・教育目標 | | 達成度評価対象 | | 各対象の評価方法及び評価基準 | 総合評価方法及び評価基準 |
|---------|-----|---|-------------|--|--|
| A | A-1 | 数学系科目 ----- 自然科学系科目 ----- 情報技術系科目 | 科目群は別表第1に示す | 数学系科目から3科目以上、自然科学系科目から3科目以上、情報技術系科目から1科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 大学評価・学位授与機構に提出する「学修成果報告書」が合格すること。 3. 総合評価対象科目 A-1: 応用解析学Ⅱ、環境科学、工学情報処理演習 A-2: 電気回路Ⅰ・Ⅱ、材料工学特論 A-3: 電気情報工学実験Ⅰ・Ⅱ |
| | A-2 | 基礎工学科目 | 科目群は別表第1に示す | 基礎工学科目①～④の各系から1科目以上、計1科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | A-3 | 工学実験系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から2科目以上を取得 詳細はシラバスに記載 | |
| B | B-1 | 人文系科目(言語表現を除く) ----- 社会系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の人文系科目及び社会系科目からそれぞれ2単位以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 大学評価・学位授与機構に提出する「学修成果報告書」が合格すること。 3. 総合評価対象科目 B-1: 史学A B-2: 国際関係論 B-3: 技術者倫理 |
| | B-2 | 人文系科目(言語表現を除く) ----- 社会系科目 | 科目群は別表第1に示す | | |
| | B-3 | 技術者倫理 ----- 社会技術系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目および科目群の中から1科目の計2科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| C | C-1 | 言語表現、卒業研究、特別研究 | | 左記の科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 特別研究の研究成果を学外に公表すること。 1. 左記全てを満足すること。 2. TOEICスコア400点相当以上の英語力を有すること。 |
| | C-2 | 外国語コミュニケーション系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から1科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | C-3 | 外国語講読系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から3科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| D | D-1 | 基礎工学科目 ----- 専門工学科目 | 科目群は別表第1に示す | 基礎工学科目は①～⑤の各系から1科目以上、計1科目以上、専門工学科目は①の中から2科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 特別研究の研究成果を学外に公表すること。 3. 総合評価対象科目 D-1・2: 情報理論、生産システム工学 D-3: エンジニアリングデザイン |
| | D-2 | 基礎工学科目 ----- 専門工学科目 | 科目群は別表第1に示す | 基礎工学科目は①～⑤の各系から1科目以上、計1科目以上、専門工学科目は①、②の中から各2科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | D-3 | 卒業研究、特別研究、特別ゼミナールⅠ・Ⅱ、創造工学 | | 左記の科目を全て取得 詳細はシラバスに記載 | |
| E | E-1 | 工学実験系科目 ----- 卒業研究、特別研究 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から2科目以上と卒業研究、特別研究を取得 詳細はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 学位を取得すること。 3. 総合評価対象科目 E-1・2: 電気情報工学実験Ⅰ・Ⅱ、生産システム工学特別実験 E-3: インターンシップ |
| | E-2 | 工学実験系科目 ----- 卒業研究、創造工学 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から2科目以上と卒業研究、創造工学を取得 詳細はシラバスに記載 | |
| | E-3 | 卒業研究、特別研究、創造工学、インターンシップ | | 左記の科目を全て取得 詳細はシラバスに記載 | |

得点率60%以上で合格あるいは単位取得できる。

**「環境・生産システム工学」教育プログラムの学習・教育目標に対する
達成度評価対象の評価方法及び評価基準（II）**

制御情報工学科＋生産システム工学専攻

【平成26年度専攻科入学生用】

| 学習・教育目標 | | 達成度評価対象 | | 各対象の評価方法及び評価基準 | 総合評価方法及び評価基準 |
|---------|-----|---|-------------|---|--|
| A | A-1 | 数学系科目 ----- 自然科学系科目 ----- 情報技術系科目 | 科目群は別表第1に示す | 数学系科目から3科目以上、自然科学系科目から3科目以上、情報技術系科目から1科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 大学評価・学位授与機構に提出する「学修成果報告書」が合格すること。 3. 総合評価対象科目 A-1: 応用解析学Ⅱ、環境科学、工学情報処理演習 A-2: 電子工学Ⅰ・Ⅱ、材料工学特論 A-3: 工学実験Ⅰ・Ⅱ |
| | A-2 | 基礎工学科目 | 科目群は別表第1に示す | 基礎工学科目①～④の各系から1科目以上、計11科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | A-3 | 工学実験系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から2科目以上を取得 詳細はシラバスに記載 | |
| B | B-1 | 人文系科目(言語表現を除く) ----- 社会系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の人文系科目及び社会系科目からそれぞれ2単位以上を取得 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 大学評価・学位授与機構に提出する「学修成果報告書」が合格すること。 3. 総合評価対象科目 B-1: 史学A B-2: 国際関係論 B-3: 技術者倫理 |
| | B-2 | 人文系科目(言語表現を除く) ----- 社会系科目 | 科目群は別表第1に示す | 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | B-3 | 技術者倫理 ----- 社会技術系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目および科目群の中から1科目の計2科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| C | C-1 | 言語表現、卒業研究、特別研究 | | 左記の科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 特別研究の研究成果を学外に公表すること。 1. 左記全てを満足すること。 2. 70 E I Cスコア400点相当以上の英語力を有すること。 |
| | C-2 | 外国語コミュニケーション系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から1科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | C-3 | 外国語講読系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から3科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| D | D-1 | 基礎工学科目 ----- 専門工学科目 | 科目群は別表第1に示す | 基礎工学科目は①～⑤の各系から1科目以上、計12科目以上、専門工学科目は①の中から2科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 特別研究の研究成果を学外に公表すること。 3. 総合評価対象科目 D-1・2: 制御工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、生産システム工学 D-3: エンジニアリングデザイン |
| | D-2 | 基礎工学科目 ----- 専門工学科目 | 科目群は別表第1に示す | 基礎工学科目は①～⑤の各系から1科目以上、計12科目以上、専門工学科目は①、②の中から各2科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | |
| | D-3 | 卒業研究、特別研究、特別ゼミナールⅠ・Ⅱ、創造工学 | | 左記の科目を全て取得 詳細はシラバスに記載 | |
| E | E-1 | 工学実験系科目 ----- 卒業研究、特別研究 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から2科目以上と卒業研究、特別研究を取得 詳細はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 学位を取得すること。 3. 総合評価対象科目 E-1・2: 工学実験Ⅰ・Ⅱ、生産システム工学特別実験 E-3: インターンシップ |
| | E-2 | 工学実験系科目 ----- 卒業研究、創造工学 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から2科目以上と卒業研究、創造工学を取得 詳細はシラバスに記載 | |
| | E-3 | 卒業研究、特別研究、創造工学、インターンシップ | | 左記の科目を全て取得 詳細はシラバスに記載 | |

得点率60%以上で合格あるいは単位取得できる。

**「環境・生産システム工学」教育プログラムの学習・教育目標に対する
達成度評価対象の評価方法及び評価基準 (II)**

物質化学工学科＋応用化学専攻

【平成26年度専攻科入学生用】

| 学習・教育目標 | | 達成度評価対象 | | 各対象の評価方法及び評価基準 | 総合評価方法及び評価基準 | |
|---------|-----|---|-------------|---|---|---|
| A | A-1 | 数学系科目 ----- 自然科学系科目 ----- 情報技術系科目 | 科目群は別表第1に示す | 数学系科目から3科目以上、自然科学系科目から3科目以上、情報技術系科目から1科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 大学評価・学位授与機構に提出する「学修成果報告書」が合格すること。 3. 総合評価対象科目 A-1: 応用解析学Ⅱ、環境科学、工学情報処理演習 A-2: 物理化学Ⅱ・Ⅲ、化学情報工学 A-3: 化学工学実験 | |
| | A-2 | 基礎工学科目 | 科目群は別表第1に示す | 基礎工学科目①～④の各系から1科目以上、計11科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | |
| | A-3 | 工学実験系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から2科目以上を取得 詳細はシラバスに記載 | | |
| B | B-1 | 人文系科目(言語表現を除く) ----- 社会系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の人文系科目及び社会系科目からそれぞれ2単位以上を取得 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 大学評価・学位授与機構に提出する「学修成果報告書」が合格すること。 3. 総合評価対象科目 B-1: 史学A B-2: 国際関係論 B-3: 技術者倫理 | |
| | B-2 | 人文系科目(言語表現を除く) ----- 社会系科目 | 科目群は別表第1に示す | 単位の取得条件はシラバスに記載 | | |
| | B-3 | 技術者倫理 ----- 社会技術系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目および科目群の中から1科目の計2科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | |
| C | C-1 | 言語表現、卒業研究、特別研究 | | 左記の科目を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 特別研究の研究成果を学外に公表すること。 | |
| | C-2 | 外国語コミュニケーション系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から1科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | 1. 左記全てを満足すること。 2. TOEICスコア400点相当以上の英語力を有すること。 |
| | C-3 | 外国語講読系科目 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から3科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | |
| D | D-1 | 基礎工学科目 ----- 専門工学科目 | 科目群は別表第1に示す | 基礎工学科目は①～⑤の各系から1科目以上、計12科目以上、専門工学科目は①の中から2科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 特別研究の研究成果を学外に公表すること。 3. 総合評価対象科目 D-1・2: 高分子化学、工業物理化学特論 D-3: エンジニアリングデザイン | |
| | D-2 | 基礎工学科目 ----- 専門工学科目 | 科目群は別表第1に示す | 基礎工学科目は①～⑤の各系から1科目以上、計12科目以上、専門工学科目は①、②の中から各2科目以上を取得 単位の取得条件はシラバスに記載 | | |
| | D-3 | 卒業研究、特別研究、特別ゼミナールⅠ・Ⅱ、創造工学 | | 左記の科目を全て取得 詳細はシラバスに記載 | | |
| E | E-1 | 工学実験系科目 ----- 卒業研究、特別研究 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から2科目以上と卒業研究、特別研究を取得 詳細はシラバスに記載 | 1. 左記全てを満足すること。 2. 学位を取得すること。 3. 総合評価対象科目 E-1・2: 材料化学実験、生物化学工学実験、応用化学特別実験 E-3: インターンシップ | |
| | E-2 | 工学実験系科目 ----- 卒業研究、創造工学 | 科目群は別表第1に示す | 左記の科目群の中から2科目以上と卒業研究、創造工学を取得 詳細はシラバスに記載 | | |
| | E-3 | 卒業研究、特別研究、創造工学、インターンシップ | | 左記の科目を全て取得 詳細はシラバスに記載 | | |

得点率60%以上で合格あるいは単位取得できる。

旭川工業高等専門学校外国人留学生規程

制 定 昭和62年1月23日

最終改正 平成24年10月11日

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第56条の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学)

第2条 校長は、文部科学省が定めた日本語教育の課程を修了した留学生に対して、第3学年に編入学を許可する。

(教育課程)

第3条 留学生の第3学年における教育課程は、学則第13条の規定にかかわらず、特別に編成することができる。

2 前項に定める特別に編成する教育課程は、別表に掲げる授業科目について、特別に編成するものとし、その学習をもって通常の教育課程の一部の履修に代えることができるものとする。

3 留学生の第4学年及び第5学年における教育課程は、原則として学則第13条に規定するところによるものとする。

(留学生指導教員)

第4条 留学生に対し、学習及び生活の指導をするため各留学生に留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、当該留学生の学級担任をもって充てる。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、当該留学生の所属学科の教員の中から学科長の推薦に基づき、校長が任命する。

(チューター)

第5条 学校生活及び個人生活等について、留学生の相談に応じ助言を与えるため、チューターを置く。

2 チューターは、留学生の所属学科の学生の中から学科長の推薦に基づき、校長が選考する。

3 チューターは、必要に応じ指導教員に連絡し、その指示を受けるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学則及びその他の規程等を準用する。

別表

| 学則別表第1に定める 授業科目名 | | | 外国人留学生に対し特別に編成する授業科目名 | | |
|---------------------|-------|-----|-----------------------|----------|-----|
| 区 分 | 授業科目名 | 単位数 | 区 分 | 授業科目名 | 単位数 |
| 一般科目 | 国 語 Ⅲ | 2 | 一般科目 | 日本語 | 2 |
| | 世 界 史 | 2 | 機械システム工学科 専門科目 | 工学演習 | 2 |
| | | | 電気情報工学科 専門科目 | 電気情報基礎演習 | 2 |
| | | | システム制御情報工学科 専門科目 | 情報処理 | 2 |
| | | | 物質化学工学科 専門科目 | 分析化学 | 2 |

旭川工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（平成24年規則第113号）に定めるもののほか、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談員)

第2条 相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情の申出及び相談（以下「苦情・相談」という。）を受け付けること。
- (2) 前号の苦情・相談の内容を、次条第2項に規定する相談室長に報告すること。
- (3) 必要に応じ、当事者等に事実確認を行うこと。
- (4) 必要に応じ、当事者に対して提言を行うこと。

2 相談員は、校長が指名する若干名をもって充てる。

3 校長は、前項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等に関し識見を有する学外者を相談員に加えることができる。

4 相談員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、前項に規定する相談員の任期は1年とし、再任されることができる。

(相談室)

第3条 苦情・相談への対応を適切かつ円滑に行うため、全相談員からなるハラスメント相談室（以下「相談室」という。）を置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情・相談への対応方針を検討し、必要な措置を講ずること。
- (2) ハラスメントの防止等のために必要な情報を、次条第1項に規定する旭川工業高等専門学校ハラスメント対策室（以下「対策室」という。）へ報告すること。
- (3) ハラスメントに起因する問題に係る事実関係の調査を、対策室へ要請すること。
- (4) 苦情・相談の事例を研究すること。

2 相談室に室長（以下「相談室長」という。）を置き、相談員の中から校長が指名する。

(対策室)

第4条 本校に、ハラスメントの防止等に関する施策を実施するため、対策室を置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメントの防止等に関する啓発活動及び研修を実施すること。
- (2) ハラスメントに起因する問題の解決に関し、相談室に対し指導又は助言すること。
- (3) ハラスメントに起因する問題について事前に校長に報告の上、事実関係を調査すること。

- (4) ハラスメントに起因する問題の防止策を検討すること。
 - (5) ハラスメントの防止等に係る環境の改善並びに教職員、学生等及び関係者への指導・啓発等に関し、関係する学内組織の長へ要請すること。
 - (6) ハラスメントの調査の結果等について、当事者に報告すること。
 - (7) その他ハラスメントの防止等に関し必要な業務
- 2 対策室は、前項に規定する業務を行うに当たり、必要に応じ、学外有識者及び弁護士
の意見を聞くことができるものとする。
 - 3 対策室は、次に掲げる室員をもって組織する。
 - (1) 副校長
 - (2) 相談室長
 - (3) 事務部長
 - (4) その他校長が指名する者
 - 4 前項第4号の室員の任期は1年とし、再任されることができる。
 - 5 対策室に室長（以下「対策室長」という。）を置き、第3項第1号に掲げる者をもって充てる。
 - 6 対策室長は、対策室の業務を統括する。
 - 7 校長は、必要に応じ対策室に加わることができる。
(調査委員会)

第5条 対策室長は、ハラスメントに起因する問題について、事実関係を調査するため、当該問題ごとにハラスメントの調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、3名以上の委員で組織する。
- 3 委員は、校長が指名する。ただし、当該苦情・相談を担当する相談員及び当該苦情・相談の当事者との間において利害関係を有する者を委員に委嘱することはできない。
- 4 校長は、調査委員会による調査の過程で、委員と当該苦情・相談の当事者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに当該委員の委嘱を解くものとする。
- 5 委員は、複数の調査委員会の委員を兼ねることができる。
- 6 調査委員会に委員長を置き、委員の中から校長が指名する。
- 7 調査委員会は、事実関係の調査結果を対策室長に報告する。
- 8 対策室長は、当該ハラスメントに起因する問題が解決したときは、調査委員会を解散するものとする。

(報告義務)

第6条 教職員は、苦情・相談が他の教職員、学生等又は関係者からなされた場合は、速やかに相談員に報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーの保護に配慮するとともに、業務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 教職員及び学生等は、苦情・相談、当該苦情・相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関する正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(庶務)

第9条 対策室及び相談室に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等について必要な事項は、校長が別に定める。

平成26年度

学生生活のしおり

平成26年4月発行

編集 独立行政法人国立高等専門学校機構
旭川工業高等専門学校
〒071-8142
旭川市春光台2条2丁目1番6号